

平成 30 年第 2 回定例会

むかわ町議会会議録

平成30年 6 月 10 日 開会

平成30年 6 月 13 日 閉会

むかわ町議会

平成30年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月10日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針	7
一般質問	27
山崎満敬議員	27
野田省一議員	36
佐藤守議員	55
大松紀美子議員	61
東千吉議員	69
舞良喜久議員	85
会議時間の延長	91
北村修議員	92
津川篤議員	104
散会	107

第 2 号 (6月11日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	110
出席議員	110
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	111
事務局職員出席者	112
開 議	113
議事日程の報告	113
報告第2号の上程、説明、質疑	113
報告第3号の上程、説明、質疑	115
同意第8号から同意第34号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第37号から議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	146
延 会	207

第 3 号 (6月13日)

議事日程	209
本日の会議に付した事件	210
出席議員	210
欠席議員	210
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	210
事務局職員出席者	211
開 議	212

議事日程の報告	2 1 2
議案第 3 7 号から議案第 4 2 号の一括上程、質疑、討論、採決	2 1 2
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 0
諸般の報告	2 3 2
意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 2
意見書案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 3
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 0
閉会中の特定事件等調査の件	2 4 2
議員の派遣に関する件	2 4 2
閉議及び閉会	2 4 2
署名議員	2 4 5

むかわ町告示第20号

平成30年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月31日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年6月10日（日）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	東	千 吉	議員	2 番	舞 良 喜 久	議員
3 番	山 崎	満 敬	議員	4 番	佐 藤	守 議員
5 番	大 松	紀美子	議員	6 番	三 上	純 一 議員
7 番	野 田	省 一	議員	8 番	三 倉	英 規 議員
9 番	星	正 臣	議員	1 0 番	津 川	篤 議員
1 1 番	北 村	修	議員	1 2 番	中 島	勲 議員
1 3 番	小 坂	利 政	議員			

不応招議員（なし）

平成30年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成30年6月10日（日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	中 島 勲 議 員
13 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和

総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課 主 幹	梅 津 晶
総務企画課 主 幹	大 塚 治 樹	総務企画課 主 幹	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	酒 卷 宏 臣
産業振興課 主 幹	東 和 博	産業振興課 主 幹	今 井 巧
産業振興課 主 幹	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	長谷山 一 樹
地域振興課 主 幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド 戦略室 長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室 主 幹	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課 主 幹	高 木 龍一郎	地域経済課 主 幹	西 村 和 将
国民健康保険 穂別診療所 事務 主 幹	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局 長	成 田 忠 則	農業委員会 事務局 長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、東千吉議員、2番、舞良喜久議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、6月4日開催の第3回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。
佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、6月4日に開催しました第3回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、総務企画課長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は42件で、その内訳は、報告2件、同意27件、議案13件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括として議題とする案件は、会期日程表に記載のとおりでございます。同意第8号から同意第34号までの27件、議案第37号から議案第42号までの6件であります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は10件であり、その内訳は、発議1件、意見書案6件、報告2件であります。

発議1件につきましては、恐竜ワールド構想調査特別委員会の設置に関する件であります。

次に、意見書案についてであります。議員提出意見書案については1件であり、5月31日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番は、意見書案第2号として所定の賛成者をつけ提出されております。

また、陳情文書表の9件については、3月定例会締め切り日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。5月31日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号6番、8番から11番までの5件につきましては、所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号3番から5番、7番の4件については、全議員へ印刷配付することとされております。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか7名から24項目の通告がありました。その取り扱いは、通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、恐竜ワールド関係5件、社会福祉施設整備支援関係3件、むかわ竜命名関係2件提出されております。質問される方は、質疑事項が重複しないよう配慮をお願いいたします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から13日までの4日間としたところでございます。

質問される方は要領よく簡潔に質問をされ、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由とさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映をしますので、お知らせをいたします。

以上申し上げて、平成30年第3回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から13日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第84号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の主要説明、教育長 教育行政執行方針

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告、町長町政執行方針、町長提出事件の主要説明及び教育長の教育行政執行方針を行います。

町長から、行政報告、町政執行方針及び提出事件の主要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

まずもって、本日、議員の皆様には御出席をいただき、町議会第2回の定例会を開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

今議会は、改選後の定例会としては初回となりますので、私の向こう4年間の任期におけ

る町政運営の所信をまず申し上げます。

まず、私の2期目におけます町政の基本的な考え方について述べさせていただきます。

私は、この4年間、人口減少と少子高齢化、そして地域活力の復活・維持という大きな課題に向き合いながら、町民の皆様が主体となった「むかわ町らしい、まちに誇りを持ち、共に支え合い、地域特性を生かし、安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来を』をテーマに掲げ、協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

これまでの間、合併10周年記念事業を初め、重点施策の一つである子育て支援対策として、学校給食を導入してまいりました。また、町民主体のまちづくり活動を通じて地元力を高める地元力耕上促進事業などにも取り組んでまいりましたが、産業の振興面では進行途上の施策もあり、さらに加速化を図っていく必要があります。

町政のかじ取りを進めてきた中では、町域は広く、人や産業、地域の結びつきの重要性を改めて気づかせていただいたところでございます。動き出した事業、これから進める事業も、いずれも町の将来に向けて、これまでまいた種というのが確実に芽を吹き、花をつけ、実を結ぶよう、取り組んでいく決意を新たにしているところでございます。

さて、国内における経済状況は、世界経済の成長を背景に、穏やかな回復傾向にあると言われておりますが、ここに来て、個人消費や生産活動も足踏みしている状況にもあります。米国を除く11カ国が参加するTPPの承認案が5月18日に衆議院を通過し、発効に向けて大きく動き出すとともに、一次産業においてかつてない水準の市場解放に直面する事態となり、大きな影響が懸念されております。

また、人口減少と少子高齢化が同時進行し、各産業における担い手不足や子育て、介護の負担増などの問題が顕在化し、将来に不安を抱えている状況であります。ここ数年、30人台で推移していた出生数が6年ぶりに60人となり、これまでの子育て環境の充実に向けた施策が少なからず実を結び始めたものと考えているところでもあります。

今後におきましても、これらの問題にしっかりと向き合い、地域の活力を復活、維持させるため、タイムリーな状況把握に努めつつ、課題を明らかにし、その解決に向けて取り組んでまいります。

2期目に当たりましては、1期目から重点施策としていた子育て支援に引き続き取り組むことを初め、高齢者対策などの充実や一次産業を中心とする地域産業の持続的な成長とさらなる発展のための支援を進めるとともに、人、産業、地域などさまざまな結びつきを重視し

ていき、1期目の柱とした「くらす」、「まもる」、「はたらく」、「まなぶ」、「未来へ」の5つの分野に「つなぐ」という分野を加え、6つの分野を柱に「地元力」をさらに耕上させるまちづくりを進めてまいります。

このため、絶えず変化する社会情勢と将来を見据え、共に支え合い、地域特性を活かし、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進め、将来への道筋をつけるための「むかわの底力」でまちを耕し、未来へつなぐというのを基本姿勢として、協働のまちづくりを着実に進めてまいります。

これまで申しあげました内外の情勢やまちの歩みを踏まえながら、むかわ町まちづくり計画、そしてむかわ町まち・ひと・しごと総合戦略並びに新行政改革大綱に基づき、6つの基本政策について申し上げます。

まず、基本政策の1つ目の「くらす」についてであります。

町民の皆様が互いに助け合いながら、生きがいを持って健やかで快適に暮らし続けるためには、日々の生活に関わる医療や福祉、子育て環境、健康づくりなどを充実していくことが重要であります。2期目は、町民の皆様がこのまちで生涯暮らしていくために、「子育てをするならむかわ町」と言える子育て支援制度の一層の充実に取り組むとともに、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが互いに助け合う心を育みながら、健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

また、年々増加する空き家につきましては、活用を初め、適切に管理されていない建物が与える防災や生活環境などへの影響が心配されることから、空き家等対策計画を策定し、総合的な対策を図ってまいります。

次に、基本政策の2つ目、「まもる」についてであります。

近年は、厳しい気候変動により、全国的に予期せぬ災害の発生が続いております。このため、これまで以上に災害に強いまちを目指し、自助・共助・公助の実践により町民の皆様の防災意識を高める活動や防災体制、消防・救急体制の充実を図っていくとともに、交通安全や防犯対策も推進し、安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、基本政策の3つ目、「はたらく」についてであります。

本町は、広大な森林と大地が広がり、清流・鶴川、雄大な太平洋など豊かな自然と資源に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により、多様な産業が発展してきました。この自然と資源というのをしっかりと受け継ぎ、多様な産業を特色ある産業に発展させるため、今後も新たな可能性を探り、地域の活力を高める取り組みを進め、産業・経済から地域の元気を持続させて

いかなければなりません。

担い手対策につきましては、今後も後継者の育成や新規参入者に対する支援の継続、高齢者を初めとする人材の有効活用などを図りつつ、今後も地域産業の持続可能な成長と発展を支える担い手の育成に重点を置き、対策を講じてまいります。

また、経営基盤の強化や経営の安定を促進し、商工業の振興を図っていくとともに、まちの魅力を磨きながら、観光の振興も図ってまいります。

次に、基本政策の4つ目、「まなぶ」についてであります。

まちの宝であります子どもたちが笑顔でしっかり学べる環境づくりや特色ある学校づくりを目指し、放課後学習並びにコミュニティスクールを充実してまいります。

また、豊かな地域資源や歴史、文化、平和に対する理解を深め受け継いでいくために、むかわ学や食育などを推進してまいります。

幼児から高齢者までの幅広い世代に対し、学習・スポーツ・文化活動などの場や機会を提供するとともに、生きがいを持って充実した毎日を送ることができるよう、生涯学習も充実してまいります。

次に、基本政策の5つ目、「未来へ」です。

本町の未来を創造する上で、先人の知恵と努力により我が町が形成されていることを忘れず、これまで受け継いできた歴史や伝統を踏まえ、新しい資源や価値を生み出し、さらに発展させ、次の世代に引き継いでいく役割と責務があると考えております。このため、まちの未来を町民の皆様とともに築いていくことができるよう、情報共有と町民参加による協働の取り組みなど、将来を見据えたまちづくりを進めてまいります。

さらに、第2次まちづくり計画の策定とともに、持続可能な行財政運営を行うため、現在の中長期財政計画運営指針を検証し、引き続き安定した財政構造を確立できるよう努めてまいります。

また、限られた行財政資源を戦略的に配分し、最小の経費で最大の効果を上げるため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めてまいります。

次に、基本政策の6つ目は、新たな分野となる「つなぐ」です。

恐竜ワールド構想は、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな柱として位置づけており、今後は認知度を高め、人の流れを拡大していく必要があるため、自治体、大学、企業など多様なネットワークの構築に努めてまいります。地域間、異業種間などの連携と協働の取り組みを進め、本町に関心やかかわりを持つ方々とのさまざまなつながりを大切にし、

観光以上移住未満の人口、いわゆる関係・関心人口の拡大を意識したまちづくりを進めてまいります。

以上、6つの基本政策の概要を申し上げましたが、これらの政策実現に向けた事業内容やスケジュールなど示しましたロードマップというのを作成し、適正な進行管理に努めてまいります。

次に、私がこの4年間、むかわ町のまちづくりに取り組む主な施策について、基本政策に沿って申し上げます。

まず、(1)共に助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくり、「くらし」についてであります。

昨年6月に給食センターがオープンし、今後は、保護者の負担を少しでも軽減するため、子育て支援対策として、給食費の負担軽減の実施に向けた調査を進めてまいります。また、認定こども園を拠点として、全ての子どもが健やかに成長できる環境と子育て世帯の多様な働き方に対応する保育サービスを充実してまいります。

さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、関係機関と連携をしながら、子育て世帯の不安や悩みに対する相談や情報提供を行うための窓口となります子育て世代包括支援センターの設置を進めてまいります。

子どもの発達支援事業として、年度内には、穂別地区の母子通園センターきらりを北海道の認可を受けて、障害児通所支援事業所に移行することにあわせ、言語聴覚士や作業療法士などの専門職員を配置し、まち全体で療育の充実を図ってまいります。

人口減少や少子高齢化が進む中、高齢者の方々も地域の大切な担い手として求められており、健康長寿という点からも、元気に過ごしていただくことが必要であります。これまで培った経験、知識を生かした取り組みや、ボランティア活動など高齢者の方々の活躍を支援する生きがい対策を推進してまいります。

4人に1人が75歳以上という超高齢化社会となる、いわゆる2025年問題を踏まえ、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けた取り組みとして、地域と一体となった体制の整備と見守り活動を強化してまいります。

昨年度に開設した見守り支援センターでは、支援が必要な高齢者の方々などの情報収集を行い、自治会・町内会を初め、関係機関に情報提供できる体制を整備したことから、今後は、関係機関と連携を図りながら、日常的な見守り活動をしてまいります。

さらに、生活支援の基盤となる生活支援ボランティアポイント制度を創設し、支え合いの

仕組みをつくることで、見守り活動と支え合い活動の充実を図ってまいります。

また、今年度から開始する認知症総合支援事業におきまして、認知症の予防や早期支援にも力を入れていくとともに、医療と介護の連携強化が求められていることから、医療機関に専門相談員を配置し、在宅医療と介護の連携・推進を図ってまいります。

さらに、鵜川厚生病院と穂別診療所の医師・医療従事者による地域医療の情報交換を実施するなど、病診連携を引き続き進めていきますとともに、高齢者や障害のある方々の生活支援などを行っている社会福祉法人とも綿密な連携に努めてまいります。

健康で安心して暮らせるまちづくりには、生活の基盤である道路や公園などのインフラの計画的な整備が必要不可欠であります。生活道路改良舗装工事、橋梁修繕工事のほか、公園施設の維持、修繕、飲料水を安定して供給するために、穂別地区簡易水道拡張事業の推進、老朽化が著しい水道管の更新、さらに、下水道施設の計画的な維持管理や改築更新を実施するなど、生活に直結している基盤の整備を進めてまいります。

インフラ整備とともに、居住環境も充実してまいります。公営住宅の建てかえや長寿命化対策を進めるとともに、移住定住施策として創設した住宅助成制度は、今後も継続しながら、新たに空き家活用を含めた総合的な対策を図るため、空家対策等計画を策定してまいります。

バスやＪＲが地域の皆様の重要な交通手段として大きな役割を担っていることを踏まえ、利便性や必要なサービスの検証も含め、関係機関などと連携しながら、地域公共交通対策を推進してまいります。

近年、少子高齢化や核家族化などの進行により、墓の継承について不安を抱える町民の皆様がふえておりますことから、共同墓の設置につきましても調査、研究を進めてまいります。

次に、（２）みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり、「まもり」についてであります。

電波法の改正に伴い、非常時の情報伝達手段の確保を図るため、防災無線のデジタル化に取り組んでまいります。あわせて、災害状況を迅速に把握し、対象地区の町民の皆様に防災情報をより早くお伝えして共有を図るため、地図情報システムを活用した防災情報の共有化を図ってまいります。さらに、水害発生時における時系列の対応を事前の行動計画として定める水害タイムラインを作成し、そのノウハウを生かし、他の災害にも対応するタイムラインの作成も調査研究してまいります。

また、災害対応の判断基準を明確にし、さまざまな状況で適切に行動できるよう、避難行動マニュアルを地域ごとに作成し、配布をしてまいります。

地域の中で災害時のリーダー的な役割を担う防災マスターにつきましては、防災意識の高

揚とスキルアップを図るため、防災マスターの組織化を進めてまいります。これらを踏まえ、引き続き自主防災組織の設立を支援し、防災意識の向上に努めてまいります。あわせて、消防車両や資機材などの整備を進め、効率的な消防職員、団員の運用などを図っていくとともに、冠水対策や治山、治水対策を推進してまいります。

また、交通安全教室の充実や普及啓発運動の推進、道路交通環境の整備を推進するほか、自主的な防犯活動への支援、防犯に配慮した環境の整備に努め、安全・安心な環境づくりを進めてまいります。

次に、（３）産業、経済から地域を元気にするまちづくり、「はたらく」についてであります。

まず、むかわ町の基幹産業の一つであります農業の振興についてであります。

本町の農業は、国内外情勢の変化がもたらす経営への影響や担い手の高齢化、後継者不足などによる地域生産体制への影響が懸念されるなど、課題を抱えております。将来にわたり持続可能な農業の実現に向け、関係機関、団体との協議のもと、ことし３月にむかわ町農業・農村振興計画を策定したところであり、この計画を着実に推進していく必要があります。担い手の高齢化や後継者不足には、むかわ町地域担い手育成センターへの支援を通じ、新規就農者を中心とする人材の育成と確保に努めてまいります。

また、生産意欲や所得を高める取り組みなどをしっかりと支えるため、両地区のＪＡと連携し、基金事業の効果的な実施に努めてまいります。

なお、引き続き、関係機関、団体との連携強化を進めてまいります。

農業基盤の充実につきましては、穂別ダムの部分改修や用水路、災害に強い排水路などの整備を実施する新鷺川地区国営かんがい排水事業の早期完成に向け、関係機関と連携した国への要請活動の強化や圃場の計画的な整備に向けた取り組みを進めるとともに、農業現場における農業施設の課題の対応にも努めてまいります。

次に、林業振興についてであります。

本町の豊かな森林資源は、林業、木材産業の基盤であると同時に、災害防止機能などの重要な役割を有しており、適切な保全と循環利用を図っていく必要があります。成熟期を迎えた人工林を適切に利用し、木材の安定供給を促進するため、森林施業の集約化や継続した路網整備による生産コストの低減などに努めてまいります。

また、利用期を迎えた森林資源の需要の拡大と安定供給に向け、生産現場における加工・流通などの課題への対応を図ってまいります。

子どもから大人までが森林の持つ機能や大切さを学び、将来にわたり守り育てる機運の醸成に向けて、森林に関係する団体などと連携した木育事業を推進してまいります。厚真町及び苫小牧広域森林組合と連携して実施している北海道立林業大学校の誘致の取り組みと連動し、将来の担い手の育成・確保を図ってまいります。

なお、森林環境税の創設が決定し、新たな森林管理システムの導入が検討されており、意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組みづくりについて、関係機関などと連携を図りながら準備を進めてまいります。

次に、漁業振興についてであります。

漁業におきましても、組合員の高齢化により、今後、担い手不足することが予測され、漁獲量の減少が懸念されることから、鵒川漁業協同組合を主体とした漁価の向上、販路拡大に向けた取り組みなどに支援をしてまいります。

また、近年の気候変動や海の環境変化によるししゃも資源の枯渇が心配されております。ししゃもふ化場の建設を推進することにより、資源の保全に努め、地域ブランドとしての鵒川ししゃもを将来にわたり守ってまいります。

なお、マツカワの種苗放流事業など、漁業関係団体が一体となって取り組んでいる「育てる漁業」を推進するとともに、鵒川漁業協同組合を中心とする地区水産業再生委員会において、漁業経営の安定強化に向けて、浜の活力再生プランの見直しをしてまいります。

次に、商工・観光の振興についてであります。

商工業につきましては、人口減少や町外への消費流出などによる低迷、さらに経営者の高齢化や後継者不足などにより、依然として厳しい経営を余儀なくされております。このことから、町の工事発注や物品の購入に当たっては、町内事業者に十分な配慮をした発注に努めることとともに、むかわ町商工会が主体となったプレミアム商品券の発行事業の継続と内容の充実をしながら、町民皆様の消費活動の拡大と地域経済を循環させる取り組みを支援してまいります。

起業力耕上促進事業につきましては、制度創設からこの間、新たな出店や商品が生み出されるなど、着実に成果を上げてきており、まちの特色や地域資源を生かした取り組みを促す仕組みとして、見直しや拡充を図りながら継続してまいります。

観光につきましては、その中心的な役割を担うむかわ町観光協会との連携を強化し、さまざまな地域資源を活用した本町ならではの観光振興を図ってまいります。

また、鵒川・沙流川流域でのDMOを構築し、広域的視点による観光事業も推進してまい

ります。このため、課題などの検証やターゲットの絞り込みなどを行う観光ニーズ調査を実施してまいります。

また、昨年、恐竜関連企業が町内に進出したことを契機に、他分野へ波及するよう、各関係団体と連携しながら、恐竜関連産業の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、（４）多様な芽を育て生涯にわたって活躍できるまちづくり、「まなぶ」についてであります。

学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させていくために、コミュニティスクールとして、地域の特色ある学校づくりを目指してまいります。また、子どもたちの学力や体力の向上を図るため、引き続きステップアップ未来塾や運動教室を実施しながら、放課後学習の充実に取り組んでまいります。

本町は、昨年12月に非核平和宣言をしました。次世代を担う若い世代に平和の尊さを伝えるため、被爆地の平和記念式典へ中学生を派遣する事業などにも取り組んでまいります。

また、挨拶をすることは、よりよい地域社会づくりと明るく健やかな子どもの育成につながることから、引き続きあいさつ運動を推進し、明るい学校・職場・地域づくりに努めてまいります。

豊かな地域資源や歴史、文化、地域産業などに対する理解を深め、将来にわたって受け継いでいくために、キャリア教育やむかわ学を推進するほか、町内の高等学校にＩＣＴ（情報通信技術）を活用した個別学習支援を図ってまいります。

学校給食を初め、食を通じて、地元の農林水産業を知る機会や食の大切さを広く周知し、子どもから高齢者の皆様までが健康に過ごせるよう、食育推進計画の策定を進めてまいります。

本年は、北海道命名150年の節目の年で、明治の初めに北海道開拓使が行った、日本初の西洋式三角測量の際に設置された鵠川基点の位置測定に向けた調査・研究など、国や町内外の有志の方々とともに進めてまいります。

次に、（５）次代を見据えた協働のまちづくり、「未来へ」についてであります。

穂別博物館では、本町の貴重な財産である国内最大の恐竜全身骨格化石「むかわ竜」や北海道天然記念物のホベツアラキリュウなど、地域特有の古生物化石資料を収蔵しており、これらを北海道の財産としても将来につなぐため、北海道遺産への登録を申請したところであります。今年度、子ども化石くらぶとして新たに開設した「ハドロキッズ」チームでは、これら本町ならではの貴重な化石資料を活用し、未来の古生物学者を応援してまいります。今

後は、博物館及び周辺施設の改修など、博物館周辺エリア再整備基本計画により、博物館を核とした地域活性化に向け、恐竜を初めとする古生物化石を生かしたまちづくりを進め、引き続き恐竜ワールド構想を推進してまいります。

まちづくりの推進に当たりましては、現在のまちづくり計画が2020年度までとなっており、ますので、町民の皆様の御意見をお聞きしながら、早い段階から第2次まちづくり計画の策定に着手してまいります。あわせて、都市計画の見直しや持続可能な財政基盤の確立と、住民の皆様の意思や地域の実情を反映した行財政運営をするため、新行財政改革プランを策定するとともに、公共施設等総合管理計画をもとに、公共施設マネジメントの取り組みを進めてまいります。

子育て支援制度やむかわ竜、豊かな自然から育まれる農林水産物など、本町の多くの資源をいま一度掘り起こし、地域内外に広く発信するとともに、町民の皆様の誇りを醸成し、町民一人一人が宣伝マンとなる仕組みをつくり、進めてまいります。また、その宣伝効果を高めるため、町の統一したイメージをつくり発信する地域ブランディングの取り組みや、町の若手職員の柔軟な発想力を生かした取り組みも推進してまいります。

さらに、若い世代が主体となった協働の取り組みも生まれていることから、こうした取り組みを発展させながら、連携事業を促進してまいります。

このような取り組みとともに、町のシンボルであります一級河川・鵠川を軸とした地域の活性化に向け、国を初め、官民連携により「かわまちづくり計画」を策定し、自然あふれる清流・鵠川を生かした取り組みも推進してまいります。

そして、（6）多様なネットワークを大切にするまちづくり、「つなぐ」についてであります。

恐竜ワールド構想の推進に当たりましては、これまで化石の発掘・クリーニング・学術研究などにおいて、北海道大学総合博物館との連携を図ってきており、今後、穂別博物館に古生物学研究分室を開設する準備を進めてまいります。

また、博物館リニューアルに向けた展示や普及活動などのあり方、博物館のマネジメント手法などについて、北海道博物館も交えた三者連携会議を通じ、調査・研究を進めてまいります。

さらに、恐竜関連グッズ開発のため、昨年度相互協力協定を結んでおります群馬県の桐生大学・桐生大学短期大学部との連携による、心に響くアート・デザインを活用した新たな取り組みを進めることで、まち全体をステージとした恐竜ワールド構想の物語の展開を図って

まいります。

また、東胆振定住自立圏共生ビジョンやにつぼん恐竜協議会の取り組み、姉妹都市であります富山県砺波市との交流、兵庫県丹波市の子ども大使との竜学交流の取り組みなど、広域的な連携を一層推進してまいります。このほかにも、プレス工業陸上部や北海学園大学吹奏楽団など、スポーツや文化合宿を通じた交流も続いていますことから、さらなる合宿誘致に向けた環境整備も含め、大学・企業との連携事業を推進してまいります。

地域間、異業種間などの連携と協働の取り組みを進めるとともに、本町に関心やかかわりを持ち、応援してくださる方々とのつながりを深めるため、ファンクラブの設立やふるさと納税の充実、町民皆様とともにまちづくりを担う人材を発掘する仕掛けやその拠点づくりなど、関係・関心人口の拡大を意識した取り組みを進めてまいります。あわせて、これまで町外から本町のまちづくりに御支援と御協力をいただいているふるさと会の皆様などとの連携も大切にしながら、これからの連携を町の活性化につなげる仕組みについても調査・研究してまいります。

結びに、過去に類を見ない困難な時代だからこそ、輝かしい未来をつくるための夢と希望を持ち、自主・自立の地域経営の確立を目指していくことが何よりも重要であり、私たちの暮らしを豊かに支えてくれる清流・鶴川のように、新しい時代に対応できる確かなまちづくりの流れをつくっていかねばなりません。そのためには、町民の皆様の参画と協働を力に、「むかわの底力」で町を耕し、豊かな自然と安心して快適な未来を子どもたちにつないでいけるよう、渾身の力を傾注してまいる決意でございます。

町議会議員の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解とさらなる御協力をお願いを申し上げます。まして、私の所信とさせていただきます。

次に、大要説明の前に、行政報告を申し上げます。

このたび、恐竜化石を生かしたまちづくりにおける学術連携のさらなる向上に向け、去る5月31日、北海道大学総合博物館におきまして、相互協力協定にかかわる覚書を締結しましたので、御報告申し上げます。

2014年に北海道大学総合博物館として締結しております相互協力協定は、5年後となります2019年9月に自動更新されることとなっているところでございます。このたびの覚書の締結は、現在の協定事項の発展的な見直しをすることを前提とした上で、恐竜ワールド構想推進計画における研究機関との連携強化として、北海道大学総合博物館古生物学研究分室を穂別博物館内に開設するものでございます。具体的には、学生や研究者による古生物学研究の

ための拠点として、現地での調査や収集資料の整理、研究に資するとともに、穂別博物館の収蔵資料の提供や学芸員との共同研究など、双方にとって高度かつ有益な研究活動が展開できることを期待しているところでございます。

一方、大学側が進められております社会貢献事業として、研究分野のみならず、観光面など地域振興につなげていきたいとのことから、今後、連携項目等の拡大などを検討していきたいと考えております。

この古生物学研究分室の開設につきましては、夏ごろまでに施行していきたいと考えており、当面は、化石学習館内に配置することとしております。町内におきましては、鶴川高等学校が取り組んでおります「むかわ学」を契機として発足しました恐竜研究同好会やむかわ町子ども化石くらぶ「ハドロキッズ」チームの取り組みなどを通し、町としても、古生物学研究者誕生への道を応援しており、この研究分室での取り組みがさまざまな分野で生かされますよう支援したいと考えております。

以上、北海道大学総合博物館との覚書締結について、行政報告といたします。

次に、大要説明を申し上げます。

本定例会で御審議いただく事件は、報告2件、同意27件、議案13件であります。

報告第2号及び報告第3号につきましては、平成29年度歳出予算の経費のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、一般会計及び下水道事業会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

同意第8号から同意第34号、むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、本年7月19日をもって任期満了となる委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件につきましては、戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約の一部変更について協議があったので、あらかじめ議会の議決を得ようとするものであります。

議案第31号 辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件につきましては、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、道路舗装整備、農業主排水路整備、橋梁整備、林道整備の事業の推進に際し、6地域の辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画を策定及び変更しようとするものでございます。

議案第32号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、生田地区シモノ沢排水路整

備工事第1工区の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第33号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、仁和会館の空き室部分について、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号 むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、母子通園センター穂別きらりの障害児通所支援事業所移行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号から議案第42号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）、平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、施政方針に基づく肉づけ予算を含めまして、所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告、町政執行方針及び提出事件の主要説明が終わりました。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 平成30年第2回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

町政と教育行政の連携したまちづくりを進めるため、総合教育会議の場を活用してまいりましたが、我が町が持つ底力を生かし、次世代につなぐ取り組みについて、より一層の推進

を図らなければなりません。将来にわたって安心して暮らし続けるため、持ち得る資源、能力、仕組みの全てを活用し、持続可能なまちむかわ町を目指し、「地方創生は教育から」との強い信念を持って、人づくりを担う教育行政を進めてまいりたいと考えています。

学校教育においては、昨年から、全小中学校において給食の提供を開始しましたが、2年目として、昨年の経験を生かし、より一層安全・安心でおいしい給食の提供に引き続き取り組んでまいります。

普遍的な課題でもある子どもたちの基礎学力と基礎体力の向上であります。基礎学力については、学校と家庭教育が連携した向上対策を行い、全国学力学習状況調査の結果においては、小学生では、全国水準を上回ることとなりました。中学生では、まだ全国水準よりは低いものの、確実に上昇傾向にあり、今後も対策を進めていきたいと考えております。

また、子どもたち一人一人の自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを進め、むかわ町教育目標の重点課題やむかわ町教育大綱の方針でもある、社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけさせることを大きな柱として取り組んでまいります。

また、社会教育としては、生涯学習活動こそが町民一人一人の輝きを増し、まち全体の輝きにつながるものであることを踏まえ、町民の主体的な芸術・文化、スポーツ活動やふるさとのよさを実感する我が町の自然や歴史を焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、まちの活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調とし、むかわ町教育大綱の方針に基づき、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取り組みを進める一方、学校給食を活用した食育に加えて、地域の子どもは地域全体で育てるという理念のもと、むかわのよさに着目したふるさと教育であるむかわ学についても、小中学校から高校まで取り組みを連携させ、将来のむかわ町を担う人材育成として進めてまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会の提供に努め、学習した成果や培われた知識・技能が地域に循環して社会貢献や地域づくりの活動にも発揮できるよう、むかわ学や学校運営協議会との連携も図りながら、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、平成30年度の主要な事業について申し上げます。

1、学校教育の推進。

人口減少とともに少子高齢化が進み、学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、子どもたちの未来を見据えた学校教育の構築は喫緊の課題であり、学校教育の基本である、知・徳・体を育み、みずからが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備・充実を進めます。

（1）確かな学力の育成。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的学習に取り組む姿勢を養うことが大切です。学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般への指導と学力向上対策を進めておりますが、全国学力調査や児童・生徒の生活実態アンケート調査の分析を通じて、家庭での学習や読書の時間などの基礎的な習慣の確立が必要であることがわかり、生活リズムを整える基本ともなる早寝・早起き・朝ごはん運動を進めるとともに、家庭学習の手引きを作成・活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校・家庭・地域が連携し、取り組んでまいります。

小学校においては、複式校の学年別指導や、学年に応じた少人数学級編制を行い、チーム・ティーチングなど、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。中学校においては、教科の専門化が進みますので、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。さらに、放課後や夏・冬休みの一部を利用した補充サポート学習により、わかる授業で確かな学力の育成に努め、放課後子どもセンターと連携して、放課後学習ステップアップ未来塾の場において、ICT（情報通信技術）を活用したeラーニングシステムを試行的に導入し、学習支援と多様な体験活動を行い、学習習慣の定着を図ってまいります。

また、新学習指導要領の改訂・移行期の対応にも入っておりますので、小学校英語教育への対応について取り組んでまいります。

英語指導助手は、これまでどおり両地区に1名ずつ配置し、中学校での活動とともに、全小学校での外国語教育や認定こども園、放課後子どもセンターでの活動についても継続していきますが、今年度、2人とも交代が予定されており、後任の確保とスムーズな移行に努めてまいります。

また、中高生と対象とする鈴木章基金事業の海外派遣事業として、夏休み期間中にオーストラリアへの派遣を実施しておりますが、学んだ英語力の発揮の場としてはもちろん、広い

視野と国際感覚を備えたグローバル人材の育成につながるものと考えております。

さらに、にっぽん恐竜協議会の構成自治体である丹波市との小学生交流事業に取り組み、恐竜や化石に関する学習機会の確保と竜学交流を進めてまいります。

（２）豊かな心と健やかな体の育成。

人間として、生命を大切にする心や思いやりの心などは生きていく基本となっており、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む道德教育の教科化に対応してまいります。また、昨年末に宣言した非核平和の町事業として、町内中学生の広島平和記念式典への派遣を行い、平和教育の一助としてまいります。

安心して学校に通える環境は、当たり前のことでありながら、歯車が狂えば簡単に壊れる脆弱なものとなっております。いじめを根絶するために、いじめ防止基本方針に基づき、各授業や特別活動、異なる年齢で活動する学校行事などにおける指導、さらに、地域や外部指導者の協力をいただきながら、豊かな人間性を育て、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、家庭や学校生活での悩みや不安に応え、不登校の芽をできるだけ早く摘み取るため、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

次に、子どもたちの活動を支える健康と体力についてであります。生活習慣の乱れから、肥満や生活習慣病の低年齢化など、健康が損なわれる状況が出てきており、学校保健としての取り組みが必要となっております。バランスのとれた学校給食を活用した食育とコーディネーショントレーニングの普及に力を入れることとし、これまでの放課後運動教室などの取り組みに加え、授業での活用を充実できるよう、教員などを対象とした指導者養成とNPO法人むーブから積極的に指導者を学校へ派遣するなど、普及体験活動を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されていますが、鈴木章北大名誉教授のふるさととして、児童・生徒の理科や科学への興味・関心を深める機会の確保に努めてまいります。

（３）信頼される学校づくりの推進。

地域の過疎化や児童・生徒数の減少により、地域コミュニティの希薄化が指摘されており、必然的に学校と地域のかかわり方も減ってきております。学校は、地域の中心となる公共施設でもあり、災害時、避難場所としても重要な役割を担っておりますが、地域とのかかわりが減る一方では、その役割を十分に果たすことはできません。地域の子どもとしての位置づ

けを再度確認し、保護者や地域の皆様と連携・協働し、子どもたちの豊かな成長を支えていく地域とともにある学校づくりの取り組みが求められています。そのため、これまでの学校評議員制度をさらに一步進め、学校運営協議会の設置及びコミュニティスクールの導入をすることといたしました。学校が地域の核となって、さまざまな活動拠点としての役割を果たし、地域の方々が学校に集まりやすい仕組みづくりを行ってまいります。

次代を担う子どもたちに生きる力を育んでいく学校教育を的確に進めるためには、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、児童・生徒の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、すぐれた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、児童・生徒とのかかわる時間の確保を行うための教職員の働き方改革にも取り組んでまいります。

また、学校教育指導主事の役割を学校教育アドバイザーに課し、各学校の指導・相談役として位置づけ、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や指導力向上のための教職員研修会を開催してまいります。

（４）特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、障害がある子どもたちの的確な把握と適切な指導及び支援が行えるよう、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性の高い特別支援教育を推進してまいります。

また、特別支援学級に属さない児童・生徒への効果的な指導を充実させるための通級指導にも取り組み、児童・生徒の個々の状況に配慮した支援を行うため、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員の配置を継続して進めてまいります。

（５）道立高等学校の振興対策。

児童・生徒の減少が続いている中で、鷗川、穂別の道立高等学校では、生徒確保のための対策がますます重要となっております。特色ある教育活動の充実により、地元からの進学割合を高める取り組みと町外からの生徒を確保する施策の両方が求められております。このため、鷗川高校については、地域の学校という基本に立ち返り、中高一貫教育を継続・充実し、社会が求める人材育成に合わせたキャリア教育や、ふるさとむかわに着目したむかわ学を通じて地元理解を深める活動と、ボランティア活動や吹奏楽を柱とした鷗川中学校との連携活動を深め、将来むかわを担う人材として活躍する将来像を目標にした取り組みを支援してまいります。

また、引き続き、苫小牧・鷗川間の通学バスの運行や、生徒寮の運営により、町外からの

生徒の確保を図ってまいります。

穂別高校においては、昨年までの地域キャンパス校から、本年度から新たに地域連携特例校としての枠組みに移行して、高校存続を図っていくこととなりました。しかし、定員割れが続く厳しい状況には変わりはなく、統合再編成の要件が1学年20名から10名に減少してはありますが、高校と穂別小・中学校が連携しながらふるさとを支える人材ビジョンを共有し、地元からの進学者の確保につなげていく取り組みとして、引き続き進学塾への通塾支援、キャリア教育推進のための助成、穂星寮入寮生の負担軽減及び学業等の活動奨励金の支給などを支援してまいります。

また、今年度、新たに学力向上対策として、ICT教育を活用した個別学習支援システムへの登録について両高校とも支援することとし、特色ある学校づくりとして、高校振興対策に努めてまいります。

（６）教育環境の整備・充実。

一昨年、仁和小学校、昨年の富内小学校と、2年連続で、地域の皆様の深い御理解を得て、穂別小学校への統合を行い、児童の減少に対応した学習環境整備を行ってまいりましたが、これまでの長年にわたる地域の皆さんの思いを引き継ぎ、穂別小学校での生活や学習に支障のないよう、子どもたちの学習環境整備に配慮してまいります。

両地区において、待ち望んでおりました学校給食も始まり、軌道に乗りつつありますが、食育の推進やアレルギー対策の取り組みなどまだまだ課題もあり、安全・安心でおいしい給食の提供について、今後も取り組んでまいります。

また、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等について、早期支給を行ってまいります。

情報教育については、実物投影機やデジタル教材を活用した「わかる授業」への取り組みとして実践しており、授業用及び校務用コンピューターについても、更新計画に基づき更新し、ICT活用能力の育成を図ってまいります。

また、豊かな心の育成や学力向上などに波及効果が期待される読書活動を推進するため、学校図書支援員を配置し、図書館とともに連携し、学校図書の整備について調査、研究を始めてまいります。

２、社会教育の推進。

社会の変化が高速・多様化する中で、町民の価値観やライフスタイルが大きく変わってきておりますが、何よりも、人口減少と少子高齢化が進み、これまで社会や組織を支えてきた

さまざまな担い手が減り、活動継続が危ぶまれております。人づくりはまちづくりの基本という考え方に立ち、住みよいまちづくり、生きがいをづくりを行うため、全ての町民が楽しく学べるまちを目指し、事業ごとの課題と成果を踏まえながら、具体的に進めてまいります。

（１）生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、生涯を通じてみずから進んで豊かに学ぶ環境づくりの推進、子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進を重点課題として進めてまいります。まちの未来を担う青少年の育成としては、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生までによる読書感想文コンクールの開催、中高生のボランティア体験活動への参加促進、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活・学習習慣の定着を目指す通学合宿について、引き続き取り組んでまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報の提供を行うとともに、子育て家庭のニーズを把握し、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業に取り組んでまいります。

成人や高齢者教育としては、特に女性の割合が大きくなっておりますので、女性教育の充実とともに、いつでも、どこでも学ぶことができる場の確保として、ふれあい大学、ことぶき学級及び楽習塾などの講座の充実と、学んだ経験や成果を生かす場ともなる「みんなが先生、どこでも教室」の推進に取り組み、地域コミュニティ形成の促進を図ってまいります。

また、若者の育成事業として、みずから人間性を高め、次の時代の社会的活動の担い手となる人材を育成するために、生涯学習推進派遣事業の活用と中高生交流及び青年団などの活動支援に取り組んでまいります。

（２）文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツに親しむことは、単に自己実現・表現となるばかりではなく、町民一人一人の生涯をより豊かに、より健やかに過ごすための重要な手段であり、その振興は、活力に満ちたまちづくりにつながり、町の表情を形づくっていくものになることから、ふるさとの歴史や自然に学ぶ地域文化の継承と創造の推進、健やかな生活を目指し、誰もが取り組むスポーツ活動の推進を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで、中心人物の高齢化に伴い、担い手不足となっている状況もあることから、引き続き、文化協会、体育協会及びNPO法人むーブに対して支援を行い、幅広い文化・スポーツ活動の推進に努めてまいります。特に、むーブについては、昨年のNPO法人化後、新たな事業展開を実践する節目を迎えますので、今後の活動の基盤となる体制づくりを行うため、地域おこし協力隊を派遣するなどして、人材の確保、

運営支援を行ってまいります。

文化活動については、総合文化祭・町民文化祭の活動や、アイヌ文化を伝承、保存する活動への支援など、地域文化の継承と振興を図るとともに、芸術文化に触れる機会の確保に努めてまいります。

文化財については、むかわ町に眠る資源の掘り起こしと活用について検討を進めることとし、むかわ町文化財審議会の意見を尊重しながら、人文系資料の再整理の検討も含めて、地元学の視点を持って、次世代に伝えるべき身近で貴重な歴史的文化遺産として、磨き、光を当て、保存活用を図ってまいります。

また、北海道150年の記念事業の一つとして、開拓使三角測量勇払基点鵠川基点の調査事業、記念事業にも取り組んでまいります。

スポーツ活動については、これまでの各種スポーツの振興に加え、スポーツ指導者の養成や活動支援を初め、全道・全国大会への出場支援を行うとともに、スポーツ団体への支援と連携を図り、アリモリカップマラソン大会の開催やスポーツ教室の開催など、多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ活動の普及に努めてまいります。

さらに、本町の恵まれた気候やスポーツ環境の利点を生かすため、報徳館を拠点とした道内外からのスポーツ・文化活動の合宿について、引き続き関係団体との連携のもと、その誘致・受け入れに努めてまいります。

（３）図書館・博物館活動の充実。

図書館は、生涯学習の場として、家庭教育の向上や地域文化等の推進に資する役割を担っており、図書館協議会の意見を聞きながら、穂別図書館とまなびランド図書室の機能の充実に努めてまいります。

図書館活動については、家庭での読書習慣をつけるため、うちどくノートの定着と、ブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせの会の実施、移動図書館事業の充実を図ってまいります。また、課題となっていた子どもの読書推進計画の策定を終えましたので、具体的な実践に向け、取り組んでまいります。

博物館については、恐竜ワールド構想の中核施設となることから、博物館周辺エリア再整備の中で、内容について協議・検討を町部局の恐竜ワールド戦略室を中心に行い、この構想に基づく事業実施に向けた総合的な検討を進めてまいります。これまで行ってきた恐竜化石のクリーニング、レプリカ製作、北海道大学総合博物館との相互協力協定に基づく研究、特別展、普及講演会の開催を行ってまいります。

また、博物館には、中生代後期白亜紀のアンモナイト、首長竜、モササウルスなどの貴重な化石がありますが、町指定文化財であった首長竜のホベツアラキリュウについては、昨年9月に北海道指定文化財となり、モササウルス4点、ウミガメ1点、陸生亀1点、イルカ1点の計7点の化石についても、昨年4月に町の指定文化財として認定しましたので、各種機会を生かして情報を発信し、今後の国内外での重要な研究につなげてまいります。

また、外部の研究者と連携した調査・研究を今後も進め、広く情報発信するとともに、子ども化石くらぶとして設置したハドロキッズチームの活動支援を行いながら、子どもたちの学習意欲や町民の知的関心に応える博物館を目指してまいります。

以上、平成30年の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

次代を担う子どもたちには、未来を切り拓き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、学校・家庭・地域が学びの共働体として共通認識に立ち、地域ぐるみで子どもたちを守り、支えていくことが重要であります。教育を通じて、この町に住む一人一人の力でむかわ町を未来に飛躍させる、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長行政報告、町政執行方針、提出事件の主要説明及び教育長教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 山 崎 満 敬 議員

○議長（小坂利政君） まず、3番、山崎満敬議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、質問させていただきます。

まず初めに、学校給食についてであります。

町長の2期目の政策発表会の中で、学校給食について、給食費の負担軽減について触れられておりましたが、1つ目として、具体的に実施時期はいつごろを考えているのか、2つ目

として、給食費について、現行の金額に対してどの程度の金額を考えているのか。例えばで、何割軽減とか、今、1人幾らで、軽減後幾らにすると、金額でお答えいただいても構わないんですが、この2点についてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えします。

学校給食を開始してから、間もなく1年を迎えようとしております。給食開始以来、1食当たり小学生は260円、また、中学生には300円を保護者に御負担をいただいているところでございます。

平成30年度につきましては、児童・生徒1人当たり198食の提供を予定しており、うち4食は町費負担で、むかわの旬の食材を使用した給食を提供し、194食を保護者に御負担いただくものでございます。これを年額にいたしますと、小学生は5万440円、中学生は5万8,200円となります。多子世帯においては、この給食費負担が大変大きなものとなることから、子育て支援の一環として、給食費負担軽減に取り組むものでございます。

負担軽減の具体的な方法や開始時期につきましては、他市町村の事例等の調査を進め、実施してまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） すぐではなくてということで、負担についても、4食町が負担ということなんですが、もうちょっと踏み込んでということをおっしゃっていましたが、時期的なことも含めて、今、調査、いろいろな町の進みぐあいを見ながらということですが、せめて半年とか、1年以内とか、そういうようなことで御返答がいただけないのか、お伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今、述べたとおりで、具体的な方法や、方法ですね、その点について今、調査しておりますので、今すぐここで、その時期について具体的には述べる段階ではまだありません。そういった部分で御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） なかなか、ことし上がっていた話の中で、早々ということは理解できません。なるべく負担軽減、大きな軽減になることを願いつつ、それでは、次の質問、関連性

があるので、いきたいと思います。

ふるさと納税についてであります、以前の一般質問でも提案しましたが、ふるさと納税の財源の一部を高齢者の方や子どものために、目的を決めて使用してはいかがですかと質問をさせていただきましたが、そこで、今回は少し踏み込んで、学校給食の給食費の負担軽減として、ふるさと納税の一部を財源とする考えはないかということをお伺いしたいと思いますが、先ほど、いろいろ調査しながらということですが、こういうことも考えれば、なるべく早くということと考えることもできるかと思うんですが、それについてお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、ふるさと納税の関係についてお答えをしたいと思います。

現在、本町におけますふるさと納税につきましては、むかわのふるさとづくり事業として、大きく5つの事業に活用させていただき応援寄附の構成となっております。その中の一つに、次代のふるさとを担う子どもたちを育てる事業がございまして、子どもたちの学習意欲を高める取り組みや教育環境の充実など、未来の子どもたちを育むための教育関連事業等に役立てることとしてございます。

2017年におけるふるさと納税の同事業に向けられた使途としましては、鈴木章記念事業、教育施設整備、生涯学習推進の各基金へ積み立てられ、翌年度以降の事業へ充当するものとしてございます。むかわ町を応援してくださる方々へ、ふるさと納税がどのような形で活用され、どう役立てられたのか、その見える化が、議員の御指摘のとおり、喫緊の課題とも捉えております。今後は、ふるさと納税の取り組みに工夫、充実を図りまして、調査研究してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 今のところは創意工夫ということで、今のところは給食費に回す気はないというふうに捉えましたが、このふるさと納税、大変、町としては貴重な財源でありますので、ぜひ目的化をして、透明性をもって使っていただきたいと思います。

ふるさと納税については、今後の議会の中で、以前、幾度となく質問させていただきましたが、拡充のための対策、その他については質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、恐竜ワールド構想についてであります。

恐竜化石を生かしたまちづくりを進める中で、穂別博物館周辺整備計画を含めた推進計画が動き出しています。本町として、この計画を進めるに当たり、安定的な財源の確保がまだ示されておりません。施設の整備費を含め、維持管理費などどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、私のほうから、質問にお答えしていきたいと思います。

博物館周辺エリア再整備に係る財源につきましては、各関係機関等への要望活動や北海道大学総合博物館・北海道・むかわ町の三者連携会議などでの情報収集を進めるなど、財源の確保に努めております。現在の想定財源としましては、国の補助メニューとして内閣府の地方創生拠点整備交付金や観光庁の旅行環境整備事業費補助金、そして、北海道費である地域づくり総合交付金などを想定しており、加えて、有利な起債である合併特例債などを活用した事業展開を模索しております。

また、維持管理費につきましては、現行の穂別博物館と地球体験館の維持管理費の平成28年度に係る経費の総額が約8,600万円であり、収入は、入館料や各種体験事業等の約1,000万円です。むかわ町恐竜ワールド構想推進計画による事業の推進によって、穂別博物館を拠点とした発掘体験等の事業量の増加による施設管理費等の増額が見込まれますが、収入につきましては、体験事業の通年開催やミュージアムショップでの売上金、入館者数の確保などにおいての増資を見込んでおり、現状の一般財源の負担額を超えない範囲での運営が可能であると想定しておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 想定は未定ですので、私たちが心配しているのは、お金がどんどん出ていくのか、心配なところがあります。

今ちょっと、想定のいろいろ補助金または合併特例債ということですが、今現在の中でどのような動きをしているのか。今、考えている最中なのか、国は、道にいろいろアプローチしているかと思いますが、どのようなことで進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 私のほうからお答えを申し上げます。

現在、まず、北海道とは、かなり細かな部分の補助事業メニューについての打ち合わせをさせていただいております。また、国の補助事業についてでありますので、内閣府あるいは北海道、観光事業については、観光庁と詰めてきておりますので、今は、事業のメニュー、補助基準等をつぶさに打ち合わせをしてきているというところでございます。

○議長（小坂利政君） 補足で、竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今の財源確保に向けた取り組みということで御答弁をさせていただきますが、議員御案内のとおり、地方創生が、西暦で言いますと2015年から2019年度の、まず第1期という表現がいいのかどうかわかりませんが、とてもとても5カ年で地方創生が完結するような取り組みではないということから、我が町としては、今後の地方創生の取り組み、これは、穂別の博物館の再整備の財源も含めた中で、こういった地方創生、拠点整備も含めたものが必要とされるのかということも含めて、我が町独自のもの、さらには全国町村会、さらには全道町村会としても、地方創生の交付金事業については、創生事業の制度そのものとあわせて、拡充、継続というのを今、要請してきているところでもございます。

あわせて、苫小牧地方総合開発期成会の1市4町としましても、今後、来年度に向けての、今言った地方創生絡みの事業の継続性、あるいは拡充というんでしょうか、そういったことも含めて取り組みを進めてきているところでもございます。

まだ、事業制度が延長になるのか、あるいは拡充するのかという点ではありませんけれども、北海道、さらには国に対してのアプローチは、今、してきているところでもございます。あわせて、現在のパブリックコメントを受けております穂別博物館の周辺整備基本計画でございますけれども、言わずもがなでございますけれども、現在実施しているパブリックコメントでの意見、さらには、基本計画そのものの内容だとか、あるいは計画内容に書かれている推進計画もあわせた地域への効果というんでしょうか、こういったことも含めて、町議会の皆さん、そしてまちづくり委員の皆さんとの今後の協議とともに、さらに町民皆さんへの説明の機会というのをしっかり設けながら、相互理解を深める環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 今、いろいろ説明をして、相互理解を進めていきたい、まさしくそのとおりかと思います。整備計画のスケジュールが、一応は示されています。これ、承認され

た、コンクリートされたわけではないですが、財源確保、維持管理費など、明確なことが今後示されて、町民のコンセンサス、理解がない限り着手すべきではないと思うんですが、このスケジュールどおりに進めるということにこだわらず、今言った、町民の理解が得られない限り先延ばししてもよいのかと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現在の推進計画あるいは穂別博物館の基本計画で示されている期間にこだわることなく、先ほど私が申し上げましたように、パブリックコメント、そして、これからの町民皆さんとの説明会と、こういったところでの相互理解というのを優先していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 今のお答えで、相互理解が得られない限り周辺整備計画を進めないというふうに理解をさせていただきました。

続きまして、むかわ竜についてであります。

先日、テレビや新聞などで報道がありましたが、町外から化石の里ほべつを応援する穂別出身者の会が、町民が納得できる公の機関で議論して名称をつけるべきとして、署名を集め、要望書を町長に手渡しましたが、改めて、むかわ竜と命名した経緯についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 去る5月28日に、「町外からの化石の里ほべつを応援する穂別出身者の会」の皆さんから提出されました町外者の方々の署名簿とともに、公開質問状というのを受け取っているところでございます。むかわ竜の名称につきましては、その経緯など、これまでも広報紙面等にてお知らせをしておりますが、改めてその経緯を御説明させていただきたいと思います。

2003年に穂別稲里地区で発見されました脊椎動物化石、2013年から、北海道大学総合博物館小林快次准教授の研究により、中生代後期白亜紀（約7,200万年前）の陸上に生息した植物食恐竜のハドロサウルス科恐竜とされ、本町で初めて発見された恐竜の化石とされております。言うまでもなく、恐竜というのは、陸に生息していた直立歩行の爬虫類を指すものであり、海中に生息していた首長竜というのは、恐竜ではございません。

町では、地方創生の総合戦略のシンボル事業として、恐竜化石を生かしたまちづくりの取

り組みを進めておりましたが、町内外に広く情報等を発信する上で、恐竜の呼び名というのをつけるべきとの提案を受け、発見者の方が名づけ親となっている事例があることから、2016年10月、恐竜化石の発見者の意向を確認し、「むかわ竜」と呼ぶことに決定したところでございます。その際、発見者の意向としましては、我が町を担う子どもたちのためにも、新町名をつけることに意義があるとの発言をいただいているところであります。

むかわ竜という市町村名を使用した呼び名につきましては、全国の恐竜先進地においても見られ、時を同じくして、ちょうど合併10周年を迎えた新町のシンボルとしてふさわしい呼び名であると考えているところでもございます。このむかわ竜の命名につきましては、発見者の了解を得て、同年12月3日に開催しました博物館普及講演会におきまして発表をしたところでございます。その後、恐竜ワールド構想の取り組み、そして情報発信に大きな推進力となり、新聞、テレビ、雑誌や図鑑などを通じて、全国的にその名前は広く認知されてきているところでもございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 今までも、議会、委員会でお聞かせをいただいて、今回もいろいろ新聞報道、テレビで放映されたということで、また、きょう、傍聴の方も多いということで、再度、確認の意味で質問をさせていただきました。

もう1年半がたち、むかわ竜の名前が定着し、私どもも理解はしたところですが、またこのようないろいろな意見が出される中、町外からの方なんです、町の人としてはちょっと困惑ぎみということではあります。しかしながら、ある程度の署名を集めて、携えてきたわけですから、その行動を踏まえて、町として、今後の考え方、また対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど答弁でも申し上げましたが、これまで、この名称関係については、町の広報だとか、あるいは恐竜ワールドセンターの瓦版といった中で、名称の周知に努めてきているところでもございます。先日、さきの旧穂別町出身者の皆さんによる署名につきましては、ふるさとを思う気持ちとして受けとめさせていただいているところでもございます。

当時、合併に至るときに、2つの町というのが生き残りをかけて合併を選択してから10年

過ぎているところでもございます。今、将来に向けて持続可能なまちづくりに向けて、さらなる10年の道を歩んでいるところでもございます。そのような中、はるか太古から現在によりみがえってきたこの国内最大の恐竜化石というのは、議員御案内のとおり、多様な価値を持ってこれからのまちづくりへの起爆剤ともされていると受けとめております。そして、この町全体の宝であるとともに、これはもう北海道の宝、さらには日本の、さらに世界の宝ともされていると受けとめております。また、昨年、全国にも公開され、一昨年に命名しましたむかわ町穂別稲里産の通称むかわ竜というのは、今、全国にも注目されて、そして、胆振の4大遺産ともされているところでもございます。

これまで、まだまだこれからでございますけれども、今までを通過点としながら、旧町から続く化石を生かしたまちづくりを、新町としても、未来に向けて、より多くの皆さんにさらに体感してもらえそうな息の長い、町全体をステージにした恐竜ワールドの物語の展開に努めていきたいと改めて思っているところでもございます。

そこで、名称の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、命名時の発見者の意向と、これまでの決定の経過とともに、現在、発見者が思っているマスコミの方々への表示の際に、むかわ町穂別産、こういった産地の表記といったことの配慮もあわせながら、通称名はむかわ竜として、より理解浸透が図られますよう努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） わかりました。

私も、いろいろ議会の中では皆さん納得がいて、むかわ竜ということで、もう1年半過ぎているかと思います。しかしながら、町外者のいろいろな御意見がありますが、合併してからの1年、2年目、この問題が大きくなることなく、寛容な対応をしていただいて、町民の方が過度な、いろんな意見が出ないようなことの対応をお願いをしていきたいと思っております。恐竜については、私たち議会でも、何度も言いますように、説明を受けて納得しているところではございます。

続きまして、古生物学研究分室、仮称ではございますが、先ほど来いろいろ御説明がありましたが、お伺いをしたいと思います。

北海道大学総合博物館が、穂別博物館に古生物学研究分室（仮称）、この名前で決まりかと思うんですが、開設する方針と、北海道新聞で報道されましたが、先ほどもるる説明して

いただきました。我が町にとってどのような効果や影響が期待されるのか、先ほど、一部いろいろなことを報告、中で聞きましたが、さらに詳しくお伺いできるかと思います。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） お答えさせていただきます。

本件につきましては、行政報告させていただきましたとおり、北海道大学総合博物館との相互協力協定の学術面における具体的な活動を展開するために、古生物学研究分室を設置するものです。北海道大学の学生や研究者が、穂別博物館を拠点とした調査研究を速やかに行うことができるとともに、穂別博物館に収蔵されている化石資料の解明や、学芸員との共同研究によって古生物学の進展につながると考えております。

また、鶴川高等学校で発足しました恐竜研究同好会の生徒やむかわ町子ども化石くらぶハドロキッズチームの児童による学習が展開されており、穂別博物館での大学による学術研究の現場を目の当たりにすることで、将来の古生物学者を目指す子どもたちにとっては、未来の姿を想像できるまたとない機会ともなり、加えて、しっかりとした学習環境が整備されていることを保護者の皆さんにも御理解いただけることができると考えています。

さらに、多くの学生や研究者が当地に訪れることで、経済的な貢献や関係人口の拡大につながるなど、多様な効果に期待できると考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 先ほどの説明と同じなのですが、ちょっと私、聞きたいのは、それを足がかりに、例えば、国やら道やら、いろんなところに補助金なり、維持管理費の面での突破口にならないのかなと思ってちょっとお聞きしたんですが、先ほどの説明と全く同じということで、そのようなことは一切考えていないのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 財源の確保については、先ほどの答弁でもあったかと思いますが、北海道、それと北海道大学総合博物館、それとむかわ町による三者連携の会議を既に開催をし、今後、財源についての検討を深めていくというような形になっております。そういった中でも、北海道大学さんとは、主には学術研究の分野ということになりますが、道あるいは北海道博物館との連携も深めながら、国への要請活動等を含めて、対策を進めていきたいと思っております。

ただ、この学術研究の分野で、むかわ町穂別博物館の学術的価値といえるでしょうか、それはステージが一步上がるというふうな認識もしておりますので、よりこの穂別博物館を核としたまちづくり、取り組みといったものを全国にアピールできるよい機会だというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） そういうことを含めて、あらゆる手だてを使って、補助金なり、いろんなお金の算段に結びつけていただいて、なるべく早く町民、議会に示していただいて、相互理解を深めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小坂利政君） 会議室の気温が上がっております。上着の着用は自由といたします。
一般質問を続けます。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。長いので、一般質問、全て読ませていただきます。

恐竜ワールド、今後の展開についてお尋ねをいたします。

博物館エリア整備計画について。

1、想定観覧者数の根拠についてお伺いいたします。

年間想定観覧者数を3万5,000人の想定にしておりますが、29年度で1万8,959人であった

実績も考えて、3年から5年前までの数値の平均を基本とするべきではないか。

2つ目に、年間総定数を見誤ると、再整備計画のスケールが変わってくるのではないかと。総定数の根拠が明白であればいいが、現状でのマックス時のマックス試算とも受け取られる駐車場などの規模など、平時を勘案して再考が必要ではないか。

2点目でありすけれども、財政計画についてであります。

再整備で、新館建設費、既存施設改修費、外構費、解体費など、それぞれの財源、財政の見込みの状況はどのように考えているか伺います。

次に、財政フレームにおいて、今後の予測される事業を含めて、整合性はどのように考えているか伺います。

3点目として、合併特例債を使用する場合についてお伺いをいたします。

合併後に特例債を使用してきた事業名、金額はどのようになっているか、2つ目に、特例債の使用可能限度額、財政フレーム上の限度額内で整備できるものなのか、お伺いいたします。

次に、建設費用の一部のため収益となる事業として、クラウドファンディング、ふるさと納税を活用する方法は考えていないか。

大きな4つ目として、ランニングコストについてお伺いいたします。

ランニングコストの試算はどのような試算をしているのか。2つ目に、博物館のみでは不採算は明らかであるが、赤字はどのくらいあるのか。恐竜ワールド全体での収支をどのように考えているか。現状の博物館への支出よりも減額できる見込みはあるのか。

大きく5点目として、ソフト事業について。

入館者に入館料分の当日限りの町内で買い物ができる割引券などを考えられないか。2つ目に、SNSと言われるツイッターとかインスタグラムなど、恐竜ワールド関連で事業者を利用して情報を発信する事業をするべきではないか。3つ目に、ソフト事業でどのような収支を考えているか。

大きな6つ目で、恐竜ワールド全体として、ハード、ソフト、財政を一緒に明らかにして、町民の皆さんから再整備計画について御意見をいただくことが必要と考えるが、早期にハード、ソフト、財政について具体的に示していく考えはあるかどうか伺います。

大きな7点目として、建設後5年後、10年後の理想とする地域の姿を示して、今回の投資に理解をいただく必要があると思うが、考えがあればお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 今の御質問につきまして、それぞれの質問について、担当者より順番に答えさせていただきます。

まず1点目、入館者数の想定であります。

まずは、平成25年から5カ年間の実績を御報告させていただきます。

平成25年度は1万307人、26年度は1万951人、27年度は9,742人、28年度は1万1,506人、そして29年度は1万9,389人であり、その平均来館者数は1万2,379人となります。そこで、3万5,000人の根拠ですが、この数字は、地球体験館が開設されるとともに、現博物館の施設改修があった翌年である平成5年の来館者数、穂別博物館のこれまでの来館者数の最大値である3万5,035人に基づいています。さらに、地球体験館の来館者数の最大値は5万4,553人ということも考慮しております。

このたびの博物館周辺エリア再整備基本計画の中で、新たな博物館のコンセプトである「海と陸の自然史博物館－海の子の水族館と陸の子の動物園－」を目指し、魅力ある施設改修が実施されることにより、過去最大値と同等の人数が来館されるものと想定し、この数字を用いていますので、御理解願います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 続きまして、年間総定数者数を見誤ると、ということ、私のほうから御答弁させていただきます。

3万5,000人の来館者を受け入れる場合、駐車場に関しましては、事前のアンケート調査を行っております。自家用車1台当たりの乗車人数が3.4人となっております。また、土曜・日曜の来館者数につきましても、同様のアンケート調査から、図書館利用者を含め、1日当たり162台の来館となっております。現実的に、ゴールデンウィークなどは、1日の来館者数が800人を超えることを考えますと、余裕ある整備が必要と考えておりますが、今後、基本設計に取り組む中で検討していきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、財政関係、今回でいきますと、中長期財政フレームと、あと合併特例債の関係でちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中長期財政フレームの件でございますが、現在の中長期財政フレームにつきましては、合併特例措置が終了しても持続可能な財政規模を目指すものとなっており、普通建設事

業におきましては、毎年の目安を国庫補助金3億円、起債借入額6億円、一般財源は3億円の12億円程度としておりまして、町債残高につきましては、2020年度末におきまして100億円以内、償還額を12億円台に定めており、執行におきましては、フレーム内におさまるよう、常に意識をして取り組んできているところでございます。

2016年度までの取り組みにおきましては、鶴川中央小学校学校給食施設整備などでは、一時的に事業費起債発行額がふえたものの、前後の年度で、事業費や起債発行額の調整、さらには基金の充当により対応してきたところでございます。

博物館整備費に当たりましては、2020年度末の目標値と比較する必要がありますことから、今後予定されております政策事業等の内容により、2019年度、2020年度におきましては、他事業との調整を図るなどの対応も考えられるところでございます。

続きまして、合併特例債の件でございます。

合併特例債につきましては、市町村合併に伴い、特に必要となる事業につきまして、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにでも充てることができるものでございまして、その元利償還金の70%について、今年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入されるという地方債でございまして、2025年度まで発行可能期間が再延長されております。合併特例債は、建設事業への充当のほか基金造成にも充てられ、発行可能額52億5,370万円のうち、9億5,000万円は地域振興基金へ積み立てられております。

また、建設事業分としまして、穂別地区情報通信基盤整備事業の8億30万円を初め、穂別町民センター改修事業の2億120万円、鶴川町民体育館耐震化事業の2億6,680万円、穂別地区学校給食設備事業1億3,500万円など18億3,250万円を発行しており、2018年度における合併特例債発行可能残額は24億3,000万円となっております。

各種事業を進めるに当たりましては、合併特例債は有利な財源と考えますが、合併特例支援後の一般財源の減少に備えるためにも、事業を進める上で、国及び北海道からの補助金充当が大前提として考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうからは、私の担当分、先にお話をさせていただきます。

少し戻りまして、財政計画の再整備での新館建設費、既存施設改修、外構解体など、それぞれの財政の見込みの状況というふうにお聞きされておりますので、そちらのほうでの答弁

とさせていただきます。

「町民等意見の募集」に掲載しておりますA案の1,600平米の20.3億円について御説明をいたします。

新館建設費には、本体と展示工事に12億7,000万円、既存施設改修費として、現博物館の学習・体験施設への設備等改修と図書館の拡充、かせき学習館改修に3億5,000万円、その他事業費として、駐車場設備など外構、地球体験館の解体、設計・工事監理委託費に、備品合わせまして、4億1,000万円となっております。

続きまして、3つ目、博物館周辺の建設費収益となるクラウドファンディングのことについてでございます。3番の3つ目のポツとなります。

議員御指摘のクラウドファンディングの活用につきましては、例えば、博物館における展示物の制作等に御支援いただくというような方法がありますし、ふるさと納税において運用中の恐竜の卵基金の取り組みにも、見える化などの工夫、充実が必要と考えており、どちらも全国に発信できる積極的な宣伝活動の展開が必要となります。さらに、企業版ふるさと納税の導入を進めるための調査研究に取り組み、施設等整備費全体の一般財源の圧縮に努力したいと考えます。

続きまして、4つ目のランニングコストの1つ目のポツでございます。ランニングコストの試算はどのような試算をしているのかについて御回答させていただきます。

平成28年度の博物館及び地球体験館の収入・支出について御説明し、改築後に考えられます収入と支出とを比較しましたので、あわせて説明いたします。

3番議員にもお話をさせていただきましたが、平成28年度決算を踏まえた入館料や各種体験事業への参加料、物販としての収入は1,069万2,000円、人件費、施設管理などの支出は8,668万7,000円で、収支の差額は7,599万5,000円が一般財源となりました。一方、施設改修にあわせて、体験学習と物販を充実することで収入を確保するとした場合、あくまでも試算となりますが、4,700万円の収入を想定しました。

支出については、事業の拡充により人件費等増加してしまうものの、学術研究部門における人件費等経費を3,200万円、施設管理部門における人件費、施設管理費を7,170万円の計1億370万円になると試算し、収支の差額5,670万円が一般財源になると想定しております。よって、このたびの再整備により、約1,900万円の一般財源の減額が見込まれると考えております。この数値は、あくまでも現時点における一つの試算であることを御理解願います。

続きまして、4番の2つ目のポツ、博物館のみでは不採算は明らかであるが、赤字はどのくらいかという内容についてでございます。

平成28年策定されましたむかわ町恐竜ワールド構想、その翌年策定のむかわ町恐竜ワールド構想推進計画ともに、事業推進による収支についての具体的な数値を示してはおりません。しかし、この間、国費における地域再生加速化交付金、ふるさと財団の助成事業である地域再生マネージャー事業の活用、同費による地域づくり総合交付金など有利な財源を活用した事業展開を進めております。これらの事業等を実施することで、恐竜化石を生かした学術研究の進展はもとより、産業や観光化が創出・展開されることにより、地域経済等の活力が高まると考えております。この恐竜化石等を含む町内に広がる多くの地域資源の多様性を生かすことができるよう考えておりますので、御理解願います。

続きまして、5番目、ソフト事業についてでございます。その中の2つ目の点になりますが、SNSといわれるツイッター、インスタグラムなどで、恐竜ワールド関連で事業者を利用して情報発信をする事業をすべきではないかとの質問に対する回答でございます。

現在、情報発信の方法としましては、ホームページのほか、町広報誌やホッピーだよりなどの紙媒体にて対応してきております。議員御指摘の情報発信の媒体（ツール）活用につきまして、今回、補正予算にて提案させていただきます地域再生マネージャー事業において調査・研究したいと考えておりますので、御理解願います。

続きまして、ソフト事業でどのような収入を考えているかについての回答でございます。

現在の収入は、入館料と各種体験事業の参加料、博物館ガイドブック等の販売収入となっております。むかわ町恐竜ワールド構想推進計画においても実施することとされております博物館オリジナルグッズ等の開発を進め、お土産用の恐竜レプリカやフィギュアの製作、販売、化石発掘キットの作成、販売等、物販収入増の対策を進めたいと考えております。

体験活動事業としましては、化石レプリカ製作、発掘現場での化石発掘体験ツアーなどの実施を予定しております。特に化石発掘体験は人気が高く、参加者数も多いことから、博物館周辺においても、一定期間化石採集が実施できるよう、発掘体験が可能な場所を設置したいと考えております。

続きまして、6番目でございます。恐竜ワールド全体として、ハード、ソフト、財政を一緒に明らかにして、町民の皆さんから再整備計画について御意見をいただくことは必要と考える、早期にハード、ソフト、財政について具体的に示していく考えは、についての答弁でございます。

この間の答弁の繰り返しとなってしまいますが、財源等の確保に関しましては、3番議員の質問にお答えしているとおり、国と道の補助金等をベースに考えながら、財政フレームの範囲内での有利な起債である合併特例債を活用した事業展開を模索しております。

今後におきましては、議会の各常任委員会での所管事務調査等の機会を得て、丁寧な対応をしていきたいと考えております。

さらに、町民への理解・浸透を図るため、本年中に、住民説明会の開催などに取り組んでまいりますので、御理解を願います。これは、先ほど町長からの答弁があったとおりでございます。

私は最後となります、建設5年後、10年後の理想とする地域の姿を示して今回の投資に理解をいただく必要があると思うが、そのお考えはとの答弁でございます。

議員御承知のとおり、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略のシンボル事業として、恐竜化石を生かしたまちづくりが掲げられております。穂別博物館とむかわ竜は、このたびの博物館周辺エリア再整備基本計画の中で、コンセプトである「海と陸の自然史博物館―海の古生物の水族館と陸の古生物の動物園―」を目指しており、穂別博物館を拠点として、周辺の環境を整備していくこととしております。この博物館周辺エリアが再整備されることで、多くの来庁者を迎えることとなり、ウエルカムゾーンとして、その来庁者の誘導拠点ともなる四季の館などの活性化や、さまざまな地域資源を活用して町全体での産業や観光振興につなげ、全町的な機運の高まりを推進したいと考えております。

新たにソフト事業として取り組むこととしております地域再生マネージャー事業による機運の醸成や、桐生大学、桐生大学短期大学部との心に響くアート・デザインの導入、かわまちづくり計画によります事業の実施、さらにはにつぼん恐竜協議会や北海道恐竜・化石ネットワーク研究会など広域的な連携・交流を進めてきていることから、ハード事業にもつながる基礎を築いてきている状況があります。

このたびの博物館周辺エリア基本計画に対する町民の皆様への丁寧な説明の機会を設けることにより、地域全体の活性化を目指す恐竜ワールドの持つ世界観を表現していきたいことから、議会議員の皆様や町民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 最後になります。

少し戻りまして、5番目の、入館者に入館料分の当日限りの町内で買い物ができる割引券など考えられないか、についてお答えさせていただきます。

現在、地域へのさまざまな誘導策など、具体的な考えは持っていませんが、今後、博物館周辺エリア再整備に係る事業を進めていく中で、商工会等とも協議しながら進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

以上になります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それでは、1つずつ。

まず、1つ目の入館者数の想定の話ですけれども、思っていたとおりというか、ピーク時に対応して駐車場は要らないんでないかなと私は思っているんですよ。平常時というか、少なくなってきたときの、現状を今、見てもらえればわかりますけれども、駐車場、ほとんど関係者の駐車場、それと、その周辺で働いている方が駐車していると、平日は。ですから、ほとんど、お客さんの車というのは、数台しかないんですよ。それに162台分の駐車場をつくる必要は、僕はないと思う。ピーク時には、道路、町道でもありますから、町道にでも駐車場の人雇ってでも、どこかの、道民の森へ行くほうに、例えば、あそこ交通規制、町道ですから規制かけられますから、そこへ止まっていただくというような非常時のことを、やっぱり特異値をマックスに持ってくるというのは、これ、間違いだと思いますので、ぜひ、そこは再検討されたほうがよいかと思います。

もちろん、駐車場、いっぱいあったに越したことないですけれども、ただ、いろんなところを見ていると、駐車場が広くて、一、二台しか止まっているところは止まりたくないですよ、皆さん。あ、これは人来ていないからおもしろくないんだわってというような、車止まっていないお店の前には入らないという理屈と一緒に、やはり、そこはピーク時を想定をしないで、平時のもう入らないのは、ほかのところで何とか、道路で対応するという考えでいくということが正しいんでないかなと思うんですが、その辺、考えをまず1点。1つずついきます。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 駐車場の件については、基本的には、今回の基本計画図であります。

基本計画というのは、配置を想定した案を載せております。その中には、確かに駐車場の台数等も盛り込んでおりますが、今後、基本設計、実施設計の中で十分その辺を議論して、想定台数を何台にするかというのを考えていきたいというのが1つでありますし、さらに、我々が考えているのは、当初は3万になるのか、5万になるのか、かなりの人数の方々が来

られるだろうと。問題は、その後、3年たって、5年たってどうなるのかという部分の懸念があるんだろうというふうに思っておりまして、我々もそのような部分で、どうしたら息の長い入館者を安定的にといいましょうか、余り減らさない方向での事業運営ができるかといった部分については、やはり博物館そのものの魅力もさることながら、体験学習事業、体験学習メニューを、さまざまなメニューを魅力ある、あるいはユニークな体験学習事業をしながら、そして、そこを拠点に、例えば発掘現場に誘導する、バス等で移動させるとか、そういったものにも駐車場は活用していきたいと。何よりも、入館者数を減らさない取り組みを、メニューをやはり考えていくと。そこにやはり重点を置きたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） この問題で余り長くやりたくなかったんですけども、やはり、そういうこともわかるけれども、162台はないぞというふうに、やはりこれは、この次、この中で検討していくということだったので、意見を述べる機会、また特別委員会ができるかもしれませんけれども、できる予定でもありますけれども、ここはやっぱり考え直されたほうがいいかなと。どう見ても、マックス、経験値からいっても、経験していない以上の方が来れば、これはまた願ったり叶ったりでありますけれども、その辺もぜひ考慮に入れていただいきたいと思っています。

次に移りますけれども、2つ目の財政計画についてでありますけれども、先ほど、規模で12億、3億、4億ぐらいという話からいくと、例えば外構工事、これ、駐車場をちょっと減らすからといって、そんなに1億円も減るわけではないと思いますけれども、そういうものの積み上げが必要なんでないかなと。これから実施設計入る。ただ、町民の皆さんにとっては、数字が先に出てしまいますので、やはりそこら辺はもう少し精査したものを出していただきたかったなと思っております。

財政フレームの話でちょっと。財政フレーム、事前にちょっと資料をいただいたんですけども、先ほども回答でありましたけれども、財政フレーム発行残高としては、まだ24億ぐらい、単純に言えばですけども、その先のこともありますから、できると。24億ぐらいではないですね。財政フレームじゃない、ごめんなさい、特例債、合併特例債の話です。ごめんなさい、失礼しました。24億ぐらいはまだ特例債として使う、使える、ほかの事業を抜いた話で、これだけに使うわけではないですけども、ただ、非常に有利な財源でありますから、

これは使えるものは使ったほうがいいんじゃないかなというふうに僕は思っていますから、24億全部使うわけありませんから、そのほかに、きょうの、先ほどの前の3番議員の話、最初に回答いただいたように、まだほかにも補助金の目途はあるんだということでしたけれども、補助金、3つ、まだそれぞれのところから出てくる可能性はあると言ったんですけれども、それって、その補助金って、今の段階で、億単位の話にはならないんですよ。その辺は、規模とかは想定はされ……マックスでもらってどのくらいというようなものは持っていますか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） あくまでも現時点での試算ということで御理解をいただきたいんですが、国費の補助事業メニュー、地方創生の拠点整備交付金並びに観光庁のインバウンド系の補助金、2つ合わせると、あくまでも今時点ということですが、約5億1,000万円ほどを想定しています。割合にして約30%を、国費をもって充てる予定であります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） ということは、仮に20億か15億ぐらいの間に、10億から20億ぐらいの間の数字になってくると思うんですけれども、そういうことを勘案して財源確保はできるとして、財政フレーム内でここ何年か先のことも推移を考えながら、今の段階で、財政フレーム内で10億から20億ぐらい、それと、今の5億ぐらいの補助金を充てて、できる範囲だというふうに捉えているんですか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 博物館の施設整備だけを考えると、可能だろうとは思いますが、やはり、ほかにも公共事業は計画されておりますので、その辺とのいろいろな絡み、調整をした上で、どのように整備を進めるのかといった部分の議論が今後進められると思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 若干、補足もあるんですけれども、先ほど、駐車場の話もいろいろ出ておりましたけれども、今、基本、整備の配置案を決めているという段階でございまして、台数については、あくまでもその程度ということの想定にしかございません。今後、基本設計をしていく中でもう少し詰まるということになりますので、そこに余りとらわれないでいただきたいというふうに思っています。柔軟にそこは対応していきたいというふうに考え

てございます。

それから、財政の問題で、今、出ておりましたけれども、24億幾らという合併特例債の枠でございますけれども、これは全体の枠でございます、当然ながらこれを執行していく中では、先ほど申し上げたとおり、財政フレームというのを今、2020年まで定めております。その財政フレームの中である程度おさまるような形に持っていかなければならないということになりますので、これを一気に吐き出していくということには当然なりませんし、先ほど田所申し上げましたように、他事業との調整、さらには、今、言っている国費等々の財源も、今、地方創生絡みの補助金等々見込んでおりますけれども、御存じのように、地方創生につきましては2019年までというような今の形になってございます。そういった中では、2019年以降の財源として見ていく中では、今は確定して申し上げることはできないというふうに思っています。ここは、その辺の国の動きというか、今後の国の考え方がある程度示されていかなければ、財源として、現段階では言っていますけれども、見込みになるというふうには言い切れないものというふうに思っています。

そういった意味では、私ども、これから中央のほうにもいろいろなツールを使って声を上げていきますし、全国的な各自治体からの地方創生への今後の加速化というのは、当然声として上がってくるものというふうに思っていますので、そちらのほうに力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） ないお金の話は、これ以上詰められないと。それと、先のこともよくわからない、わからないとは言わないけれども、精査しなければならない部分はあるというのは、十分理解しています。

ただ、その中で、やはり町民の皆さん、あるいは、今回も議会の質問の中で、財政的な問題はどうか、ランニングコストはどうかということが非常に注目されている話でもありますので、財政的なことをちょっともう少し掘り下げて聞きたかったですけれども、思い起こせばというか、新町合併して10年、12年経つわけですけども、10年間、この合併した当初のときのことを思い出していただきたいんですけども、新町になって、建設計画の事業というのを計画として作成して、合併協議会の中で作成してきたわけです。それをもとに合併をしてきたわけですけども、その当時を知る者として、やはりこのことは今回ちょっと触れていきたいなと思っていたんですけども、例えば、今回のハード事業部分だけ

で計算してみると、合併当初の計画事業費の比率というのは、合併の協議会で出てきた比率というのは、ほぼ49対51、ほぼ1対1だったんですよ。

現在、どんなふうになっているかということでちょっと調べさせていただきましたけれども、若干まだ正確な数字ではないかもしれませんが、5,000万円以上の建設事業で比較してみました。町からいただいた資料ということで、これも概算ということで、正確な数字でない部分もあるかもしれませんが、合併10年後で、鵜川地区が建設費としては67億円、それと、穂別地区では18億円。これ、ちょっと前後すると思います。5,000万円以上の事業で仕切っ出ていますので、7.5対2.5ぐらい、2対8、3対7ぐらいになるということが、ほぼそのような状況にもあります。

だからどうすれということでないですよ。これは、合併したときに、ある程度社会情勢も変わってきているし、それと、最大のことでありますけれども、両地区のインフラの整備ということもいろいろと変わってきていることがありましたので、鵜川地区、穂別地区がそれぞれ同じような水準になりつつあるということで、これは、財政規律の範囲内であれば、今回の事業、今回の事業について戻りますけれども、今回の事業に十分かけても、どのぐらいかかるかわからないけれども、新しい投資として見合う事業でないかなというふうに僕は思って今回、この話をさせていただいておりますけれども、やはり、このことについて、博物館を建てるということについては、そういう観点からも少し今回頑張ってお金をかけて、地域再生という町の発展のために、ぜひこのことは推進していただきたいと思うわけですが、そこで、町長に伺いますけれども、今、述べました建設事業の地域バランスという観点から、今回の投資という部分では、どのように考えられますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 野田議員御存じのとおり、穂別博物館というのも、あくまでも、先ほどから申し上げていますように、恐竜ワールド構想というのが全町的なステージでの財源ということで、全町を意識した中での、例えば推進計画において、ワールド構想を推進化するためのエリアというのをそれぞれ区分化しているわけなんです。穂別の博物館周辺というのを交流体験ゾーンの中核というんでしょうか、研修も、そして、発掘するところのゾーン、あるいは鵜川地区での、これはもう動線的なつながりも出てきますけれども、ウェルカムゾーンといった形で、そういったゾーン形成を図るがために、ですから、穂別博物館をゾーンのために集中するのではなくて、全町的なまちづくりの形成という中での財源ということは理解していただきたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から。

先ほどの野田議員のほうから、合併以降における工事費の割合というお話ございました。資料につきましては、あくまでも5,000万円以上の工事費ということで提供させていただいているところでございます。正確な工事の比率という部分については、両地区の部分で考えますと、そこは今、手持ちないですけれども、金額的には、先ほど言われた中身とちょっと若干違いまして、鷗川地区は52億8,500万ほど、穂別地区は20億5,800万ほどということで、率にしまして、鷗川地区は72%程度、穂別地区は28%程度ということでございます。

この中にも、両地区にまたがる事業もございます。そういう意味で、5,000万円以上の事業というところでの比率ということでございますので、この辺は誤解のないようにということで、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 皆さんの手元にない資料で議論をしても申しわけないので。それに病院事業が抜けているんだよね。だから、ちょっとその辺、数字のことは後で精査しますけれども、似たような数字だとは思っています。3対7ぐらいになるのかなあというふうに思っていますので、細かい数字は別として、そういうような背景もあるということは十分理解してくださいよと、そのことでどうのこうのということは僕、言いませんけれども、そういう実情もよく理解していただきたいなと思っています。

それでは、ランニングコストについて、もう時間がなくなってきますので、ランニングコストについてお伺いをいたします。

先ほど出ていたランニングコストどうなるのという話で、逆算的な数字が出てきているんですけれども、今出せと言っても出ないのかもしれませんが、ただ、そこはやっぱりどの方も、建物を建てるのは何とかなるんだろうべなというような思いはあるんだけれども、やはりランニングコストとして、年間、これからずっと支払い続け、支払いというか、経費を、費用をかけていかなければならないという問題が一番大きいところで、実際にこれ、逆算しただけですよ。今の博物館、今の体験館があった中から逆算してという数字から出てきたのかなと思うんですけれども、5,670万円ぐらいは何とかかかるんでない、減額してそのぐらいになるんでないかと。

建物自体からは想定は、今回はしていないですよ。建物でどのぐらい経費がかかりそう

だという。人件費やなんかは読めるかもしれませんが、燃料だ、電気だなんていうところまでは想定に入っていないですね。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 経費の内訳でございますけれども、先ほど御説明しているとおりの、あくまでも議員のおっしゃった、今の地球体験館、そして博物館を基礎ベースに算出しております。

なお、燃料費につきましては、今回、基本計画を設置しました業者のほうで、類似施設から引っ張り出した数字ということで伺っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） わかりました。類似施設からということで、今まで随分、体験館、やっぱり燃料代とかかかっていたんで、古い施設もあったし、燃料代も非常にかかっていたという部分もあるから、それで単純に引いていいのかなと思っていたんですけども、わかりました。5,670万円ぐらいにはなりそうだという。現時点でと。これから、ぜひ精査して、この数字を、そこを目標値にしていくのか、今回、議会で出ましたから、その数字内でおさまるように。であれば、今まで7,590万ぐらいかかっていたというんですから、2,000万ぐらい下がるんだよということを逆に町民の方に理解してもらえるぐらいの数値を確定、確定というか、目標値としてそこに持って行って、やっぱり、今までかかっていた金額よりも2,000万経費としては少なくなるんですよ、新しいのを建てると、というお話を全面に出されたほうがいいと思うんですが、その辺、数値的なもの、ぜひ表示していくような考えはございますか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 議員御存じのとおり、まだ基本計画の段階で、箱の中身までは本当に精査されていないと、あくまでも基本設計、あるいは実施設計を経ていくことによって熟度が高まっていきます。そういった部分では、あくまでも一つの試算でございます。ただ、我々としても全く試算をしていないということにはなりませんので、試算をした形で、一応はつくってはおります。

それをどのような形で皆さんにお示しするかという部分もあるんですが、一つの考え方としては、今現在、穂別にある地球体験館と博物館の経費、それから入館料等の収入、その差

し引きの額、それがいわゆる町の一般財源をもって充てているんですけれども、それが、我々の試算では約7,600万だと。一方、オープンするに当たって、新しい博物館施設整備全体の経費、人件費等がふえます、それらも見越した経費と、入館料あるいは体験学習メニューでの収入等々差し引きしますと5,670万、約5,700万程度というふうに見ていますので、今現在よりは、町の一般財源の負担を減らす方向で考えていきたいというのが、我々が今、お話しできる内容になるのかなと思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） いや、その話を聞きたかったんです。やっぱり、やはりというか、町民の皆さんは、またこれ以上経費かかるのというふうに単純に、単純にというか、思いがちですから、ぜひそこは、今かかっている、新しいのを建てるとこれだけ減りますよということとをできるだけ精査して、町民の皆さんに示していくことが必要だと思っておりますので、ぜひその辺は努力をしていただきたいなと思っております。

それから、5番目になります。ソフト事業についてですけれども、先ほど、入館者の部分、入館者にチケット分の500円分の、今、食べまくりチケットみたいな感じで、500円なり幾らにするのか知りませんが、現状だと300円とか500円ですよ。でしたら、その500円分を町内で、食べ物でもいいし、ジュースでも買えるように、それ以内の金額で買えますよというような対応をしたらどうかなという、単純なおもしろい発想なんですけれども、これ、実は、職員の方から聞いた話なんです。どうだろうね、全然関係ない人から聞いたというか、ちょっと誰だったか忘れましたが、やはり、そういうアイデアはあるんですよ、いっぱい。これはいいことだなって、とっても思っています。

地域に還元されるということで、恐らく、1万何千人来たにしても、返されたにしても、そのうちの何割かぐらいしか、恐らくそのことを使ってくれる人はいないかもしれませんけれども、でも、地域に間違いなくそのお金として持ち出し分、恐らく何百万かで済むんじゃないですか。それで地域の経済効果も与えられるという、一石三鳥くらいあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、これは検討していただきたいというふうに思います。

このアイデア、例えば出てきたのは、本当に余計な話をしている中で出てくるわけですから、やはり、そういう今回の町政執行方針ですか、執行方針の中、施政方針の中にもありましたけれども、ぜひ若手のアイデアを活用していただければ。いっぱい持っていますから、やはりそういう方たちの。

この恐竜ワールドの話出たのも、たしか全体庁舎内の若手グループが勝手に、勝手にというか、出したときの恐竜ワールド構想という名前をつけてきたアイデアだったと思っていますので、やはりそういうような若い力、これからは一生懸命何かやってみようという若い人たちの力をぜひかりて、そういうようなアイデアも積み重ねていって、このソフト面では活用していただきたいと思います、その辺については、今後の考え方あれば、お伺いしたいと。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ソフト事業に関しましては、博物館そのものは、施設の維持管理費として、今、入館料をいただいているという現実がございます。ですから、産業振興としての取り扱いは、現実的ではないというふうに考えています。

しかしながら、入館料の領収証として半券を交付しているわけなので、その半券を飲食店などで提示した場合の取り扱い、そういったものは、今後、商工会さんと取り扱いなどにして協議させていただきまして、今後、取り組めるかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。意見として伺っておきます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それと、SNSを利用するべきだという話、それも何かちょっと見落としていたんですけれども、今回の何とかの中にありますよと、施政方針の中で、そのことについて研究するというさっき言葉だったと思ったんですけれども、具体的にどういった体制で、本当に事業化することを目指すのか、ホームページの更新ぐらいならしないほうがいいと思いますけれども、その辺、事業化目指して取り組んでいくという考えですか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） お答えいたしたいと思います。

先ほどお話ししたのは、地域再生マネージャー事業、ことし、今、補正予算で御提案申し上げる事業でございますが、こちらにおいては、速やかに実施できるような形の、要するに前向きな調査研究だということで押さえておいていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） いや、金額等は後でもし……見ておきます。

そのことについては、これは、個人的にお話しさせていただいたときにも言っているんですけれども、是非ですね、やはり紙媒体で幾ら宣伝しても、紙媒体を見る人しか来ませんから、やはりこれはネット上で、単なるホームページつくただけではだめなんです。ホームページは、海にマッチ箱を浮かべたぐらいの値しかありませんから、マッチ箱を探してくる人というのは本当に1人か2人という話になっちゃいますから、これは、やはりSNSという非常に大きな武器、これをなりわいに、事業としてやっている人がおりますから、そこにやはり少しお金をかけて、何千万でもかけてやってみると大きな効果が期待できますから、成功事例もあると思いますので、公共団体がやっているようなところもありますから、ぜひそれは調べて挑戦してみていただきたいと思います。

それと、6番目、7番目についてですけれども、これ、今回質問したことから、ある程度答えも想定できる部分もあったんですけれども、今回の議論で明らかになったということは、これ、事業規模の想定というのは、やはり規模にまでかわるんじゃないかという、ちょっと心配しますけれども、1万8,000人でしたっけか、3万5,000人の想定というのが、当初はこれでいいとは思うんだけど、平常時にはどうなるかと。平常時に、実際にはピーク時が本当に5月の連休とか、夏休みの2回のピーク時で、あとの、そこをラインに考えて物事を進めないで、平常時に戻ったときのピーク時で僕はいいんでないかなって思っているところです。その辺もぜひ、この想定人数3万5,000人って決して高くはないと思っていますけれども、やはり、平時の人数を想定した設計をもうちょっと加味したほうがいいんじゃないかな。ちょっと規模が大きいというので、建物自体よりも、周りの外構とか、そういうこともちょっとどうなんだろうなというふうに思っています。それが1つ。現時点で、今回思っています。

それと、建設費のことは、先ほど言ったように、これ、精査しなければということで、もっともっと精査して、町民の皆さんに今回、パブリックコメントで出していますけれども、やはり数字がもう先に走っちゃっていますので、10億だ、20億だというようなふうにもう捉えられちゃいまして、新聞もそういう報道しちゃいますから、やはりもう少しこれ精査して、建設費も新築部分に12億かかるんだよ、既存施設直すのに3億かかるんだよと、解体に4億かかるんだよと、解体とか整備に4億かかるんだよというようなもうちょっと細かい数字で皆さんに示していただきたい。単純に20億、20億とか二十何億とかっていうふうに、10億とかといって出てしまうんで、この辺も再考していただきたいなと思っています。

それと、建設費用の財源、これはもう、今回も出ましたけれども、特別委員会でも、これ

からももっと精査していく、今、答えられない部分だとは思いますが、やはり町民の皆さんは、財源がどうなっているかということは非常に気にしておりますので、よりそこも含めて、今回のパブリックコメントをやるときに、ちょっと僕はその数字、見えなかったんですけども、やはりそういうことも含めて、町民の皆さんから見た、印刷物を見た方からは、そういう話が随分出ておりますので、それは当然かなと。

それと、ランニングコストについても、さっき言ったように、1,000万、2,000万が現状よりも安くなる可能性高いんだよということもお示しして、それから、収入に関しても、収入というか、地域の及ぼす効果というものをもう少し明確にして、これらの、今言った5つあったと思うんですけども、この5点をやはり、5つぐらい今回質問した、大きく5つぐらいに分かれるんですけども、そのことを精査して、町民の皆さんに説明していかなければならないと思うんですけども、住民説明会でそこまで持っていけないと、誤解を受けるといふうに思うんですが、住民説明会、例えば今、言ったようなことをクリアして住民説明会に向かっていけるような予定でおりますか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） まず、今回の意見公募、整備基本計画の町民等への意見募集をした段階では、御存じのとおり、財源内訳あるいはランニングコスト、さらには事業手法、運営手法等々は、記入はされておられません。やはりその間も、議会等でお答えしているとおり、やはり財源の確保が確定できていないと、できないといった部分も含めて、意見公募のこの概要版にはお示しすることはできませんでした。ある程度その辺をお示しできるような形で、示した形で、議会に対しては今後の特別委員会等でも丁寧にお話をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど町長がお話ししたとおり、住民説明会でしっかりとわかる形で説明をし、合意形成をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 先ほど町長からお話ありましたけれども、前の議員のお話の中でありましたけれども、合意形成、ぜひ町民の皆さんに合意形成するためには、今の資料だけでは恐らく合意してくれないと僕は思っています。なぜかといったら、きょう話してきた話です。やはり、そこはしっかりと持った上で、町民の皆さんに理解してもらおう。きょう出てきたことだけでも、例えばランニングコストで1,000万から2,000万ぐらいいかからなくなるような目標でやっていますよと、そういうところに落ちつかせたいと思ってやっていますよとい

う話がまた出てくれば、また、町民の皆さんは、数字的に具体的な地図を見られてもなかなかできないと思うんで、最後に、その辺含めて、町民説明会、臨む意欲についてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 野田議員のほうから、かなり突っ込んだ中身の質問もあったかと思います。現時点での基本計画段階での議論、さらには基本計画を進めるに当たっての具体的な基本設計の中身にも入るようなところまでは、現段階、こちらのほう、説明会の中は別に用意はしておりませんが、先ほど、3番議員にも答弁させていただきましたように、この恐竜ワールド構想から、ゾーン別の、今、穂別博物館の基本計画というのを提示して、パブリックコメントを募集しているところでもございます。

パブリックコメントの募集の中での、皆さんからの貴重な御意見というのを承りながら、今の段階が恐竜ワールド構想の持つ中身、そして、その中の基本的なゾーン別形成の中身、そして、それらが持つ地域全体に対しての効果といったものも含めて、町民の皆さんにさらに理解浸透を図らせていただきたいと思うのと、先ほど野田議員から出されておりました、この間の事業につきましても、地区別の事業ではなくて、あくまでも、野田議員御存じのとおり、まちづくり最上位計画のまちづくり計画に基づく全町的な投資ということも含めてのこの間に至っているということは、十分理解していただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 私も1点、言い忘れたことがあったんで。

最後の話、今、町長の話になっていましたけれども、よく使われているということで、全町的な取り組みということで、よく使われていることだと。やはり、今回のこのことは、地域のみならず、むかわ全体として、町長も何回も念を押していますから、私から言うまでもないと思いますけれども、むかわ町全体としてどういう効果が期待できるかということをぜひ明確にして、さらに明確にし、今、言っていただけたから、まだあるんでしたら答えていただければあれですけれども、やはり全町的な取り組みということを全面に押し出してやっていただければなと思いますけれども、何か回答があるんなら。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ちょっと言い忘れておりました。

先ほど、若手の方たちから恐竜ワールドの発想と、こういったことも一つかもわかりませ

んけれども、両地区の構成員から成りますまちづくり委員会の皆さんから、当時、町が諮問したときに、さまざまな化石資源と地域資源を活用しながら、今まで言っております町全体というのを恐竜時代として体感できるまちづくりとの思いから、むかわ町恐竜ワールド構想と命名されているところでもございます。

この構想においての一番重要なのは、言わずもがな、町民皆さんが主役であり、町民皆さんとの共同参画ということで捉えておりますので、その辺もあわせてお含みおきいただきたいと思います。

○7番（野田省一君） 終わります。

◇ 佐 藤 守 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） それでは、4番議員より一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、社会福祉施設整備の支援についてお伺いをしたいと思います。

高齢化社会の中、むかわ町は、社会福祉法人愛誠会と鶴川慶寿苑が利用者の窓口となり、むかわ町の支援もいただきながら、今日に至っています。しかしながら、施設の老朽化が進み、利用者の安全・安心を考えると、近い将来、改築という大きな問題に直面します。改築に当たって、行政としてのできる支援のあり方、これをどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御承知のとおり、町内には、2つの社会福祉法人があります。介護保険、障害者福祉等の事業及び地域福祉の充実を担っていただいているところでございます。さらに、雇用の創出、地域経済など、町の地域振興も含め、貢献は多大なものがあると認識をしております。

両法人で運営しております特別養護老人ホームにつきましては、愛誠園が昭和51年、慶寿苑が昭和55年の開設で、築40年前後経過しており、建物の老朽化が進んでいると認識しております。この間、国費や道費等の補助金を活用しながら修繕や増改築等を行っており、町からも一部支援を行っている経過というのがあります。ことし2月に、両法人の連名で、社会福祉施設整備費の支援に関する陳情が提出されたところでございます。

本町としましても、特別養護老人ホームの施設整備というのは、重要な課題と受けとめて

いるところでございます。施設の改築等の整備に向けましては、今後の高齢者人口や介護認定者の推移から、高齢者の方々の居住環境整備、必要なサービスを踏まえた支援が必要であると考えております。そのため、介護保険第7期事業計画では、グループホームや介護保険施設等のあり方を関係機関と協議をすることとして記述をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） むかわ町民が大勢利用する慶寿苑と愛誠会ですが、本来、事業主が自己責任での運営というのが基本になりますが、そういう状況ではなくなっているんです。後々の改修、改築のためにと、余剰金、いわゆる内部留保というのをしていましたけれども、その内部留保が国に認められず、この内部留保をなくすために、3年前になりますか、介護報酬の引き下げの改正を行って、その結果、毎年赤字になり、その内部留保を取り崩して今日に至っていると、そういうような状況が続いてございます。

また、耐震化については、慶寿苑は7年前に実施をしているようですがけれども、愛誠園はいまだに実施をされていない、そういった状況でございます。不安な施設に入所していることとなりますし、慶寿苑は、いざというときには2階に避難をするという、そういった津波の心配もございます。事業主の自己責任といっても、今の状況では、自己資金不足で高額な資金を必要とする改築ができない状況にあります。今、町長のほうからも、陳情等もあった、我々議員のほうにも陳情書が届いてございます、そういった状況の中で、2つの施設の現状をどう捉えられているのかということに関しましては、今、町長のほうから、51年、55年の建設で、老朽化という、そういう認識をしているというお話がございました。

そこで、改築等に当たっての支援の方法として、資金面での支援といいますか、借入金担保の補償をむかわ町として協議をしていくというそういう今後の考え方、こういったものはちょっとないのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、社会福祉施設整備費の関係で、町のほうに2月に上げられた段階、1点目が、国・道補助金充当後の残額に対する借入金についての町の損失補償、2点目が、その借入金元利償還額に対する金額の補助金交付、3点目が、施設建設工事に関する技術的支援といった項目が掲げられております。

なお、両法人で具体的に整理された計画というのは、いまだ現在上がっておりません。し

かし、先ほど言いましたように、繰り返しますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、地域の介護施設として重要な役割を担っていることは言わずもがなとされております。そして、施設整備に当たりましては、多大な投資を行うことにもなり、将来の運営に多大な投資を行うことになることから、そういう意味では、将来の運営に支障を来さないよう、町としても配慮する必要があると捉えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 国は、特養の増設を実際には進めているんですが、実際に、全国では施設がふえているんですが、ほとんど都市部の医療法人ということで、社会福祉法人の改築というのは、余りないんです。そして、今の国の補助事業というのは、多床室というのは認めないで、個室のユニット型しか補助対象にならないということで、建設費用が非常に高額になると。今までのような施設形態にはならないという、そういう状況なものですから。

私も、いろいろ家族会のほうで交流があるんですけども、改築といっても、大体4分の1ぐらいしか補助がないような状態なんです。そして、4分の3というのは、ほとんど自己資金と福祉医療機構だとか、民間の金融機関、そういったところの借入金が大半というように、自己資金の厳しい中、近隣町では、社会福祉法人で、平取町が改築の予定と聞いていますけれども、胆振管内では、北湯沢の特養が、伊達市との飛び地合併の後、老朽化と危険地域ということで、伊達市に平成28年に社会福祉法人陵雲厚生会、ここが移転改築しているんですが、ここと家族会で毎年顔を合わせている中では、なかなか自治体によっては難しいところもあると。

しかしながら、前段質問をしましたが、借り入れの担保補償もあるやにも聞いておりますので、何とかその辺で、両地区では町民がお世話になっている施設ですし、支援の方法についていろいろ考えていただきたいと。そういう中においては、長寿命化対策という支援の方法もあると思いますけれども、我々団塊の世代が終わると、正直、入所者減も予想されるという、そういう状況もありますし、さりとて、老朽化の進んだ危険施設で我慢をしていくのか、また、耐震化をしていくのか、改修なのか、この辺の状況を踏まえながら支援の判断が必要というふうに考えておりますが、先ほど、町長のほうでは、認知症総合支援事業で社会福祉法人と綿密な連携を進めていくという話がありましたけれども、この施設整備についても、社会福祉法人とそういった面で綿密な連携というのを持てないのか、この辺も含めて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 誤解のないように言っておきますけれども、施政方針の綿密な連携というのは、全体を含めての綿密な連携と捉えていただきたい。

それと、1 答目で答弁しましたように、これも重ねて申し上げますけれども、今現在の3年間の介護保険第7期事業計画というのがございます。この中に、グループホームあるいは介護保険施設等のあり方を、先ほど申し上げたとおりです、関係機関と協議すると。ですから、今、佐藤議員が触れられております内容協議についても、今後十分連絡、連携をとりながら協議を進めていきたいと考えていることでございますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 4 番、佐藤議員。

〔4 番 佐藤 守議員 登壇〕

○4 番（佐藤 守君） それでは、私のほうから具体的に、建設だとか、長寿命化対策、そういったことをお聞きしたわけですが、その辺は今、協議進行中というようなことで、町長のほうから、具体的にはまだ……

〔発言する人あり〕

○4 番（佐藤 守君） はい、わかりました。

そういうことで、それでは、今後、連携を強めるようにお願いをしたいと思いますけれども、いずれにしても、今回の平成30年の介護報酬改定で0.54%プラスになったということ、今までよりは多少なりとも増収を見込めるという、そういう状況にありますけれども、黒字回収にはつながらないという、そういった施設運営でもあるということをひとつ御理解いただきたいのと、先ほど町長のほうから、愛誠会と慶寿苑の経済効果、これは非常に大きなものがあるという、そういう答弁もされておりますので、その辺の認識として私も捉えて、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。恐竜ワールド構想についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、前段、それぞれの議員さんで質問をされておりますので、財源等については私のほうから割愛をさせていただきまして、先ほど、町長のほうも中長期財政計画の検証、こういったことも考えているやの答弁をいただきましたので、整備事業が実施されたときに、町財政に与える影響を示すためにも、中長期財政計画の見直し、これを、先ほどは検証を進めるという話でしたので、いま一度確認をいたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、中長期財政フレームの見直しの件につきましてお答えしたいと思います。

現行の中長期財政フレームにつきましては、2020年度までの計画となっております。この計画は、むかわ町まちづくり計画と連動いたしまして、むかわ町行財政改革大綱と並行して取り組まれ、合併特例措置終了後におきましても、持続可能な財政規模を目指すために取り組まれているものでございます。今後は、現行の中長期財政フレームの検証を行うとともに、これまでの事業により発生しましたランニングコストの精査、合併特例措置終了後の地方交付税の見込み、必要職員数の配置に伴う人件費、消費税増税後にも対応できる物件費、社会保障費の伸びによる扶助費等を考慮いたしまして、また、今年度より策定準備を進めてまいります次期まちづくり計画とも連動する新たな指針となるべく、次期中長期フレームづくりに着手する必要があるというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 財政フレームは、25年から32年まで示されているんですけれども、今回の博物館の再整備計画の工事、これが実施されるとなると、31年から33年になっておりますんで、財政フレームと重なることになるんですね。

この財政フレームには、今、検証するということなんですが、さきの給食事業から今始まっている国営かん排事業、それから博物館の周辺エリアの整備事業、こういったものというのは、25年からの財政フレームの中には入っていないわけですし、その辺の検証をぜひお願いをしたいのと、今のところ、財政フレームの29年度推計では、人口は予想以上に減少していますけれども、そのほかの起債関係、こういったものは、目標数字を下回ってきているというような状況で、非常にいい状況の中で、今、大変大きな事業が次から次へと入ってくるものですから、その数字が今回どう変化するのか、町財政に与える影響を示すためにも、ちょうどパブリックコメント、これ、集計、多分近いうちに出ると思いますんで、この間にこの財政フレームもあわせてお示しできるのか、お示しできた中で、町民と議会と行政と、先ほどから、その辺、意見交換といいますか、議論をしたいという答弁もしていますんで、ここにあわせて数字を示していただけると非常に理解ができるものですから、その点の考え方はいかがなものでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 財政フレームの件について、お答えをしたいと思います。

計画期間は、先ほど議員からもありましたとおり、平成32年までというところでございます。この中で検証を進めてまいるといことでございまして、今の中での見直しというものは、基本的には考えてございません。恐竜関係の経費等々についても、これから精査をされるということになってくるというふうに考えてございますので、これもあわせて、今後、まちづくり計画とも連動するというお話もさせていただいております。

そういう中で、このフレームについても、次期の計画ということで組み立てていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） このフレームについては、考えていないという答弁ですけれども、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 現在のフレームが、平成32年、2020年までということでございますので、その間のフレームの考え方を今、変えるという考え方はございません。ですから、その間にやる事業については、このフレームにおさまるように今後進めていきたいというふうに考えています。

それ以降のフレームについては、今までのものを検証しながら、じゃ、今度のフレームはどういうふうにしていくのかというのは、また別問題として捉えていきたいというふうに考えておりますので、今のものを変えてはめ込んでいくという考え方はございません。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。私、ちょうど財政フレームが32年、参考で33年、ちょうどそこに重なるものですから、そこで検証するのであれば、そういった財政フレームの見直し、こういったものもしないと、町民に数字が示されないのではないかなという考えだったんですけれども、今の答弁では、このフレームの範囲内の事業費というか、そういった事業でやっていくと。ですから、変わるとすれば、33年以降の状況の中で、変わるとすれば変わるかもしれないという、そういう判断にしたところでございますけれども、いずれにしても、大きな事業が今回行われようとしておりますので、私も、建設整備に特に反対する者ではありませんけれども、これだけの大きな行事であれば、行政も一回立ちどまって、そうい

った立ちどまる勇気も必要なのかなと思ったものですから、ちょっと質問の中で出させてもらいました。そういった中では、町長のほうからも、住民とのそういった連携協議、そういったものも必ずやりますよと、そういう答弁もいただきましたので、そのようにお願いをしたいと思います。

実は、なぜそれにこだわったかといいますと、財政フレームの中で、実質公債費率が12.8%、町債残高96億円という、これがどう変わっていくのかなという、そういう心配があったものですから、あえて質問をさせていただきました。

それと、先ほど町長もお話ししておりましたけれども、我々を含めて、町民、どうも建設整備が先に進んでいて、整備によってまちづくりがどう変わっていくかの議論というのが後回しになっているという、そういう町民の意見、結構あるんです。この辺に関しては、先ほど町長のほうからも説明があって、そういうことがないように議論をしたいということですけれども、もう一つの町民の心配というのは、財政ショートを起こして町民生活に支障が及ぶのではないかという、そういった声もあったものですから、その辺の声を払拭させるためにも、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。繰り返しの答弁でも結構ですけれども。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど答弁したとおりでございます。財政規律に沿った中で、先ほどから言っている現行の財政フレームを基準としながらも、2年後には、まちづくり計画の最終年度とされております。その後の計画におけるまちづくり計画の財政的な担保を伴う財政フレームについても、しっかりと見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） それでは、よろしくお願いいたします。

一般質問を終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） 次に、5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

1つ目に、学校給食の無償化についてです。

待ち望まれていた学校給食が始まり、間もなく1年を迎えます。先日発刊された文芸むか

わ誌にも、2人のお母さんが、給食が実施された喜びの声を投稿されています。町長は、執行方針の中で、1期目からの重点施策、子育て支援に引き続き取り組むと決意を述べ、学校給食については、給食費の負担軽減の実施に向けた調査を進めるとしています。

憲法第26条では、教育を受ける権利、教育をさせる権利を定め、義務教育は無償とすることを定めています。学校給食法では、給食が教育の一環であると定めていますから、本来、給食費も無償であるべきと考えています。

私は、これまで、2015年3月議会、2017年3月議会と2度にわたり、給食費を無償化し、子育て支援の充実を求めてきました。いま一度、町長の考えを伺います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えします。

給食費につきましては、要保護世帯及び準要保護世帯には既に給食費負担金相当分が支給されており、実質無償化となっております。

また、先ほど、3番議員にも申し上げましたとおり、子育て支援として、多子世帯の給食費の負担軽減につきましても検討を始めているところでございます。

平成30年度予算において、学校給食負担金は約3,300万円を見込んでおりますが、一方、給食に係る歳出予算は約1億1,300万円、うち、学校給食法第11条第2項の規定により保護者の負担とされている賄材料費は3,500万円となっており、200万円が町費負担となっております。

保護者に御負担いただく給食費は、安全・安心でおいしい学校給食の持続的な提供に必要な財源であり、現時点では、全面無償化は考えておりません。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 先ほどの3番議員との質問の仕方が違ったことで、御答弁も違ったんだと思うんですが、全面的な無償化は考えていないけれども、多子世帯の軽減については今後検討するということで受けとめてよろしいというふうに……ですね、多子世帯の検討を進めていると。

昨年3月の議会で質問したときに、教育長の答弁は、最初からの無償化は考えていませんとおっしゃったので、今後、無償化は検討されていくんだらうというふうに思っ私は受け取ってましたし、町長の今期の改選期の前の政策発表会の中で、給食費の負担軽減という

ことは挙げていらっしゃると思いますので、当然、検討するにしても、期限を切って、例えば今年度中を検討して、来年度4月から行いますとか、そういったもうちょっと前に進んだ御答弁が返ってくるかと思って、3番議員の質問の御答弁を聞いていたんですけれども、検討していらっしゃることは間違いないわけですから、いつごろをめどに、実施に向けて、いつごろというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 町長の施政方針にもありますとおり、子育て支援制度の一層の充実、基本政策の一つであります。全面無償化につきましては、今後の財政計画なども検証しながら議論してまいりたいと考えておりますし、先ほど、3番議員にもお答えしたとおり、調査検討を今、始めたところです。ですので、今ここで、いつごろまでという期限はまだ言える段階ではありませんので、そういった部分で御理解を賜ればと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 昨年3月に同じような質問をしているんですけれども、そのときに、齊藤課長のほうからいろいろと御答弁をいただいている資料があるんですけれども、今、全道でどれぐらいそういう軽減対策行われているのか。

それと、今、1人、2人、3人、4人のお子さんがいらっしゃる家庭があると思うんですけれども、その辺での現状というのはどのようになっているか伺います。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 御質問にお答えしたいと思います。

軽減対策の検討状況ということかと思います。今、全面無償化の部分は段階的にということで、最終的に議論されていくことかと考えておりますけれども、多子世帯の軽減につきましては、全国でいろんな例がございます。無償化している団体ももちろんございますけれども、第2子、第3子、多子世帯をどういう内容で押さえるかということが1つあるかと思います。第2子から幾ら、第3子から幾らということもありますし、それ以外に一律にという、先ほども、3番議員のお話のときにもあったように、一律幾らという軽減の仕方というものもあるかと思います。

それと、もう一つは、軽減の方法です。どういった方法で、一旦納めていただかないと返さないというのは、例えば、未納問題がございますから、そういったときにそれを条件とするのかですとか、町内在住の保護者だとか、いろんな検討材料がございますので、その辺を

今後検討していこうという段階でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 1年前よりも軽減をして取り組んでいる市町村が広がっておりまして、今、北海道の中でも、全額無償というところもありますけれども、多子世帯軽減とか、さまざまな軽減対策取り組んでいるのは、約半数近い市町村に広がっております。これはどうしてなのかというふうに考えたときに、確かに今、子どもの貧困対策、6人に1人が貧困の状況にあるというふうに言われています。これ、全国的な数字ですけれども。

やはり、今、私、聞くつもりはなかったんですけども、未納問題というのがあったりして、結局、本来子どもが食べることでですから、親の姿勢、未納するとかしないとか、そういうことによってかかわって、子どもが給食を食べる、食べないところに結びつけては、私はいけないことだというふうに思っているんですけども、ともかく、子どもの貧困対策に有効であることと、それから、一番先に申し上げました、義務教育は無償であると、憲法に定められている、ここのところの姿勢に町長自身が立つかどうかということにもかかわって来ると思うんですけども、それと、もう一つは、人口減少に歯どめをかけて少子化対策を行うと、それから、若い世代の永住につなげていくというところで、非常にこの給食費の無償化、軽減対策というのは有効であるというところから、全道、全国に広がっていつているわけです。

憲法を遵守してということは、町長は、さまざまな問題で御答弁されていますけれども、この学校給食、義務教育は無償であるということに対して、これは憲法に定めていることですけれども、これについて、町長のお考えを聞かせていただきたいのですが。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 憲法第26条の義務教育の無償の関係については、この間、大松議員と私も確認し合いながらここに来ていると思っているところでもございます。一方で、学校給食法では、給食が教育の一環と定めている、これまで以上に、子育てを図る上では、この辺はきちっとお互いも共有しながら進めていかんとだめなのかなと捉えているところでもございます。

議員が今、提案もされております子育ての環境を充実させる中での定住だとか、移住によって、この子育て施策というのは、政策の一つとして、私も、今回提案をさせていただいているところでもございます。そのため、この間、そして今後におきましても、自治体として

可能な、可能な範囲での取り組み、積極的に努めていきたいと考えているところでございます。

議員、もう少しで、懸案の学校給食が開始されて1年ですよ。あれもこれも、はできない。しかし、やるべきことは町としても積極的に進めていきたいと思いますので、この辺は、まずは、多子世帯の減免ということで捉えていただきたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 何かすごく距離が近くなってしまって、何かもう、本当にちょっと町長にこう、さ一つと言われると、私も気が弱いものですからちょっと緊張しますけれども、よくわかっているんです。1期目のときに、一丁目一番地ということで、さまざまな子育て支援策を実施してこられましたし、今回も、学校給食費の軽減を行うということを表明されましたので、非常によいことだというふうに私は思っているんです、これでも。

ですから、その上で、結局、公立小学校で言えば年間約10万円、公立中学校であれば約18万円の、例えば、これはもちろん給食費も含めてですけれども、制服だとか、給食費、クラブ活動費、PTA会費、教材費ということで、無償化といいながら、多額の負担がかかっているわけですよ。ですから、これを、先ほど言いましたように、貧困対策だとか、人口減だとか、定住につなげるとか、こういうところにつなげていくためにはそういう投資も私は必要だと思って言っておりますので、ぜひとも、今の段階では多子世帯の軽減ということで、やりたいということは表明されたと思っておりますので、ぜひ、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

北海道で一番の子育て支援のまちを目指すというぐらいの意気込みで、ぜひやっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

次に、2つ目に、子どもの医療費助成について伺います。

18歳までの子どもの医療費還元事業で、非課税世帯の窓口負担なしが昨年8月より実施されて、大変喜ばれています。窓口負担なしについても、2014年12月、16年3月、そして6月、今回4回目です。再度、窓口負担なしを全ての世帯に実施して、お金の心配なく受診できるようにする考えはないか、改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 子ども医療費助成についての御質問でございます。

子どもの医療費助成につきましては、北海道の制度を基本としながら、範囲の拡大、さら

には自己負担の軽減を行っている子ども医療費助成事業と、町が独自に自己負担分の町の金券で還元を行っております子育て支援医療費還元事業があり、この2つをあわせて、子どもの医療費助成としているところでございます、我が町は。

特に、金券を活用した子育て世代にある保護者の方々の経済的負担の軽減と、町内におけます経済循環の促進を目的として、平成19年10月から、中学生までを対象にスタートし、平成22年10月からは、18歳までに対象を拡大して、医療における自己負担分を実質無料化しているところであります。苦小牧医師会等々との協議を重ね、昨年、平成29年8月からは、医療費助成の拡大を行いました。

子ども医療費助成事業におきましては、町民税非課税世帯では、就学前から18歳まで、通院、入院とも初診時一部負担金のみとなり、これまで課題となっておりました低所得者の皆さんに自己負担の軽減を行うことができたかと考えております。

子どもの医療費助成につきましては、金券交換のために来庁する子育て世代の保護者の皆様からも喜ばれている現状でございます。昨年8月に改正されました現制度に対しての御理解をぜひお願いをしたいと思うところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） これまでの御答弁もそうでしたよね。地域循環の経済効果、そういうものも目的としていると。もちろん、そのためにペナルティーを回避して、なおかつ地域経済を潤したいということで、12年ぐらいになりますか、できましたので、その辺はよく、私も理解をしているつもりであります。

しかし、形だけ見ると、結局、町が負担しているお金というのは先なのか後なのかで、支払先というか、給付先が違うだけで、かかっているお金、今、全部で、資料をいただいたんですが、子育ての医療費還元事業で1,000万ちょっとですよ。このお金は、町民の医療費にかかった、保護者のほうに返しているということで、かかって出すお金は変わるわけじゃないんです。制度をつくったときは、苦肉の策でした。ペナルティーを避ける、国庫補助金の減らされるペナルティーを避けるということで、あわせて3年もかかって生み出した、本当にすごい制度だったと思っているんです。

ただ、やはりこれは、ある意味償還払いと同じようなことですから、一度現金がなければやはりならない、お母さんたちは、保護者は一回お金を用意しなければならないということで、大体、そのお金はどこから出てくるかというと、生活費の中からですよ。特別、病気の

ために取ってあるお金じゃなくて、生活費の中から出しているわけですから、これが、もし一部負担金のみでよければ、もっと早くに病院、医療にかかれるのではないかと。

だから、地域経済循環も大事、もちろん大事ですけども、一番は、やはり子育て支援として現物給付にするということが、私は一番の子育て支援になるというふうに信じて疑わないんです。それで、何回も、そういうふうに変えたらどうかということを提案しているんですけども、やはり、そういうふうにしていくことが子どもたちのためになることではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 子ども医療費助成事業の部分につきましては、資料のとおり、平成29年度の実績額は1,016万8,000円ほどなんです。今回、医療費助成を大きく、一部初診時負担金だけにした部分でお金が変わった部分につきましては、8月以降ですので、75万7,000円ほどなんですけれども、年ベースにして約130万ぐらいが、直接負担がなくかかるようになったという部分かと思っております。それを合わせても1,000万以上のお金、金券ですけども、そこが町内で循環するという、限定して町内で循環するということは、うちの町としても大きい部分かと思っております。

また、特にこの金券で出している部分につきましては、初診時一部負担金も含めて、そして、他町村より拡大している高校生までの分をこの金券で出している、そして、重ねて言うことになりますが、そこが経済効果にもつながっているというのは、私たちも子育て医療を担当していますけれども、そのプラスアルファのある事業だというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 非課税世帯というところでは、全体の、計算しましたら、12.7%ぐらいの方が現物給付で受けられているということで、本当にいいことだというふうに思っているんですけども、それ以外の課税世帯の中でも、受診抑制というのが全国的にも起こっていると。たとえ償還払いであっても、後で戻ってくるにしても、やはり受診抑制というのは、1割ちょっとのところで受診抑制が起こっているという調査結果もあるんですよ。特に、前の質問のときに、歯、齲歯のことを言いましたけれども、生活困窮世帯と齲歯、虫歯が何本あるかというのは比例しているという調査結果も出ていて、やはり、一人でも二人でも、たとえ少数でもそういった子どもたちを私はなくしたいと、なくすべきではないかとい

うふうに思っているんで、何回も何回もお話をしているんですけども。

あともう一つは、ペナルティー、全体的にペナルティー、私は、今まで幾らペナルティー受けていたんですかと聞きたいんですけども、わかれば教えてください。

結局、全国的にも、この無償化、現物給付か償還払いかに別にして、医療費の助成制度というのはもう全国的に進んでいるので、外来でも90%、入院では98%の全国の市町村がこのペナルティーを受けていて、全体的には90億円も国はペナルティーをかけていると。むかわ町は、もしわかるとすれば、幾らぐらい受けていたんでしょうか。

今回、2016年から、就学前までのペナルティー、廃止されましたよね。それがどのぐらい影響されているのかと。わかれば。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 議員のおっしゃるとおり、国レベルでもいろんな検討が進められ、就学前までの分についてはペナルティーはなくなったというのは、私たちも認識しています。ただ、小学生以上の分についてはペナルティーがあるという部分は、そのとおりでございます。

ただ、うちは、これまで、昨年8月までは金券でやっておりましたので、直接のペナルティーの対象になっておりません。今後、去年の8月以降の小学生以上の部分がこれから影響してくることになるかと思いますが、まだそういう段階ですので、細かい数字については持ち合わせておりません。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私は、全国的にペナルティーが90億円というだけで、じゃ、実際にどんなふうにして、表はあるんですけども、ちょっと読み解けないんですけども、御存じでしたか。御存じでしたら、教えていただきたいんですけども。そのペナルティーが、どのような計算で来ているかというのを。わかりませんか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） これまで、調整交付金とか、いろいろな部分での算定のもとになる各種数字というのがあるんですけども、今年度の部分から、その部分に数字が影響してくるかと思うんですけども、細かいところについて、どの部分で調整されるのかというのは、これからかと思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5 番 大松紀美子議員 登壇〕

○5 番（大松紀美子君） わかりました。

町長の方針が、地域経済の循環ということと両立、両方でやっていきたいというふうな思いがちょっと変化しなければこの問題は解決できないのかと思うんですけども、やはり、子どものことが一番ですから、受診抑制があるかどうかの調査はしたかどうかはわかりませんが、やはり、お金の心配なく医療機関にかかれるような。

そして、私は本当、虫歯の子が多い、少ないが生活困窮と直接結びついているという実態をやっぱり聞いたりすると、その辺は何とかしていかなきゃならないなという思いが強くなるんです。ですから、今後、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいということをお伝えして、終わります。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩をいたします。

再開は15時15分といたします。

休憩 午後 2 時 5 1 分

再開 午後 3 時 1 4 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 改選後の初の定例会議でございますので、貴重なお時間をおかりして自己紹介をさせていただきたいと思います。これが新参者、東 千吉の取説ということで取り扱っていただければというふうに思っております。

町内外の方々より背中を押されて、迷いましたが、決断をいたしました。必要とされる場所で必要とされる人にしっかりと使っていただく決意をしたところでございます。

町行政と議会、町長と議員は、車で例えますと車の両輪であり、町長は運転手、議員は助手であろうと思っております。町長がアクセルを踏み過ぎれば、助手は少しブレーキをかけたらどうですかと進言をする、町長がブレーキを踏めば、少しアクセルを踏んではどうです

かと進言をする、そういうアクセルとブレーキのころ合いでむかわ町の町民を乗せて走っていくわけでありますから、急発進、急ブレーキをしないように、しっかりと前へ進めて目的地に行かなければならないというふうに思っております。

今回の一般質問、今、車で物資を運んでいこうということだと思っております。1,300人の町民にお会いをいたしまして意見をお伺いいたしました。まだ町民の中では、必要なものは水、食料、衣料品等であり、決してアルマーニの制服ではないのだろうというふうに思いましたので、今回、その町民の声を、そしてまた自分の考え、思いを形にするべく一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

通告の順に従って質問をさせていただきます。

農業振興について。

1、町内に2つのJAがあることによる農業振興上の課題について伺います。

2、農業における鳥獣被害の取り組みと今後のあり方について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の町内に2つのJAがあることによる農業振興上の課題に関する御質問につきまして、私のほうから、町行政区域とJAが管轄区域が一致しない中で、町の農業政策が地域課題を捉えたものとなっているのかというふうな趣旨として理解してお答えをしていきたいかと思っております。

両JAの管轄区域でございます鶴川地区、穂別地区につきましては、気候、風土の違いもあり、振興作物も異なっております。それぞれの地域特色を生かした振興を必要とする一方で、機械設備の投資負担、さらには高齢化と後継者不足を起因とする労働力不足などの問題というのが顕著となり、農業経営上の将来負担だとか、あるいは地域活動への影響が懸念されるなど、両地区の共通課題となっているかと思っております。これらの対応が求められているものと認識しているところでもございます。

町といたしましては、これまで本庁及び総合支所に農業担当を配置し、それぞれの地区を管轄するJAと連携し、地域課題に即した対応が図られるよう努めてきているところでございます。また、両地区のJAを含む関係機関・団体と地区代表者により構成するむかわ町農業振興対策協議会におきまして、課題の共有と連携により農業振興対策を講じるよう努めてきているところでもございます。

本年3月には、将来に向け持続的に発展するむかわ農業というのを目指し、向こう10年の

計画としてむかわ町農業・農村振興計画を策定したところであり、今後におきましても、役場本庁と総合支所の農政担当の役割と協議会の機能というのを最大限に発揮するよう努め、むかわ町の主要な基幹産業であります農業が持続的に発展しますよう取り組んでいく考えてございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） それでは、私のほうから農業におけます鳥獣被害の取り組みと今後のあり方に関する御質問についてお答えいたします。

有害鳥獣による農業被害は、エゾシカによるものを中心に毎年大変大きなものとなっております。過去10年間の状況を見ますと、ピーク時にはエゾシカだけで年間1億7,000万円を超える被害額となっていたところでございます。これらの農業被害の防止につきましては、町といたしましても重要な課題と位置づけ取り組んできたところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、農地への侵入防止、有害鳥獣の捕獲・駆除の2本の柱で対策を講じてきたところで、農地への侵入防止につきましては、平成22年度から25年度まで、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会のエゾシカ侵入防止柵の整備に対し支援を行ってきているところでございます。

また、有害鳥獣の捕獲・駆除の取り組みにつきましては、エゾシカを中心に、アライグマ、ヒグマの対策を講じており、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会におけるエゾシカ囲いわなの設置費や箱わな、くくりわなの貸し出しに係る備品整備に対し支援を行うとともに、特にエゾシカにつきましては、猟友会苫小牧支部の鶴川部会及び穂別部会に所属するハンターの駆除活動に対し、平成25年度から鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業として支援を行い、駆除対策の強化を図ってきているところでございます。

エゾシカ侵入防止柵の整備以降、被害額は減少したものの、いまだに1億円を超える状況が続く、その他の獣類による被害を加えると1億2,000万円を超える状況にあることから、農業被害防止対策の継続は必要と考えております。

また、被害防止を効果的に進めていくために、農業者を中心とした地域での主体的な取り組みや猟友会の協力が不可欠であります。引き続き、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会のエゾシカくくりわな設置やアライグマ箱わな講習会の実施に対する支援や、多面的機能支払交付金事業を活用した地域でのアライグマの箱わな、くくりわなの設置を促すとともに、ハンターの高齢化による担い手不足の解消に向け、狩猟免許取得費の助成を継続してまいります。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 先ほどの町長のお話でございますけれども、とまこまい広域農協は平成13年に合併をいたしました。町行政は平成18年、5年後ということで、いわゆるねじれ現象が起きているところでございます。本年春の中長期農業振興計画樹立されていると思いますけれども、そこでもやはり鶴川地区と穂別地区ということの分け方でやっている方向性であろうというふうに思っておりますけれども、今後ずっとそういう形ではなくて、やっぱりきちっと一つの町で農業者が同じ平等性の中での町行政支援を受ける、この体制にJAの何とか行政内での一つの形のリーダーシップがとれればというふうに思っておりますので、その辺をちょっとお伺いしたいのが一つと、それから鹿金網フェンスでございますけれども、有効な手だてとしてはそれがいいのかなというふうに思っております。ハンターによる駆除、これはきっと何年も何百頭も駆除していると思いますが、農業区域内での鹿の捕獲だと思えますけれども、それだけの頭数が毎年圃場、農地に入って被害を受けているということでございますので、何とかこれを食いとめる、被害を食いとめる方策は、やっぱり鹿フェンス、金網フェンス等の設置が有効ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 将来展望を持つての農業振興施策ということで伺っているところでございますけれども、先ほども確認させていただきましたが、質問の要旨が、農業振興上の課題とされているところ、この辺で、2つあることへの課題、こういったことよりも、それぞれに抱える課題というのをそれぞれがどう捉えて、そしてその共有というのともあわせながら、こういった連携で地域農業というのを持続ある成長につなげていくのかといったことがこれから大切になってくるのではないかなと思います。

そこで、先ほど申し上げましたが、一つの実践として、東議員も一時は振興協議会の中には入っておられたかと思うんですが、生産者の皆さんからの声を大事にして策定されております新しい農業・農村振興計画のこの実践、中身はいろんなものがございます。こういった実践を通しながら、その振興に努めていくのも一つの課題解決の道ではないのかなと思っています。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） エゾシカ、有害鳥獣の駆除に係る部分で、今後のところで有効な柵の増設ということに関する御質問かというふうに思います。

鹿柵の整備につきましては、先ほど申し上げたとおり、22年度から25年度までの間に、当

時、有害鳥獣の駆除対策協議会の中で議論を行った中で、最も効率的、そして農地に被害が生じないような設置場所ということを地域の方々と相談しながら、現在の整備場所になってきたという経過がございます。当時、地権者さんの御理解も得られなかったという事情から未整備のエリアも一部あるかというふうには聞いておりますけれども、今後の整備につきましては、今の鹿柵の保守整備というものを地域の皆さんと一緒に進めながら、駆除対策ですか、囲いわなの設置、箱わな、そういった駆除の取り組みと並行しながら、必要な駆除対策というものを今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 金網フェンスが有効というふうに思っております。行政支援が必要ならぐらいお金がかかって、費用対効果でいけば、作物をつくってもなかなかフェンスだとかの設置費用が出ないというところがございます。

そして、最初、平成22年あたりにつくった部分については、余りにもフェンスのエリアが広過ぎて、出入りにゲートがあって、ゲートをあけて畑の中に入ったら鹿がいると、そういう内容のところも随分ありまして、なかなか機能がしていないところもひょっとしたらあるのではないかというふうに思っております。さらに、鹿がどうしても金網フェンスの中に入っているために、作物をつくる品目が限られる。麦、牧草、ビート程度であれば若干の被害で済んでいるかなというふうな気がしますけれども、豆類をつくると、1 頭鹿が入っているのを見ると、1 週間後にはほとんど1 さやもないというぐらいに非常に大きな被害が出るという状況になっておりますから、この鹿の金網フェンスについてはぜひ再考をお願いしたいというふうに思っております。

町長の先ほどの答弁もありました。環太平洋諸国におけるいろいろな国の思惑を持った戦略的な経済連携協定が非常に進んでいる中でございますから、早い段階で地元、自国の自給率向上、食料の自給生産の基盤を強化してそれに臨んでいくということが、国・道、あるいは国・道ができないことを町行政が頑張ってそれをやって、生産維持拡大に向けて頑張っていこうということをぜひ農業者と一緒にやっていきたいものだというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次にいきます。

博物館の整備についてでございます。

博物館の整備計画が進められていますが、分館方式などの考えや検討状況について伺いま

す。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） お答えさせていただきます。

分館と申しますのは、現状の展示室にはおさまり切らない展示資料について、既存施設等を活用して別棟にて展示を行うことと考えられますけれども、この方式では展示室が複数の建物に分散してしまうこととなります。

新たな博物館の展示構想については、クジラやイルカなどの新生代の化石も含め、クビナガリュウに代表される白亜紀の海の世界と、恐竜に代表される白亜紀の陸の世界を一連のものとして紹介することを計画しています。そのコンセプトは、「海と陸の自然史博物館―古生物の水族館・動物園をめざす―」というものであります。地元産の化石に基づき、白亜紀の海の世界と陸の世界の双方を紹介できる博物館は日本国内でもまれであり、当館の大きな特徴になると考えています。

分館方式をとりますと、展示室が分割されてしまい、このような展示構想の理念からは大きく外れてしまうこととなります。新たな博物館としましては、展示室、収蔵庫、研究室、体験施設を一括して、そこを拠点として発掘現場の見学や現地での体験学習、野外における調査研究を実施することを目指しているものであり、分館方式はこの構想になじまないと考えております。

以上になります。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 先ほどから質問がございましたように、博物館の関係については大きな事業になるということでございますので、何かいい方法がないのか、いい方法がないのかというのはどういうことかといいますと、教育施設としてのうちの大きな天然記念物、それから観光産業施設としての人を呼ぶということの要素、この2つを兼ね備えた内容のものになることで費用対効果を出せるかどうか、この辺の検討もひょっとしたら必要ではないのかなというふうに思いました。

町長の先ほどの答弁を聞いておりまして、例えば児童生徒、学生がむかわ町に来たい、泊まりはそこの四季の風でよろしいんじゃないですか。そして、あとツアーみたいにして、子どもたちを夏休みの間、引っ張り回して、むかわ町全体を観光あるいは教育の場として提供していけるような、そういう構想もあってもいいのではないかというふうに思いました。

博物館の分館というのは、特に仁和が閉校になりましたので、体育館はどうでしょうという思いがあったので、そういうお伺いをしたところでございます。

○議長（小坂利政君） これ2つ、2番と3番と一緒にいいですか、答弁。かぶっているのです。

○1番（東 千吉君） 3番はまだです。すみません。

○議長（小坂利政君） ああ、そうなの。じゃ、2番の。

田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 分館方式については、やはり今回示した再整備計画の基本コンセプトからずれてしまうというところも大きな問題として捉えておりますので、また、仮に仁和の小学校の体育館を展示棟の一部にするとすると、多分、陸生恐竜、むかわ竜がその展示になるだろうと、仮に展示するとなれば、恐竜の展示を仁和の体育館ということになりますと、海生の爬虫類、今既存の穂別の博物館の展示スペースがあるんですけども、そこを体験学習の拠点施設にというような考え方を持っております。そうすると、海生爬虫類の置き場所はどこになるのかという問題も出てきます。それであれば、海生爬虫類も仁和の小学校の校舎にも今度持っていけばいいのかと、要するに展示棟全部を仁和の小学校かということになると、多分施設整備費はほぼ同じになるだろうと思っております。小学校の校舎については耐震度等の部分の整備をしなければならぬというようなこともわかっておりますので、整備費の観点からも難しいのかなというふうには思っています。

一方、後段、議員の質問にありました、児童生徒のいわゆる修学旅行あるいは見学旅行等での町内での循環型周遊ツアーみたいなものを考えられないのかというようなお話かなと思っておりますけれども、これについては当然、今後、修学旅行等のツアーの受け入れ等々も視野に入れながら検討していこうと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 博物館の整備については、後の議員さんも話をするということでございますので、次に移りたいと思います。

3番、教育施設の利用計画について。

閉校した後の校舎、住宅、体育館及び周辺施設などの今後の利用計画についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えいたします。

閉校した後の施設は、今後教育に係る施設として利用すべき計画のあるもの、または利用する可能性があるものについては、教育財産として管理します。教育財産として利用する見込みのないものについては、その目的に応じて普通財産化し、他の公共施設として再利用するか、公共施設としての再利用の見込みがない場合は処分することとなります。

国の補助金上、または起債の関係から処分が制限される場合もございますし、施設の老朽度合いもさまざまであります。そういった施設個々の状況を判断し、また需要を的確に把握しながら、有効活用に向け積極的に進めてまいりたいと思います。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） この廃校になった教育施設等については、しっかりと方針、プランを設定しながら、どこを教育施設として、あるいはどこを町有資産として、地域、あるいはどういうふうに利用するか方針をしっかりと持って、そして例えば町の予算をつけるならつけるという形でもって前へ進めるということが大切だろうと思うので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

特に住宅については、空いているならという町民の声が多くございました。ぜひそこも一考していただくこと、それから廃校した学校の周辺でございますけれども、遊具施設がございますけれども、そのままになっている。廃校になってもそこに幼児あるいは子どもたちがいるわけですから、その子どもたちの遊び場、公園のつもりででも、そういう周辺施設をどうするか、この辺を方針を考えながらしっかりと予算づけできればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次にまいります。

町営バスの利便性向上対策についてでございます。

町営バスの利便性向上のため、フリー乗降のポイントを設置する考えはないか伺います。

2 点目は、バス利用者の利便性向上に向けた取り組みについて伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町営バスの利便性向上対策に関する御質問にお答えをいたします。

まず、1 番の利便性の向上のため、フリー乗降ポイントの設置についてでありますけれども、むかわ町営バスにつきましては、特定の場所以外は自由乗降ができることとしております。自由乗降のできない場所は、国道、市街地、交差点、カーブ、急勾配箇所としており、

また大雨、大雪等の気象状況でできない場合があるとしておるところであります。

現在、町内10路線の中に156カ所ほどのバス停留所が道道用地内、町道用地内、民有地内にあり、それぞれ管理者と占用許可申請を行い設置しているところであります。バス停以外の自由乗降できる場所では、バスに対して手を挙げるなどしていただき、乗車していただきたいと考えているところです。

次に、2番目の利便性の向上に向けた取り組みについてですが、町営バスの運行事業者は、道南バス、むかわハイヤー、穂別ハイヤーの3社となりますが、運行状況等を含め、連絡をとり合いながら事業を進めているところでもありますけれども、日ごろの問題点や課題についてはその中で対応しているところでもあります。

むかわ町では、町内路線を持つ一般旅客自動車運送業者や関係機関・団体、学識経験者や住民代表で構成されるむかわ町地域公共交通活性化協議会を設置し、年数回の開催をしているところであり、今後もこの協議会を中心にむかわ町の交通体系や利用者の利便性の向上に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） まず、バス停関係でございましてけれども、バス停の設置は、結構昔に設置しているということでございます。既にバス停を設置したところにありました民家はもうございせんというところもございます。そしてまたさらに、その路線の中で、バス停がないけれども独居老人がいるとかというところがあると思うんです。そういうところをやっぱり状況に応じてしっかりと対策を組んで、そこで乗り降りしてもらう。フリー乗降オーケーです、しかしながら、フリー乗降で手を挙げればとまるということなんですが、腰曲がっていて、腰に手をやっている間にバスが行ったという話もお聞きしましたので、ここはフリー乗降のポイントですと、それだとお金かからないと思うんですね。そのポイントにつかまっている老人はバスに乗るぞということで、検討していただければというのが1点でございます。

それからもう一点は、先ほどお話をさせていただきました町外からの人が、町内での公共交通機関の使い方、非常に勝手が悪いというふうにお伺いしております。今回、恐竜関係で一躍有名になりましたから、夏休みになったら三、五人の生徒が穂別へ来たいよというふうなことになると思いますけれども、バスがなかなか時間的にうまく回れないということもあると思うので、その工夫をしていただきたいというふうなお願いでもあります。

ちなみに、博物館と地球体験館に中学生のころに来た子、追分の人で、じいちゃんが毎回送ってきておりました。余りリピーターいないのかなと思ったけれども、その子は随分興味があって、何回も博物館と地球体験館に来ておりましたのを、来るたびにうちに寄るものですから、随分来るなというふうに思っておりましたけれども、その子は今春、高校を卒業して京都大学へ参りました。やっぱり好きな子はどうしても、そういうふうにしてでも来たい。ところが、じいちゃんが車を運転しなかったら、何とか地域で交通機関を利用して来たいという思いの子どもたちに対応できるようなバスの利便性をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次にまいります。

公営住宅の管理について。

穂別地区の公営住宅においては、空き室が目立ちますが、現在の空き状況と今後の対応について伺います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 穂別地区公営住宅の管理について私のほうからお答えいたします。

穂別地区の6月1日現在の空き状況といたしまして、穂別地区公営住宅管理戸数は292戸であります。入居戸数は198戸、空き家37戸、政策空き家57戸、6月に14戸募集している状況になります。入居率といたしまして約84%になります。

公営住宅は、議員も御存じのとおり、低所得者に定められた比較的安価に住宅を提供する制度で、入居希望者に対し所得制限が設定されております。そのことから、入居を希望される方が全て入居することができません。それらの対応といたしまして、穂別地区では空き家の一部を平成25年度から入居基準にあります所得制限を緩和したみなし特定公共賃貸住宅に用途変更し、公営住宅に入居できない所得の高い方の受け皿として現在対応しています。今後も入居者の申込者の動向を見ながら対応していきたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） さっきおっしゃいました、何空き家57戸っておっしゃいましたっけ。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 政策空き家になります。政策空き家57戸になります。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） すみません、意味はどういうことなのでしょう。意味を教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 政策空き家という空き家に関しましては、今後建てかえや用途廃止を予定している住宅、今後大規模な住宅の改善が必要となる可能性のある住宅、それから移転者の受け入れに使用したり、そういうような状況のために置いておく住宅を政策的に考えて、政策空き家という住宅になっております。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 住宅の関係で住民の声を聞きましたら、1 つは、ちょうど子育て世帯が家賃が高過ぎて住めないというのが1 点ございました。それからもう一つは、結局住めないで、町外あるいはほかのところに住居を求めて少ない仕事場に通う。これらを上手にやったり取り込む、そういう方策をしていく必要があると思います。

それから、空き家対策ということなんですが、みなし特公賃も含めてですけれども、空き家にしないように、一回埋めて、いや、もう住宅足りなくて困ったよぐらいのことって今までしたことないと思うんですけれども、それぐらいのことをするぐらい大きく緩和をしながらやれたらどうかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 先ほど、子育てをされている御家族の方が公営住宅を申し込んで家賃が高くて入れなかったというお話の内容ですが、14 戸6 月借り人を募集しています。その方が申し込みの関係で窓口に対応来られたときに、空いている状況等も関係しますが、家賃の安く設定されている住宅もあれば、2 万円台というちょっと高目の家賃の公営住宅も選べるような形で、3 LDK、2 LDK、さらに団地によっては家賃が違います。所得によって家賃が変わってきますので、その方々の所得をこちらのほうで調査して家賃を決めていきます。安い公営住宅、かなり安い住宅もあれば、ちょっと高い住宅もありますが、そういう方々も選べるような配慮をして窓口で対応しております。

あと、みなし特公賃等にしてみんな全て埋められるようにというお話ですが、先ほども御説明した、議員も御存じのとおり、所得制限というのがあります。その所得制限によって入

れる方、入れない方というのがまず一番最初は出てきます。その入れる方の中で公営住宅にも入れず所得がある方、その方の受け皿としてみなし特公賃になります。なので、所得がある程度低い場合はほとんど公営住宅に入れるという形なんですけど、なかなかそこまでの申し込みの件数が来ていないという状況になっております。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 聞くところによりますと、子育て世帯で、収入によるというので、収入がどうなのかよくわかりませんが、6万近くも払わなきゃその住宅に入れないというお話をお伺いしていますが、そういうことはあるんですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） うちの公営住宅で、所得制限の中でおさまっている子どもを育てている家庭でしたら、6万という家賃は穂別地区にはありません。ただ、特定公共賃貸住宅というのがあります。みなしではなく特定公共賃貸住宅になります。そちらのほうは箱家賃になっています。所得は関係なく入れる形になっています。現在は全て埋まっていますが、そちらのほうでも5万3,000円になっていますので、6万円台というのは私のほうもちょっとどういうふうにお答えしたらいいのかちょっとわからない状況になっています。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） このたび鵜川地区のほうで公営住宅の建設がされております。これは多分、鵜川地区の方の住宅確保ということだと思っておりますけれども、こちらのほうでは、あきがなくて飽和状態になっているので住宅を建てる、あるいは老朽化が進んで建てる、ということなんでございましょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

今、町議が言われた部分については、今年度新築予定の公営住宅のことなのかなとお聞きしましたが、その部分につきましては、末広団地であります、公営住宅の長寿命化計画というのがありまして、洋光団地の代替という位置づけで建設予定となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 人口が減る穂別地区、減る率の少ない鵠川地区というふうになってお
ると思うんですが、やっぱり穂別は何か公営住宅の数がどこかで制限されているのか、随分
少なくなってきたような気がしてならないものですから、今のちょっと質問をさせてい
ただいたわけです。ちょっとまた検討して、自分なりに勉強してやっていきたいと思いま
すので、よろしくお願いします。

次にいきます。

6線排水路について。

6線排水路の現状と今後の対応について伺います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、6つ目の質問の6線排水路の現状と今後の対応に
ついて私のほうからお答えしたいと思います。

6線排水路につきましては、むかわ市街地の都市下水路といたしまして、文京地区から駒
場地区を經由し、1級河川鵠川の河口部に接続している排水路であります。途中、中央緑道
の下を通る都市下水路、鵠川水路川も合流いたしまして、当初は市街地の生活雑排水等の生
活排水路として整備いたしまして、その機能が中心でありましたが、公共下水道の整備も進
みまして、現在は主に雨水排水路としての役割となっているところであります。

6線排水路の維持管理につきましては、基本的にはむかわ町で行っておりますが、鵠川河
川敷地内の放流口、そして付近の排水路につきましては、干潟の管理をしている室蘭開発建
設部において維持管理を行っております。

今後の対応ということですが、現場の現状を把握した中で埋塞等があれば、開発局
と協議をしまして、連携を深めまして、排水路の機能の確保に向けた維持管理に努めてま
いりますので、御理解くださればと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） この6線排水路の関係者というんですか、文京町とかなんとかという、
そこに住んでいる世帯って一体何世帯あるんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほど説明しましたが、6線排水路といいますと、位置づけ
としては文京町からずっときているんですが、住宅戸数等は今数字は把握しておりません。
ただ、大雨時等で、海岸敷に住まわれている方については2軒ほどとなっております。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 多くの方の防災・減災の役を果たしている 6 線排水路、それが何か聞きますと、時々河口付近で閉塞をして、今、随分海岸が浸食をされて、汀線の移動が激しいというふうにお伺いしております。これらを含めながら、しかしながら、地域の利便者の防災・減災のための排水路ですから、きちっと町行政の管理する場所までしっかりと整備することがまず肝要というふうに思っております。

それと同時に、国が室蘭開発建設部河川事業所、それから道のほうも、何か海岸のほうは道の管轄ということなので、これはちょっと大きな事業になりそうだというふうに実は私見てまいりました。平の一議員の話でどうなるものではないというふうに思っておりますので、これは首長も含めて、しっかりとなるべく早い段階でその計画、要望を実現できるようにしていかなければならないというふうには思っておりますが、当面やっぱり閉塞して困っているいわゆる土地所有者、受益者に対してもしっかりと対応していくような形をとっていかないとだめだと思うので、その辺はしっかりとやっぱり検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

今、議員がおっしゃられたとおり、鵲川海岸につきましては浸食が非常に激しい状態です。管理しているのは、河川敷については開発局、そしてケイヒンチ、海岸保全区域については北海道となっております。河口部の放流口の閉塞、これは今回、議員が先ほどおっしゃられた部分なんです、そのほかにも高波によって工場そして住宅等の浸水も過去にあります。そういう中で、その要因としては大きな海岸浸食が主な原因なんです、むかわ町といたしましては、鵲川海岸浸食対策への要求としまして、1 市 4 町による苫小牧地方総合期成会からの国への要望、そして北海道への社会資本整備要望を、重点要望といたしまして 10 年ほど前から継続的に要望を上げているところであります。そういう中で、今後とも継続を働きかけてまいりますので、御理解していただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 10 年来の要望書ということでございますから、相当難しくて、相当実現にはまだちょっと時間がかかるということであれば、やっぱり多くの住民の防災・減災の

ために、少数の人であっても、ちょっと弊害があるという部分は、同じ町民としての平等性を考えたときに、やっぱりもうちょっと心を入れていかなきゃいけない部分があるのかなというふうに思っておりますので、ぜひともその辺についてはそういう心を砕ける状況をよろしく願いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 6線排水路の管理もあわせての関係する海岸浸食対策、鵜川海岸だと捉えております。この関係につきましては、先ほどもあったように、汀線が400メートル以上も後退しているということから、毎年度必要に応じて国に対して要望対策というのをしているところでございます。とりわけ東日本大震災を契機に、全国的に防災基準の見直しというのが行われているところであります。海面との高低差というのがない集落というのがありますので、町としましても、今年度におきましてもこれから要望活動が始まります。引き続き重点要望として集落防災対策との連携した取り組みを講じられるよう続けていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 6線排水路については何とぞよろしくお願いをしたいと思います。慶寿苑の後ろ、2段の落差工になっておりましたけれども、その後、未整備のような気がしましたので、あの辺もきちっと整備をされるのがいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問でありますけれども、社会福祉施設整備費の支援について。

町内2社会福祉法人より社会福祉施設整備費の支援に関する陳情があったと聞いていますが、町としての支援の考え方について伺いたいと思います。

先ほどどなたさんかの一般質問で答弁をいただいたところでございますが、単刀直入に言わせていただきたいと思います。施設を町で建ててあげたらいかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 4番議員への答弁と重複する部分は割愛をさせていただきたいかと思っております。

ことし2月に両法人から連名で提出されております陳情書の要旨でございますが、社会福祉法人が実施する社会福祉施設整備事業に関し、むかわ町の補助金等支援施策の拡充を求める内容でございます。改めて。

この要請につきましては、これまでも施設整備を支援してきた経過がございますので、今後につきましても、先ほど申し上げましたように、町として対応可能な支援方法について具体的な整備内容もあわせて今後協議をし、内部調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 愛誠園については、実は、父親じゃございませんけれども、私の祖母もお世話になった経緯がございます。この愛誠園、社会福祉施設がこの地域にあるということは、家族が例えば苫小牧や札幌にいても、この施設が充実していれば、子どもたちのところへ行かないでその施設で一生を終えるよというふうな思いになって町にとどまってくれる高齢者、あるいはまた荒波にもまれて社会へ出て、定年になって帰ってこられるカムバックの方の受け入れ施設とでもなれるような、そういう将来的な施設になっていったら、自分もいつかお世話になりたいというふうに思うところでございます。そういう町村は余りないのではないかなというふうに思いますが、前例がないから、ほかに先駆けてそういう構想を持ちながらやっていくことが、ひょっとしたら新しい視点の中でいいのかなというのが1点。

それから、愛誠会、全部で8グループあるようでございますけれども、その従業員がお聞きしますと140人強ということでございますから、役場は何人いるのかちょっとよくわかりませんが、多くの方の就業先として位置づけになっているという現状がございます。経済が回る、雇用の確保の中で非常に重要な部分というふうに思っておりますから、そういう視点から見ると、行政がしっかりと支援することには何の問題もないのではないかなというふうに自分では考えております。

さらに、運営等についても、少し赤字もありましたという、いろんな介護制度の変化があって、あるということでございますけれども、それぞれが役割分担をしていただく。例えば、ちょっと慶寿会のほうはよくわかりませんが、愛誠園のほうは現在82床が埋まっているというふうにお伺いしておりますけれども、100床満床があるとすれば、100床の満床をしっかりと運営努力をされながらやって、そういう施設を充実させていく体制は、運営するほうとしては役割分担の責任として一つやってもらう。そして、行政としては、そういう地域、住んでもらう人のため、それから雇用の確保の部分でそういう支援をするという両方の、車の両輪みたいにくまくラボしてやっていって、地域経済を支えながら人口減少にも歯止めをかける、そういう内容についてどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどとも重なるかと思いますが、今現在、愛誠園のみでなく両法人から整備計画についての具体的なものはまだ提示はされておられません。必要性については先ほど申し上げたとおりでございます。施設の整備とともに、これも言うまでもなく、安定的な経営・運営に向けた、それを確保するための将来の経営計画、こういったものを立てながら、それに沿った事業の具体的計画というのも大切になってくるのではないかなと捉えているところでもございます。

重ねてでございますけれども、地域にとって必要不可欠な施設として、さらに地域経済を含めて重要な施設として、今後の課題整理を図りながら前向きに捉えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） ぜひよろしく願いをいたします。誠実には大誠実でという対応が私の大好きな言葉でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上が住民の声をもとにした質問の内容でございます。大変にありがとうございました。

◇ 舞 良 喜 久 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、2 番、舞良議員。

〔2 番 舞良喜久議員 登壇〕

○2 番（舞良喜久君） 通告により、2 番議員、舞良が質問をさせていただきます。

私の質問内容は3 番議員と重なる部分がありますので、なるべくダブらないように違った観点から質問をさせていただきたいと思います。

1 項目のむかわ竜（総称）と決定され、呼ばれていることについてということで、旧穂別町は、首長竜の化石が発見されて以来、40年余りにわたって化石とロマンの里のまちづくりを進めてまいりました。むかわ竜の呼び名がなぜついたのか多くの疑問を抱きながら今日に至っております。鶴川地区と穂別地区のお互いの文化を尊重し合い、今後の町の発展を思い、命名の経緯について改めて伺いたいと思います。

まず第1 点には、私もそうですが、今さらなぜ、新聞報道にもありますけれども、これまでやってきて一丸になってきたのに水を差すんじゃないかとか、そういうのも新聞報道され

ております。じゃ、その原因は一体どこにあったのかということはやっぱり避けては通れないんじゃないかと。今後の鷺川地区、穂別地区のこれから長い行政を行う上に当たって、そういう質問させていただきます。

まず第1点、今現実には起きている問題であります。命名についてですが、町は発見者を考慮して、あとは尊重するという、大体考慮という言葉が多いんですが、考慮して総称といたしました。これは聞き方によっては、発見者にも、命名したんじゃないとか、責任があるんじゃないとか、解釈の仕方によってはそう捉えられても仕方ないと思います。それで何が起きているかというと、今そういう意味では発見者が町と住民の間に板挟みになって大変だということなんですね。まさかこういう名前がつくとは思わなかったとか、そういうような話もあるわけですよ。

それはやっぱり最終的には町が命名したんだと思いますので、それについてこれまで、先ほど前文に言いましたが、本当に穂別は化石とロマンの里として一生懸命そういうふうに来てきた文化、歴史があるわけですから、そういうものをやっぱりきちんと尊重していくということが一番大切であったのではないかと。

そういう観点におきまして、例えば穂別の地域協議会、私も傍聴に行きましたけれども、かなり化石の問題についてはやっておりましたよね。それから、少なくとも元町長さんの合併した当時の横山さん初め、原町長も長い間博物館に携わってきたわけですから、そういう人たちの御意見、または学芸員の人たちの意見をなぜ聞かなかったかということ、その点についてまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 舞良議員の通告に基づいて御答弁をさせていただきたいかと思います。

むかわ竜命名の経緯に関しましては、3番議員の答弁で私が申し上げたとおりであります。答弁の内容については差し控えさせていただきたいと思います。

むかわ竜命名の経緯に関しましては、3番議員の答弁で申し上げたとおりでございますから、改めて命名について全国の事例を調査したところ、恐竜発見者の方が名づけ親になっているケースが多いことを確認させていただいているところでもございます。

そこで、2016年10月にハドロサウルス科恐竜の発見者の意向というのも確認した上、同年12月に通常の呼び方、通称の呼び名をむかわ竜と決定したところでもございます。

むかわ竜は、ちょうど合併10周年を迎えた新町のシンボルとして、そして町内全域をステージにした旧町時代から引き継いでいる恐竜化石のまちづくりというのをさらに未来にも続

けるため、恐竜ワールド構想というのを町民一丸となって取り組む上でもふさわしい呼び名であると考えているところでもございます。

以上、簡潔ではありますが、命名の経緯等について質問要旨に基づきながら答弁をさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 議員の質問の中で、町民が納得する公の機関等で議論して決めるべきではないかというようなニュアンスのお話があったかと思います。それについてお答えを申し上げたいと思います。

今回のむかわ竜の命名については、町が決定しておりますが、その根拠は、今、町長が答弁したとおり、発見者の意向を確認した上での決定であり、命名の専権事項は発見者にあるとの判断に立った上での処理をしたところであります。いずれにしても、議会の決議行為、あるいは学識経験者の意見を聞く等の行為は必須事項ではないと判断しているところであります。

なお、今後、議会において特別委員会等で意見を求められれば、改めて御説明をしていきたいという考え方でおりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） わかりました。

これは個人感覚で、そういう専門的な知識はということで、必須条件ではないと言いますけれども、これは個人差がありますけれども、少なくとも学芸員とかそういう人たちに諮って決めるべきだったんじゃないかという、これは私の意見でもありますが、多くの穂別住民の御意見でございます。

もう一つ、修正を受けましたので、通告していませんでしたので、具体的にないので、私のほうからちょっと説明させていただきます。

多くの化石が、自治体名等、市町村名等が多いと言っていますが、調べてみましたんだが、全国で約35個ですか、そのうちの通称名になっているのが大体25ですか。そのうちの13がやっぱり自治体と同じ名前になっているのはありますけれども、特にむかわ竜初め、ヒロノリュウ、トバリリュウ、丹波竜、ミフネリュウの、これが大体自治体名になっているのが重なっているのが、私が調べた限りではこの5竜ぐらいなんですよね、通称が13あるうち。それで、学名まで調べたら7化石ぐらいです。

そのうち1985年に発掘された福井県勝山市の福井竜、キタダニリュウは、最初は通称を使っていたのですが、最近では通称名は全く使っていないということです。

それから、ヒロノリュウというのは、これは自治体名と、ヒロノリュウというのが、これは福島県の広いと書いて野という字で広野竜ですね。これは福島県の化石であります。これは江戸時代からの陸前浜街道というか、宿場町で広野宿として栄えた、そういう由緒ある町ということで、自治体名で、やっぱりそういう地名を大事にして、逆にそこにやっぱり自治体名をつけていったという、そういう経過があるんですね。

あと、トバリリュウなんかもそうですね。三重県総合博物館では、この化石が発見されたときには、鳥羽で発見された恐竜だからというので、トバリリュウというのはやっぱり鳥羽地区で発見されているんですね。そういう意味で鳥羽を伝えていくと。これまで江戸時代に鳥羽藩が置かれたその以前から海上交通の要所として栄えた地の名前だということで、やっぱり地名を優先しているんですね。これは化石の問題じゃなくて、逆に市とか何かをつけるときに昔の歴史をつけて市につけていったということです。それを重んじて化石もやっぱり地名を優先していったというわけですね。

あとは、問題になっているのは丹波竜ですか。確かに丹波も調べてみたんですけども、これすごく広いんですね、丹波というのは。確かにこれは丹波市になっていますが、丹波市になる以前はどうだったかということなんです。これは本当に古いんですね。丹波国造という話が出てきますから、西暦701年前の話ですね。これは兵庫県の北部、大阪府の一部、あと京都府を含んでおるんですね。私もちょっと調べてみましたけれども、そういう広い地区全体を丹波ということでは言っているんですね。そしてこれは、丹波竜というのは地名じゃなくて、これは発見者2人がつけているというのは私が調べたけれども、皆さんも知っていることだと思いますけれども、これは地名じゃなくて発見者がつけたんですね。そういうことです。

問題のもう一つはミフネリュウですね。確かに御船というのはありますよね、調べたら。

ミフネリュウというのは、これは……

○議長（小坂利政君） 舞良議員、質問をまとめて簡略に質問してください。

○2番（舞良喜久君） けれども、通告していなかったもので、わからないと思って私が先に説明したんです。

○議長（小坂利政君） 通告をしていないのは答弁できませんので、ルールで。

○2番（舞良喜久君） わかりました。

そういう意味で、調べてみましたが、自治体とか市町村名がついたというのはないんですよ。それは解釈の上で多少かぶっているときもありますけれども、ミフネリュウも御船（おんふね）とって、これ調べてみれば、ヤマタノオロチのヤマトタケルノミコトの前のお父さんの天皇の時代からそこを、「御」というのは着岸したということで、天皇家で、そこで「オン」を「ミフネ」に変えて地名にしたというぐらいですから、そういうやっぱり地名を物すごく大事にしているんですよね、思想とか。

そういう意味においても、やっぱりなぜ穂別のそういう文化とかそういうものを本当にもうちょっと考えてやっていただけなかったのかということで、そういうことでどうですかということで、もうちょっと説明を受けたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 議員の御意見の中で、過去の根拠あるいは経過、理由などお話をいただきました。町の担当のほうの調べでは、いずれにしても現在その自治体名と同名の呼び名となっているという通称名で呼ばれている恐竜化石は、今こちらのほうで調べた結果では12ほどあります。先ほど議員が13とおっしゃっていますので、議員のほうが多いのかなと思っています。いずれにしても、自治体名イコールとなっている通称名、過去の経過、根拠は別にしてですよ、なっているのは12、13あるということで、我々は多くの自治体で自治体名を使った通称名があるんだということを押さえた上で、むかわ竜という名前も妥当ではないかというふうに思ったところございます。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） それで、今後ともむかわ町から発掘されたらむかわ竜という総称をつけるような、広報なんかにも書いておられますけれども、今もそのように考えておられるんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 通称むかわ竜、そして総称もむかわ竜とするという一定の見解を過去してきております。その点について改めて答弁をさせていただきたいと思います。

むかわ竜の総称として呼ぶ部分ですけれども、現在のところ、町内で発見された恐竜化石は今回のむかわ竜1個体しかございません。今現在1個体しかございませんので、通称も総称も混乱はないものの、今後発見されるだろう第2の恐竜化石、これにも総称してむかわ竜と呼ぶのかどうか、呼ぶとすれば、我々のほうとしましても、個体判別を難しくしてしまう

可能性があるなど、あるいは混乱を招くおそれがあるものと現在のところは判断をしているところであります。

については、現在発見されているハドロサウルス科恐竜の1個体のみについてはこれまでと同様に通称むかわ竜と、これを命名したいと。一方、混乱を避けるために、今後総称という表現は使用しないこととしましたので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 穂別住民の声でありますけれども、できれば発見されたときには、本当に住民とか学芸員とか、そういう人たちときちんと話し合いをして決めていただきたいというのが、これは穂別住民全体の意見でもあり私の意見でもあります。そういう意味では、そういうことで、やはり本当に、少なくとも、むかわ竜ありきで、なぜそんなに急いできたのかと、そういう意見がやはり多いんですよね。もうちょっと、特に名前をつけるとか、合併をするという、そういうときのネーミングというのは物すごく大事なことですから、今後とも、そういう意味では、むかわ町民は少なくとも鶴川穂別竜とつけてもらいたいというのが、本当は地域名でいうと発見されたところは稲里であります、少なくとも鶴川穂別竜にしてもらえれば、これは双方納得するんじゃないかというようなことはあります。そういうことでこの命名についての質問は終わらせていただきます。

2番についてですけれども、ジオパークについてでございますが、北海道にもジオパークがあります。洞爺湖を含めたオホーツク海方面にあります、長年の将来のとして、スパンが長いと思います。そういうジオパークを立地して本当に発展していこうという構想があるかどうか伺います。

特に、学者たちも言っていますように、この穂別の地層というのは、海の化石、そして陸の化石、そしてスパンが長いということで、これは世界的にも学者にも、化石の軌跡がわかるということで、大変学者たちにも尊重され、世界にも今広がっている状態でございます。今いろいろとワールド構想で出ておりますから、すぐそういうことはできないのはわかりますから、長い目で見てこういう構想もあってもいいんじゃないかということでお伺いしました。意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） お答えさせていただきます。

御存じと思いますが、ジオパークというのは大地の公園とも訳されるもので、地球を学び、

丸ごと楽しむことのできる場所であるとされています。

平成30年4月現在、43の日本ジオパークがあり、さらに18の地域がジオパークを目指しています。この日本ジオパークのうち9つが世界ジオパークとして認定されています。北海道にも、先ほど御紹介ありましたが、5つのジオパークがありまして、そのうち洞爺湖有珠山と様似町アポイ岳が世界ジオパークとして認定されています。

ジオパークの対象となるものは、まず岩石、化石、地層、地形、火山などの地質資源、そしてそれらに根差した動物、植物、生態系などの自然環境、さらにはそれらに基づいた歴史、文化、産業などの人の営みのこの大きく3つとなります。

さらに、ジオパークを形づくるものは大きく3つあります。まずは見学対象となる地質資源です。2つ目は見学者に情報を提供する拠点施設となります。3つ目は案内板や現地ガイドなどの見学の受け入れ体制となります。

当町における地質資源としましては、貴重な化石が御存じのとおり豊富にありますけれども、現地での見学可能な場所となりますと限られてしまいます。また、道路の整備や見学地の造成など大規模な整備が必要になると考えています。2つ目の拠点施設については、穂別博物館をさらに整備する必要があると考えています。3つ目の受け入れ体制については、こちらが今後一からの整備が必要になる部分と考えておりまして、現地への案内板ですとか説明板、そして専門知識を有して多言語にも対応できる、こういう現地ガイドの育成が大きな課題になると考えます。

このように当町にはジオパークを開設するとなると大規模かつ抜本的な整備が必要になりますので、ちょっとこのようにさまざまな課題がありまして、実現は困難ではないかと考えております。

以上になります。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） そういう意味で、恐竜を生かして、ロマンのむかわ町というのを、私もそういう意味では同じ気持ちでおりますので、ぜひそういう意味で本当にむかわ町が発展していく方向で思っています。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議長（小坂利政君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 改選後初の定例会に当たって、一般質問をさせていただきます。とりわけ町長の執行方針等々に触れながら、幾つかの点について御質問をさせていただきます。

1つ目は、人口減少の問題と地域経済をどうするかと、また暮らしをどうするかという問題についてお伺いをしたいというふうに思っておりますが、3月末に報道されましたけれども、国の国立研究所の厚労省関係の研究機関が改めて将来人口推計というものを発表いたしました。2045年で見れば、我が町は3,495人という驚くべき減少率の状況になるということを発表いたしました。これは、本町が地方創生等に基づいて平成で言えば27年に人口ビジョン計画をつくったわけでありますけれども、その数字をも1,000人余り上回る減少率という状況になってくるわけでございまして、こうしたことから来るのは先々への不安。

いろんな社会保障の問題もありますけれども、とりわけ町行政にとっても財政の問題をめぐってもさまざまな課題が出てくるわけでございまして、この問題について4点ほど質問を通告させていただきました。

この内容について、どのような捉え方、分析をされているかと。

2つ目には、この減少率というのは、胆振・日高管内で見れば、むかわ町と様似町が最も減少率が大いということになっているわけであります。様似の町長さんの報道が出ておりましたけれども、このままでは合併なりなんなりを考えなきゃならないというような状況もあるようでございますけれども、そうしたことに対する要因分析等々をどのように捉えておるか。

3つ目には、現在の人口ビジョン、いわゆる地方総合戦略、このかわり、これらについて検証もし、昨年検証ということをして1回出されておりますけれども、その後これが出てきたわけですが、それらを含めてどのように判断されているか、あわせて伺うものでありますし、4つ目に、今度の町長の行政報告の中で、出生数の増加という状況も言われていますけれども、実態と対策の具体的な点をどう捉えているかということについてお伺いします。

あわせて、2つ目に、減少要因に対する対策等々について伺っておきたいと思います。

今度の施政方針では、子育て支援、元気な高齢者対策というのはなされておりますけれど

も、私は、担い手対策もありますけれども、とりわけこの出生数にかかわっていく、そういう世代として若者の定着などの対策などが必要じゃないかというふうに思っておるわけですが、それらを含めてお伺いをしたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 最初の1番目の人口減少の関係でございますけれども、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が、議員おっしゃいましたように、3月30日に公表いたしました全国の地域別将来推計人口におきまして、2045年に本町の人口が3,495人と予測をされました。この将来推計人口は、2015年の国勢調査時点の人口8,596人から比較して5,100人減少すると推計されたことから、このまま推移することになると、町の将来に与える影響が大きいものと捉えているところであります。

人口減少の主な要因としましては、大きな理由としては、死亡数が出生数を上回るいわゆる自然減が一貫して続いていることと、年齢階級別の人口動向として10代後半から20代前半の若年層の転出による人口流出が続く傾向にある中、推計のもととしております2015年の国勢調査人口が大きく減少していますことから、これらが人口減少の下振れの推計につながっているのではないかと分析しているところであります。

2点目の質問ですが、この推計におきましては、胆振・日高の両管内をあわせて人口減少率では本町と様似町がともに59.3%と最も高くなると予測されておりますけれども、本町の減少の原因は、先ほど述べたとおり、自然減と学校卒業後の若年層の転出による社会減が主な要因と考えているところであります。

次に、3点目の御質問でございます。

本町では、人口減少に歯どめをかけようと、地方創生におけるむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略とあわせ、むかわ町人口ビジョンを2015年12月に策定し、2019年までの5年間の計画期間と位置づけて、課題解決に向けて「恐竜を活かしたまちづくり」や「子育て環境の充実」、「人材の育成と強化」、「様々な連携で暮らしを支える」を基本目標に掲げ、基本戦略の好循環を生み出そうと目標の実現に向けた取り組みを進めてきております。

人口問題研究所の推計では人口減少が加速する予測となっておりますけれども、現在、総合戦略の策定から3年目を迎え、人口減少に歯どめをかけていくべく施策の展開を図っているところでありますので、計画期間であります2019年度までを一つの区切りとした段階で5年間の検証を行いながら、2021年から始まる次期のまちづくり計画に反映してまいりたいと考えているものでございますので、御理解を願います。

次に、4点目の出生数の増加についてお答えをいたします。

平成30年3月末において出生数が60人に達しました。これは平成23年度以来6年ぶりの数字でございまして、人口比率にいたしますと0.71%と、平成21年以来の8年ぶりの高い数字となったところでございます。

出生数の実態を申し上げますと、第1子が全体の48%の29名、第2子以降が全体の約52%の31名と半分以上を占め、特に第3子以降の割合が25%と従前よりも10ポイントほど高くなっているところでございます。15名ですね。2人目以降のお子さんを考える子育て家庭が増加したものと感じているところであります。

また、具体的な点では、妊産婦安心出産支援事業や町外産科医療機関への通院費助成とママ・サポート119の緊急搬送登録も利用され、安心して産み育てられる環境整備が図られてきたところであります。今後も出生数を維持していくためにも、子育てしやすい環境づくりが少子化に歯どめをかけるきっかけの一つになるものと期待をしておりますので、より一層の子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、人口減少の対応についてお答えいたします。

地方創生総合戦略では、本町が目指す人口の将来展望を実現するためには、人口の社会減を縮小させるために、移住・定住対策に取り組む必要があると位置づけております。特に若い世代の方々には働く場が必要と考えており、1次産業においては就業者の高齢化や後継者、担い手の確保が課題となっているため、産業の振興とともに担い手対策を強化し、雇用の創出につなげるよう起業されている方へも支援を行ってまいります。また、直接的な移住に結びつかないまでも、本町に関心やかかわりを持つ方との交流を促進するといった視点も大切にしていきたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少に対する特効薬はありませんけれども、これまで進めてきている施策を着実に深化させていくことが結果として人口減少の歯どめに結びつくものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今答弁あったように、自然減という形が、これは過疎化のところはどこもそうなんです、しかし、その中でも、これらの内容について少しずつやっぱり分析していく必要があるのではないかというふうに思っているんです。高齢化によるものというのが大きな課題にはなってきますけれども、本町で見れば、この間、3次産業を中心にやっ

ぱり企業群が、商工業の衰退等々が、むかわから離れるというような状況もあります。そういうことなんかもしっかりと受けとめていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その点について改めて伺っておきたいというふうに思いますし、それから出生率の問題で、60人になったことが6年ぶり、8年ぶりという話で出されているんですけども、私も見ましたけれども、おおむねむかわ町は大体50人を基点にしながら毎年動いている。この二、三年が非常に30人台ということで少なかったということなんですね。ですから、このことだけで、確かにこれはいい話ではあるんですけども、これによっしゃというわけにはいかないのではないかとというふうに思っているんです。

そして、何よりも、このところを生み出してきたものは何なのかということを考えていく必要があるんじゃないかと思っているんですが、そこをどう考えているか、この認識を一致したいなというふうに思っているところなんです。私は、やはり今回こうなってきた、この60人という数字が生まれた最大の要因は、この間、特に農業の担い手をとということで、J Aむかわの、私の中で見れば、この10年間ぐらいの間に青年部の職員が相当ふえました、Uターンを中心に。そういうことが大きな要因になったんじゃないかというふうに私は思っているんです。やっぱり私はここに我が町が少しでも人口減少を食いとめていく大きな要因があるんじゃないかというふうに思っているんです。

であるならば、そのところにやっぱり特化するような形ででも、農業を中心とした1次産業、このところにウエートを置く対策というのが本当に大事ではないかというふうに思うんですが、そこを含めて改めてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、人口減少の関係での受けとめといいますか、これからの考え方といいますか、その点についてお答えをしたいと思います。

まず、人口減少の検証の関係でございますけれども、昨年、まちづくり委員会を10月に開催しまして、その中でこれまでに取り組んでいる総合戦略の関係について、達成状況等についてもまちづくり委員による検証等を行ってございます。これは単年度で終わるわけではなくて、毎年検証していくという考え方でございますので、これからまた、この結果も受けながら、こういったまちづくり委員会の御意見もいただきながら、今後のまちづくりについてどう反映をしていくかというところを検討させていただきたい。あるいはまた議員の皆さんにも全員協議会で、昨年10月の末に委員会を開いていただいて、その中でも意見交換をさせていただいているというところでございます。

そういった中で、今後の本町の進むべき道といいますか、やはりこの人口減少に対応する総合戦略のあり方といいますか、そういった点もチェックをさせていただきながら、今後、町の施策をどううまくみ合わせていくかという点について考えていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もうちょっと踏み込んだ形があつていいのかなというふうに思いますが、この関係で私はもう一つ大事な点は、先ほど副町長の話の中にもあつたかというふうに思っているんですけども、若者の定着の問題だというふうに思うんです。

こういう点では、働く場がないから若者が町から出ていくというような話がるどこでもあるわけです。本町でも同様な形になっている。これは共通だと思うんですが、そこで、このところが大事なんだけど、現状で見れば、我が町でも1次産業でも人手が足りない、雇用の対象が欲しいというのがあります。同時に、若者という点で見れば、私は、今先ほどからの社会福祉施設の議論でもありましたけれども、例えば特養を中心に介護に従事していただく方々がなかなか町に定着していただけないと、こういう問題があるんじゃないかと思っています。特養のような施設でも、介護の従事者がいないためにそれをフル稼働できないというような状況にもなっているようでございます。私はやっぱりこうしたところにいろんな対策を立てて、本気になった対策を立てていく、これも非常に大事なことでないかというふうに思っているんですが、そこら辺を含めて改めてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほどちょっと分析の話もございましたけれども、自然減はおっしゃるように亡くなった方と出生数の差でございますので、生まれる方がふえない限りはここは詰めていけないところであります。あとはいかに社会減を減らしていくかというところでございますけれども、今回の社人研で出された推計については、前回の本当に国調が本町は相当大的な減少率がございました。これにはちょっと社会的要因もございまして、高速道路の開通に伴う関係で稲里におられましたかなりの労働者の方々が去ったというところで、比率的には非常にそこが影響しているものというふうに考えているところであります。

人口の減少が進むことによりまして、当然ながらサービス業の衰退というものもあるわけでございます。そういった中で、起業力耕上等を使いながら、少しでも新たな芽を育てていくということですので今まさに取り組んで進めてきているところでもございます。また、若年層の

定着という意味合いでも、若い人方のそういった新たな取り組み、そういったものをぜひ支援していきたいと思っていますし、ことしから空き家対策の管理計画等もつくっていくわけでございます。そういった空き家の利用等もしていければというふうに思っているところでございます。

それから、出生数の関係でございますけれども、単年度60人になったからどうこうということはそうそう言えないというふうには思っておりますけれども、近年かなり低調であったところがふえたというところでは、一定の成果というのは若干言えるのではないかなというふうに思っています。特に顕著なのが、先ほど申しましたように、3子以降の方を出産した方というのが非常に今回は多かったということでございまして、今後に期待が少し持てるのかなというふうに思っているところでもあります。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） いずれにしても、こういう地域で人口減少をとめ、町を形成していくということになれば、やっぱり何よりも大事なのは、この町で住みたいという状況をつくり出すこと。そのための努力もされているということはる理解もしておりますし、さまざまなことが今対策として打ち出されているのもあります。

同時に、やっぱりここで住みたい、ここで働けるという、そういうものを本気になってつくり出していく、それでやっぱり地場産業を中心としたものということになるというふうに思っているんです。先ほどちらと私も言いましたけれども、やはりこの十数年の間で見れば、鶴川地区でいえば、農業に従事する若者が非常にふえたというのは私の印象として非常に大きいわけであります。実質、この農協青年部という人たちの数を見れば一目瞭然になっているわけですが、やっぱりそういうことが私は本当に取り組むべき課題だなというふうに思っております。ぜひそういうことに努力をお願いしたいということを述べて、2つ目の質問に入りたいと思います。

博物館周辺エリア再整備についてというふうに提出をいたしました。これらの問題についてはる質問もございましたし、後に特別委員会等々の審議もありますので、中身については触れませんが、私が提出した中での問題で2つほどお伺いをしておきたいというふうに思っています。

1つは、私が3月の議会でこの問題で質問をし、財源対策についてもこれから、管理費等についてもこれからという話でございました。その折に説明されたのは、3月15日になって

基本計画の報告書ができ上がりますと、それに基づいて改めて議会及びまちづくり委員会への計画書についての説明をするとともに、パブリックコメントに入っていきたいというようなお話がありました。しかし、実際にはそういう状況は行われていません。どうしてそういう状況の中でパブリックコメントだけが先行したのか、ここらの進め方というのはいろいろ御意見の出るところではないかなというふうに私は思っているんですが、改めてそれらについて伺っておきたいというのが1つです。

それから2つ目には、パブリックコメントという形で町民の皆さんに、立派なこの内容も含めたいわゆるアンケート用紙のような意見募集を出しました。しかし、あれでは、時間の関係があるので簡単に言えば、A、B、C、D案があります、この中のどれがいいですかというだけを選択してもらうというような、非常に進めるのに都合のいいという形の内容に受け取るという場合が多い。そういう印象を持っている町民の方が非常に多いんですが、どうしてそういうような状況になったのか。やはりその点では、先ほどの質疑の中で、改めて財源等々も含めて住民の皆さんの御意思やまちづくり委員会等々の意見を聞くというふうになっておりますけれども、そこら辺を含めてどうしてああいうふうになっていったのか、あれで町民が理解できるというふうに思っておられたのか、そこら辺について改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答え申し上げます。

現在までのところ、議員の皆様に対し、博物館周辺エリア再整備基本計画の概要については御説明申し上げておりましたが、第1回定例町議会を経た後、町議会議員選挙の執行及び常任委員会等委員構成の空白期間などもあり、今日まで完成した同計画書の説明を行う機会を失しております。御迷惑をおかけしている次第でございます。

なお、今後につきましては、各常任委員会などでの機会を得ながら丁寧な説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目のパブリックコメントの内容についてですが、先月の広報5月号に折り込みました「博物館周辺エリア再整備に係る町民等意見の募集について」は、本年3月に策定しました博物館周辺エリア再整備基本計画に係る次の6点について意見の募集をしているものでございます。1つは博物館周辺エリアにおける施設群の整備方針について、2つ目は展示構成・ゾーニングの考え方について、3つ目は事業手法について、4つ目は土地利用計画（案）について、5つ目は事業スケジュール（案）について、そして6つ目はその他という

ような構成になっており、意見募集の締め切りを6月12日としているところであります。

さて、6月8日時点で提出されております意見書の総数は17件であり、現在までさまざまな御意見が寄せられております。

今後の進め方としましては、町民の皆さんからお寄せいただいた御意見に対する考え方などを整理し、8月ごろをめどに結果を公表してまいります。また、先ほどの質問でもお答えしてきましたが、議会に対しまして機会を得ながら説明させていただくとともに、町民の方々に対しまして、博物館周辺エリア再整備基本計画の考え方や町内全域をステージにした恐竜ワールド構想の具体方策についてより理解が深まるよう住民説明会等を開催するなど、丁寧な対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう一度お伺いしますものは、私の3月の一般質問のときには、議会及びまちづくり委員会という形で述べられている。議会は選挙もあつたりしましたからしようにないとは思いますが、やはりこういうものは、まちづくり委員会なり、穂別でいえば自治区での議論なり、そういうものを積極的にやっていただくという立場が大事じゃなかったかというふうに思っているんですが、そのところを改めて伺っておきたいというふうに思いますし、それからパブリックコメントの関係で、そうなるのではないかなというふうに思っていたんですが、やはり17件という状況の中であるようであります。やっぱりこれをもって私は意見を聞いたというふうにはならないだろうというふうに思うんです。町全域としてやるような、そして本町としてこれをやるかどうかというような巨大なお金を使つての事業ですから、そんな簡単なことではいかないだろうというふうに思っているんです。そういう点では、もっともっと議会での議論を初めとして、まちづくり委員会等々を含めた中で、そういうものが進んだ中で町民にも聞いていくということが大事じゃないかというふうに思うんですが、改めてその辺をお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 答弁で言葉足らずでしたが、議会にはその後説明は失していたんですが、まちづくり委員会並びに地域協議会には完成した策定された計画書をもって説明をしております。この間説明をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

その次、2点目、17件が多いか少ないかという議論もあるところですが、今後この意見募集、概要説明は8ページに及びますし、提出用紙を含めるとA4判10ページに及ぶ概

要書、そして意見公募という形になっています。これ一見してわかりづらいのではないかと
いうようなお話もありましたが、コンパクトにダイジェストにまとめたつもりではありま
すが、わからない場合は図書館あるいは戦略室等にお越しいただきながら、資料の入手等も
できますし、そういった部分で御理解をいただきたいというふうに思っております。そして今
後、先ほども説明しましたが、議会、そして町民への住民説明会を踏みながら合意形成を
していきたいというふうに思っておりますので、お願いします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひそういう方向で進めるべきだなというふうに思っております。

何かこれがありきで流れているような、なぜ急がなければならないのかというふうな思いを、
私は決してこの構想がだめだと言っているわけではないので、やはりこれだけの大がかりな
予算規模になるものが、本当によくよく考えていかなきゃならない。先ほどから答弁でも言
われておりますように、やはり中期財政計画の見直しなどを含めて、それらの上に立ってや
っぱり考えていくぐらいな、それから今人口減少問題で言いましたけれども、こうした状況
が新たな形で出てきている中で、これらの状況を踏まえてどう対応していくかというよう
なことも踏まえてやはり十をつくり上げていくということが大事ではないかと。何か見ていま
すとこれだけが突っ走っているなという感じがしないわけでもありません。そのようなと
ころを先ほどから述べられているような形をお願いをしたいということを述べて、3点目に入
りたいというふうに思います。

3点目の問題については、町広報における自衛隊の取り扱いについてという問題です。

この問題で、5月号の広報であります、7ページ目にいつものような自衛官採用問題が
載せられています。自衛官採用問題、これもいろいろ昔から議論のあったところですが
も、しかし、これらについては機関委任事務で若干のお金も来ているということもあります
から、これはこれでやむを得ないなというふうに思っておりますが、問題はその後の11ペー
ジ目に載せられた第7師団の記念行事の問題です。これもまあまあといえばそうかもしれま
せんけれども、とりわけ私が気になったのは、この中で行事の内容を紹介する中で、日本最
大の戦車等パレード、いわゆる、今、憲法をめぐって、またいろんな議論が、自衛隊の問題
を含めて国民を二分するような議論になっている、そういう状況にあります。そういう中で、
必要以上に今の世情に流されるような、またそれにくみするような形でこういうものを広報
として取り上げるのは私はいかがかというふうに思うわけでありまして、この点につ

いて見解を伺っておきたいというのが1つです。

あわせて、言わずもがなでしょうが、そういうことはないと思っていますが、自衛隊に関する町長の基本認識、こういうものとかかわりを聞かざるを得ません。改めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 私のほうから5月広報での自衛隊の行事の内容を記されたという部分を御説明させていただきたいと思います。

5月広報に掲載しましたのは、先ほど議員がおっしゃられた陸上自衛隊第7師団創隊63周年・東千歳駐屯地記念行事について広報させていただきました。

自衛隊行事に関しましては、災害時の連携や自衛隊の活動に対し町民に理解を得ていただくために、過去から自衛隊第7師団の行事に限定しまして依頼のあったものに対して掲載しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 自衛隊に関する基本認識という御質問でございます。

議員のほうからも言わずもがなという言葉が使われておりますけれども、外交防衛につきましては、専ら政府が責任を持つ分野で考えているところでもございます。少なくとも、現在の自衛隊が、国際平和貢献あるいは大規模災害への派遣など重要な機能を果たしていることに加え、国の安全の根幹をなす存在と認識しているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） なかなか言いづらいことですから、これ以上の踏み込みはしませんけれども、ただ、先ほど最初に答弁されたように、災害支援ということもいろいろやっただけで、我々も感謝しておりますが、こういうことの関係で載せているということなんです。しかし、今回のように、例えば最大規模の戦車等パレード、これは言ってみれば最大規模の軍事力を持っているよと、それを見せるよみたいな話なんです。そういうことを災害支援との形の中でやって、今、国論を二分するような議論になっているものをここに持ってくるということ自体がやっぱりこれは正常ではないと言わざるを得ないということ指摘しておきたいと思いますし、対応をお願いしたいというふうに思います。ということ述べて、最後の質問に入ります。

施政方針の中心といいますか、竹中町政になって以来、一貫して掲げられている方向なん

ですが、町民主体のまちづくり、協働のまちづくりとして、地元力耕上促進事業という形で、地元力耕上で皆さんの力をかりるということだというふうに思っていますが、それらを含めて、その中でそれを進めるための促進事業ということを掲げて幾つかやられてきているわけですが、これらについてのこれまでの事業効果、あるいは到達状況、さらには町民の受けとめというのをどのように捉えられておるか改めて伺っておきたいというふうに思うのであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地元力耕上促進事業につきましては、まちづくり耕上促進事業と大きくは起業力耕上促進事業の2つの事業で構成し、町民の皆さんが自主的に企画し、そして意欲のある取り組みや挑戦する事業に対し町が支援する仕組みとして、2015年度に創設した制度となっております。

このうち、まちづくり耕上促進事業につきましては、両地区共同事業、提案型芽だし事業、夢づくり支援事業の3つの事業で構成し、町と町民の皆さんの協働の役割を明確にしながら、主体的な町民活動を後押しする事業となっているところでございます。

これまでの実績としましては、2015年度実績として4件、補助金交付額は64万7,000円、2016年度が3件、交付額は102万9,000円、2017年度は4件、279万2,000円となっております。事業の内訳につきましては、提案型芽だし事業が4件、そのうち2カ年継続事業が2件、夢づくり支援事業は2件、両地区共同事業は2件であり、うち2カ年の継続事業は1件となっており、一体感の醸成に寄与しつつあると受けとめているところでもあります。いずれの事業も町の魅力づくりや地域資源の発掘、町の活力を生み出す事業につながっていると考えているところでございます。

また、起業力耕上促進事業では、2015年度が5件、413万7,000円の実績、2016年度は6件、545万5,000円、2017年度におきましては9件、709万7,000円の実績となっております。事業の種類につきましては、販売の促進1件、規模拡大が2件、商品開発が8件、うち2カ年継続事業が2件、新規起業が7件となっており、そのうち移住され起業された方々が3件となっております。これらの事業も地道に町内の地域の資源の活用や経済活動へと結びついてきており、今後の事業の発展に期待をしているところでもございます。

なお、昨年10月にむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略における28年度までの事業実績を踏まえた効果検証というのがなされております。起業力効果検証事業でございます。起業力耕上促進事業におきましては、重要業績評価指標、いわゆるKPIにつきまして利用件

数を10件から20件へと上方修正するとともに、必要な方々への情報提供をするよう御意見をいただいているところでもございます。

今後も、町の特色、そして地域資源の活用につながる取り組みとして、事業のPRを積極的に行い、制度活用の普及に努め、まちづくり委員会の皆さんの御意見も伺いながら、事業の見直しあるいは拡充を図り、引き続き継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 事業の内容について細かく説明をいただきました。それなりの取り組みがなされているということはよくわかるわけであります。

そこで、私がなぜこれをこういう聞き方をしたかということなのですが、この執行方針を読ませていただきますと、まず冒頭、毎年そんなに変わっていないのであれなんですけれども、町民主体のまちづくり活動を通じて地元力を高めるという形で、非常に大きなスローガンのなものになっているんです。

ですから、こういうふうな形ですと、本当に今、本町が抱えている人口減少、高齢化の問題を初めとして、さまざまな今の社会的な流れの中での課題に本当に町民の皆さんの力を合わせて立ち向かっていって頑張るんだぞという、そういうふうに捉えるというのが大体私は一般的かなというふうに思っているんですが、そういうふうなイメージではないのかというように思いながら、似たような形で、耕上促進事業という形で見れば、事業規模が非常に小さな町民の人たちがこつこつとつくり上げていく、これも非常に大事なことで、これをないがしろにするつもりはありませんが、そういうことに特化していつているんですね。やっぱりここが私は町民の皆さんと本当にそういう点でこの認識が一致できるんだろうかという思いがしてならないんです。それが本当に町民の皆さんの中に地元力として町民と協働した一体となったまちづくりだという形で、すんと受けとめられているのかどうか、それはその事業じゃないのと受けとめられているのか、こういうことになっていって、竹中町政が思って訴えていることが本当にずっと伝わっていないんじゃないかという感じもしてならない感じがする。そういうことを含めて今お伺いをしたところなんです。その点、改めてその辺のこういう見解に対してどう思うか御意見を聞かせていただければというふうに思います。

そしてまた、私は、芽だしにしろいろんな事業にしろ、取り組まれて非常にすばらしいことだというふうに思っておりますけれども、やっぱりこれが我が商工業業界の中に一つの大

きな波及になっていくような、そういうものを一方でつくり出していくということが必要じゃないかと思うんですけれども、そこら辺の関係として実態はどのような取り組みになっておられるか、何かあればお答え願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） このまちづくり耕上促進事業につきましては、2015年度に地元力耕上元年ということで位置づけしてこの間に至っているところでもございます。かわりばえしないのではないかと、表現がということでございますが、挑戦は力を生んで、継続はその力を深めるというふうな言葉もございます。まだまだ動き始めた事業として捉えているところでもございます。

そして、現在自体が、議員御存じのとおり、先ほど人口の減少対策について若者定着というふうなこともおっしゃられておりましたが、若者定着の中にも、農業面での担い手対策、あるいはこの地元力耕上、さらには教育関係でのふるさと教育「むかわ学」、こういったさまざまな分野の事業というのが絡み合って若者定着、移住定着につながるものと私は捉えているところでもございます。改めて地域の人材の育成からむかわの底力そのものにつなげるためのパイロット事業の創設をしているわけですから、毎年度毎年度、その実績、効果、検証というのを図りながら、制度改善ができるものは制度改善に臨むというふうな姿勢でさらなる町民の皆さんの活動を支援していくこととしているところでありますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（小坂利政君） 11番。

○11番（北村 修君） 終わります。

◇ 津 川 篤 議員

○議長（小坂利政君） 次に、10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 通告に基づきまして、1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

これは前の議員さんもこれに類似した質問をしておりますので、なるべく重複を避けながらやっていきたいというふうに思っております。

これは社会福祉法人愛誠会並びに慶寿会から提出された陳情書の取り扱いについてであり

ます。

これは30年2月22日に行政側あるいは議長宛てにそういう要望が来ておりました。ただ、議会の改選も相まって、それらに言及することはなかったわけですが、第2回の定例会に当たりまして、これらの件についてお伺いするものであります。

町内両社会福祉法人は、およそ40年前に管内でも高齢者福祉施設の十分整備されなかった時代、先駆けて民間有志または篤志家などによって社会福祉法人として設立され、特別養護老人ホームの運営、その発端となっていると理解しております。その後、国の社会保障政策、先進国である西洋に学び、社会保障の一環として福祉制度の確立を邁進していったものと認識しているものであります。

平成12年、加入義務化の介護保険制度の設立以来、措置制度から契約選択制度へ変化しているが、近年、共生社会とか地域包括ケア、在宅介護へとシフトされているようですが、また、規制緩和による営利企業やNPO法人の福祉参入も容易になったことで、介護専門職の人材が社会的問題になっておるわけです。福祉についてはこういった理念が大きく変化し、市町村の責務が大きくなっていると考えております。

こうした流れが出てきた一方で、国の財政事情もあって、介護報酬や障害者福祉サービスの報酬が3年置きに見直され、さらには引き下げられている結果から、両法人の経営状態は平成23年度を境に極めて深刻な状況になっております。一方、両法人の地域に果たしてきた役割は大きく、これからも町行政のパートナーとして果たす役割は拡大こそすれ、縮小することは考えられないと思っております。築40年の施設の老朽化は著しく、愛誠会は旧耐震装置構造のままであり、慶寿苑は津波浸水地域に立地している問題も課題とされておるようでございます。こういった事柄から、特別養護老人ホームについては、今後における国の政策もさることながら、やはり地方行政の中でこれらとのかかわりというものをしっかり持ってやっていかなければならない、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思われます。

そこで、いろんなそこに一般質問の5点ほど書いておりますが、先ほど町長が答弁しておりましたので、そのあたりは割愛させてもらって、この中で一番最後に、管内施設でこういう行政とのかかわりを持っている、これがこの近くに、平取町、それから様似町、それから新得町、こういったところがあるわけですよ、全面支援していると。そういったところにやはり職員を派遣して、この実態調査をしていく必要性も私は出てきているのではないかなというふうに思われますが、そのほかいろいろ要望もありますけれども、これらについては先

ほど町長の答弁では、まだ愛誠会、慶寿苑から具体的なものが上がってきておらないと、上がってきたときには真摯に受けとめ、前向きに検討しますというふうな答弁があったと思うんです。そういうふうなことを考えれば、これらについては今後どういうふうな組み立てで行政側にお願いに来るのか、そういうものもあろうかと思います。

ただ、問題なのは、やはりここで行政が全面支援をしているというような町村がこの近くにあるわけです。やはりその実態調査というものは行政として私はやっていく必要性があるのではないかというふうに思われるのですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問を含めての貴重な御意見と賜っておきたいと思います。

まず、質問通告に基づいて答弁をさせていただきたいかと思えます。

2つの社会福祉法人から提出されております陳情書の対応についての御質問でございます。1番議員、4番議員への答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、御容赦を願いたいかと思えます。

まず、1点目の社会福祉法人事業との連携関係でございますが、むかわ町の2つの社会福祉法人は、介護保険事業所としての役割のみならず、高齢者福祉、障害福祉のほか、小中高生の介護学習協力やボランティア支援、そして地域交流など幅広い事業を実施しております。さらに、グループホーム等の指定管理受託や認知症サポーター養成事業などの町事業への協力など、地域貢献も積極的に実施いただいております。町内の福祉事業を担う重要な法人と認識しておりますので、今後も連携を図っていきたいと考えております。

2点目の両法人の財務内容に関する御質問でございますが、高齢者福祉及び障害者福祉を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にありますが、両法人の経営努力により事業運営が図られていると認識しているところでございます。

3点目の福祉産業的な側面につきましては、法人に勤務する従業者数が多いことから、町内事業所の就労の場の確保、働き盛り世代の人口増にも影響し、大きな経済効果に結びついているものと考えております。

4点目の特養の老朽化問題と適正規模等については、現在、介護保険第7期事業計画策定に向け、地域ケア推進会議の中で両法人と町が入り意見交換を実施しているところでもございます。その中で、改築のタイミング、あるいは必要なベッド数などの意見というものも出されておりますが、具体的な内容は町全体の動向を見ながら今後も協議することとしているところでもございます。

5点目の施設に対する行政の財政支援についてでございますが、先ほど津川議員のほうから申されました近隣町の実態というのを調査したところ、過疎債を活用した地域密着型特養の新規建設の支援などを実施している町も見受けられますので、今後もさらに情報を収集し、調査研究を進めていく所存でございますので、御理解いただけますようお願いを申し上げるものでございます。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、町長が答弁していただきましたように、ここに働く人たちというのは、いろんな例えば400名、500名を超えるような、そういう人たちがそこに雇用としているわけですから、この経済効果というのは非常に私は大きいと思うんですよ。それらの人たちにやはり行政の温かい支援という立場を今後も見失わないで私はやっていただきたいと。先ほど1番と4番のほうからそれらについて答弁されておりますので、私はこれ以上の質疑はしません。

それで、今後においては行政が前向きに真摯に受けとめて前進することを御期待申し上げて、質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時といたします。

散会 午後 5時35分

平成30年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成30年6月11日（月）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 2号 平成29年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 報告第 3号 平成29年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 3 同意第 8号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 4 同意第 9号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 5 同意第10号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 6 同意第11号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 7 同意第12号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 同意第13号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 9 同意第14号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第10 同意第15号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第11 同意第16号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第17号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第18号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第19号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第15 同意第20号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第16 同意第21号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第17 同意第22号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第18 同意第23号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第19 同意第24号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第20 同意第25号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第21 同意第26号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第22 同意第27号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第23 同意第28号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件

- 第24 同意第29号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第25 同意第30号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第26 同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第27 同意第32号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第28 同意第33号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第29 同意第34号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第30 議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件
- 第31 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件
- 第32 議案第32号 工事請負契約の締結に関する件
- 第33 議案第33号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案
- 第34 議案第34号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第35 議案第35号 むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第36 議案第36号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第38号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第39号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第40号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第41号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東 千 吉 議 員	2番	舞 良 喜 久 議 員
3番	山 崎 満 敬 議 員	4番	佐 藤 守 議 員

5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	1 0 番	津 川 篤 議 員
1 1 番	北 村 修 議 員	1 2 番	中 島 勲 議 員
1 3 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総 務 企 画 課 幹 主	梅 津 晶
総 務 企 画 課 幹 主	大 塚 治 樹	総 務 企 画 課 幹 主	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町 民 生 活 課 幹 主	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健 康 福 祉 課 幹 主	今 井 喜代子
健 康 福 祉 課 幹 主	藤 田 浩 樹	産 業 振 興 課 長	酒 卷 宏 臣
産 業 振 興 課 幹 主	東 和 博	産 業 振 興 課 幹 主	今 井 巧
産 業 振 興 課 幹 主	松 本 洋	建 設 水 道 課 長	山 本 徹
建 設 水 道 課 幹 主	江 後 秀 也	建 設 水 道 課 幹 主	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地 域 振 興 課 幹 主	長谷山 一 樹
地 域 振 興 課 幹 主	菅 原 光 博	恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 長	加 藤 英 樹
恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦	地 域 経 済 課 長	吉 田 直 司
地 域 経 済 課 幹 主	高 木 龍 一 郎	地 域 経 済 課 幹 主	西 村 和 将

国民健康保険 穂別診療所 事務局長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局局長	成 田 忠 則	農業委員会 事務局局長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第2号 平成29年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第2号 平成29年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成29年度一般会計歳出予算の経費のうち、一部を平成30年度に繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

2ページをお開きください。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、5款農林水産業費の農業基盤整備事業につきましては、生田地区シモノ沢排水路整備及び農道整備のため1億7,335万円を繰り越しするもので、繰越財源は道補助金9,503万3,000円及び一般財源7,831万7,000円でございます。

農地整備事業につきましては、農地耕作条件改善事業平成30年2月末発注分の必要額4,800万円を繰り越しするもので、繰越財源は道補助金2,853万円と農地耕作条件改善事業負担金1,947万円でございます。

9 款教育費の放課後子どもセンター整備事業につきましては、2 月末発注の外構工事のため700万円を繰り越しするもので、繰越財源は合併特例債690万円と一般財源10万円でございます。

恐竜レプリカ整備事業につきましては、レプリカ製造には15カ月程度を要することから、必要額1,296万円を繰り越しするもので、その財源は全額一般財源となっております。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、山崎議員。

○3 番（山崎満敬君） 確認なんですけれども、レプリカの整備事業で、レプリカ何体だったかちょっと確認しておきたいなと思って質問いたします。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） レプリカは1 体であります。

○議長（小坂利政君） ほかにありませんか。

3 番、山崎議員。

○3 番（山崎満敬君） これずっと1 体のままなのか、2、3 体、今後つくるのか、とりあえず1 体なのか、その辺ちょっと確認しておきたいと。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在使っている1 体なんですけれども、その型枠等が含まれておりまして、それでこの金額になっております。

なお、今後の個体の増加につきましては、今のところまだ検討はしていないんですが、今後必要があれば、そういったものも整備していくことが予想されております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成29年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済

みといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第2、報告第3号 平成29年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第3号 平成29年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

本件は、平成29年度むかわ町下水道事業会計歳出予算の経費のうち、一部を平成30年度に繰り越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

4ページをお開きください。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費の下水道処理場機器更新事業につきまして、機械・電気設備工事が平成30年度となることから、工事委託料3,620万円を繰り越しするもので、繰越財源は国庫補助金1,980万円と公共下水債、過疎債ともに820万円となっております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成29年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みとします。

◎同意第8号から同意第34号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第3、同意第8号から日程第29、同意第34号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件の27件を一括議題とします。

同意第8号から同意第34号までの27件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第8号から同意第34号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件について御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございますが、同条第5項の規定に基づき、認定農業者である者から任命する委員として25名、同条第6項の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者から任命する委員として2名の任命同意を求めるものでございます。

同意第8号、むかわ町穂別451番地3、中澤 浩氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第9号、むかわ町穂別安住282番地、宮田広幸氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第10号、むかわ町宮戸1379番地1、平島道弘氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第11号、むかわ町春日164番地1、宇南山浩利氏は認定農業者であり、春日地区農政推進委員長として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第12号、むかわ町穂別仁和9番地1、星 力氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第13号、むかわ町穂別仁和427番地3、佐々木 諭氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第14号、むかわ町穂別平丘44番地3、森山幸治氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第15号、むかわ町穂別稲里690番地3、藤江政利氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第16号、むかわ町豊城167番地1、伊藤正人氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第17号、むかわ町田浦205番地3、佐々木保成氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第18号、むかわ町松風1丁目61番地2、鈴木秀子氏は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者から任命する委員として任命同意を求めるものでございます。

鈴木氏は、企業、団体での勤務経験を有し、平成22年5月以降、現在に至るまで鶴川地域農業再生協議会の臨時職員として勤務され、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第19号、むかわ町宮戸581番地3、清野 薫氏は認定農業者であり、曙地区農政推進委員長として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第20号、むかわ町米原357番地5、中島勝美氏は認定農業者であり、むかわ町農業委

員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第21号、むかわ町宮戸955番地、貞廣賢治氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第22号、むかわ町旭岡154番地3、土田泰弘氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第23号、むかわ町花岡546番地、小笠原正実氏は認定農業者であり、鶴川蔬菜園芸振興会の部会長として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第24号、むかわ町穂別仁和362番地2、佐田正彦氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第25号、むかわ町田浦941番地、青木茂美氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第26号、むかわ町二宮319番地10、毛利 武氏は認定農業者であり、鶴川土地改良区総代として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第27号、むかわ町穂別841番地、清瀬利一氏は認定農業者であり、とまこまい広域農業協同組合の部会長として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第28号、むかわ町生田182番地7、林 利輝氏は認定農業者であり、生田地区農政推進委員長として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第29号、むかわ町穂別493番地3、石崎代里子氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第30号、むかわ町福住4丁目1番地、金谷 仁氏は認定農業者であり、むかわ町農業委員会委員を務められた農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第31号、むかわ町田浦47番地5、山谷和彦氏は認定農業者であり、鵜川土地改良区理事として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

同意第32号、むかわ町米原389番地12、遠藤一三氏は認定農業者である法人の業務を執行する役員であり、鵜川農業協同組合理事として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第33号、むかわ町穂別和泉23番地2、藤岡健人氏は認定農業者であり、とまこまい広域農業協同組合監事として農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

同意第34号、むかわ町青葉2丁目66番地、山本好一氏は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者から任命する委員として任命同意を求めるものでございます。

山本氏は、農業協同組合職員として長く農業融資や営農指導業務を担当され、農業に関する識見を有する方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は同意番号順とします。

まず、同意第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第8号の質疑を終わります。

次に、同意第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第9号の質疑を終わります。

次に、同意第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第10号の質疑を終わります。

次に、同意第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第11号の質疑を終わります。

次に、同意第12号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第12号の質疑を終わります。

次に、同意第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第13号の質疑を終わります。

次に、同意第14号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第14号の質疑を終わります。

次に、同意第15号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第15号の質疑を終わります。

次に、同意第16号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第16号の質疑を終わります。

次に、同意第17号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第17号の質疑を終わります。

次に、同意第18号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第18号の質疑を終わります。

次に、同意第19号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第19号の質疑を終わります。

次に、同意第20号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第20号の質疑を終わります。

次に、同意第21号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第21号の質疑を終わります。

次に、同意第22号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第22号の質疑を終わります。

次に、同意第23号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第23号の質疑を終わります。

次に、同意第24号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第24号の質疑を終わります。

次に、同意第25号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第25号の質疑を終わります。

次に、同意第26号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第26号の質疑を終わります。

次に、同意第27号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第27号の質疑を終わります。

次に、同意第28号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第28号の質疑を終わります。

次に、同意第29号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第29号の質疑を終わります。

次に、同意第30号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第30号の質疑を終わります。

次に、同意第31号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第31号の質疑を終わります。

次に、同意第32号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第32号の質疑を終わります。

次に、同意第33号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第33号の質疑を終わります。

次に、同意第34号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第34号の質疑を終わります。

これから同意第8号から同意第34号までの27件について討論を行います。

討論の順番は同意番号順とします。

まず、同意第8号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第8号の討論を終わります。

次に、同意第9号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第8号の討論を終わります。

次に、同意第9号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第9号の討論を終わります。

次に、同意第10号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第10号の討論を終わります。

次に、同意第11号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第11号の討論を終わります。

次に、同意第12号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第12号の討論を終わります。

次に、同意第13号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第13号の討論を終わります。

次に、同意第14号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第14号の討論を終わります。

次に、同意第15号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第15号の討論を終わります。

次に、同意第16号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第16号の討論を終わります。

次に、同意第17号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第17号の討論を終わります。

次に、同意第18号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第18号の討論を終わります。

次に、同意第19号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第19号の討論を終わります。

次に、同意第20号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第20号の討論を終わります。

次に、同意第21号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第21号の討論を終わります。

次に、同意第22号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第22号の討論を終わります。

次に、同意第23号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第23号の討論を終わります。

次に、同意第24号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第24号の討論を終わります。

次に、同意第25号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第25号の討論を終わります。

次に、同意第26号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第26号の討論を終わります。

次に、同意第27号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第27号の討論を終わります。

次に、同意第28号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第28号の討論を終わります。

次に、同意第29号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第29号の討論を終わります。

次に、同意第30号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第30号の討論を終わります。

次に、同意第31号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第31号の討論を終わります。

次に、同意第32号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第32号の討論を終わります。

次に、同意第33号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第33号の討論を終わります。

次に、同意第34号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第34号の討論を終わります。

これから同意第8号から同意第34号までの27件について採決します。

なお、採決の順番は同意番号順とします。

まず、同意第8号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第13号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第15号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第16号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第17号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第18号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第18号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第19号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第19号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第20号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第20号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第21号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第21号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第22号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第22号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第23号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第23号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第24号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第24号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第25号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第25号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第26号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第26号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第27号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第27号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第28号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第28号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第29号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第29号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第30号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第30号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第32号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第32号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第33号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第33号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第34号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第34号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第30、議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

〔萬 純二郎町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（萬 純二郎君） 日程第30、議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件について御説明させていただきます。

議案書59ページ、議案第30号をお開き願います。

本件は、北海道自治体情報システム協議会に参加している本町と蘭越町、佐呂間町、寿都町の4町で行っている戸籍システム機器の共同利用に、新たに置戸町、新得町及びニセコ町が委託町として加わるため、規約の変更の協議を行うことから、議会の議決を求めるものがあります。

説明の都合上、議案説明資料の55ページ、55ページの議案第30号の資料をお開き願います。

戸籍事務は本来、市町村ごとに取り扱うこととされていますが、一部事務組合や広域連合及び市町村間の受委託で共同利用することができることから、平成29年6月の第2回定例会及び第4回定例会で議決をいただき規約を定め、事務委託方式にて実施し、蘭越町が戸籍サーバーの管理を担当する受託町となり、当町と佐呂間町と寿都町が委託町として共同利用しているところに、新たに平成30年度に5年に1度行わなければならない機器更新を行う置戸町、新得町及びニセコ町の3町が、北海道自治体情報システム協議会データセンターに設置している戸籍の正副サーバーを共同利用することから、新たに委託町に加わり、7町で共同利用しようとするものでございます。

中段の新旧対照表をごらんください。

第1条で、委託町に置戸町、新得町及びニセコ町を加えることとし、施行日は平成30年8月1日としております。

議案書59ページにお戻り願います。

本件は、地方自治法第252条の14第2項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行の共同利用に置戸町、新得町及びニセコ町を加えることに関し、規約を変更するための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決決定されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第31、議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の61ページと、別冊配付してございます議案説明資料の57ページをお開きください。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、二宮地区、穂別仁和地区、穂別豊田地区、穂別稲里地区の辺地総合整備計画の策定と、旭岡地区、穂別富内地区の辺地総合整備計画の変更について、北海道知事との協議が調いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、地方交付税におきまして元利償還の80%が算入されます辺地対策

事業債を発行条件として策定するものでございます。

議案書の62ページをお開き願います。

まず、二宮地区につきましては、人口107人、面積19.0平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度点数は203点であります。

今回、整備計画を策定する事業は、町道田浦二宮6線整備事業を行うものでございまして、事業主体は町でございます。事業費は1億2,000万円で、財源は一般財源を見込んでおり、この全額を辺地対策事業債として計画するものでございます。

次のページにお進みいただき、穂別仁和地区につきましては、人口280人、面積22.6平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度点数は182点であります。

今回、整備計画を策定する事業は、農業基盤整備事業により農業取排水路の整備を2カ年の計画で行うもので、事業主体は町でございます。事業費は8,000万円で、北海道補助金4,400万円、一般財源3,600万円であり、その同額を辺地対策事業債として計画するものでございます。

次のページにお進みください。

穂別豊田地区につきましては、人口57人、面積36.5平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度点数は224点であります。

今回、整備計画を策定する事業は、豊田橋橋梁整備事業を5カ年の計画で行うもので、事業主体は町でございます。事業費は3億600万円で、国庫補助金1億9,522万8,000円、一般財源1億1,077万2,000円のうち1億1,070万円を辺地対策事業債として計画するものでございます。

次のページにお進みいただき、穂別稲里地区につきましては、人口84人、面積75.1平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度点数は232点であります。

今回、整備計画を策定する事業は、豊進橋橋梁整備事業及びハーモニー橋橋梁整備事業を2カ年の計画で行うもので、事業主体は町でございます。事業費は4,030万円で、国庫補助金2,550万円、一般財源1,480万円であり、その同額を辺地対策事業債として計画するものでございます。

次のページにお進みください。

旭岡辺地の変更の内容につきましては、旭岡2号橋橋梁整備事業のほか1事業に係る事業費の総額を2億450万円から2億1,550万円に増額し、これに伴いまして、辺地対策事業債の予定額につきましても、6,790万円から7,180万円とするものでございます。

68ページにお進みください。

穂別富内辺地の変更の内容につきましては、町道富内1条線道路改良舗装事業に係る事業費の総額を7,680万円から1億2,820万円に増額し、これに伴いまして、辺地対策事業債の予定額についても、7,680万円から1億2,820万円とするものでございます。

それぞれの辺地の区域及び事業の施行箇所につきましては、別冊議案説明資料57ページに図示しているとおりでございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第32、議案第32号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第32号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書69ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の59ページ、議案第32号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、生田地区シモノ沢排水路整備工事第1工区でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で6,900万円、税込みで7,452万円をもちまして、むかわ町大成1丁目6番地、門脇建設株式会社むかわ本店、専務取締役むかわ本店長、伊東範充に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜きで7,065万円、税込み7,630万2,000円で、落札率は97.66%となりまして、5月24日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番。

○1番（東 千吉君） すみません、ちょっとお伺いしたいんですが、説明資料の59ページによりますと、門脇建設、3回目、6,900万というふうに書いておりまして、予定価格が7,065万ということなんですが、それは7,065万で工事の契約をしたということなんでしょうか。よくわからないので教えていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えいたします。

議案資料のほうにつきましては、こちら税抜きの価格という形になりますので、先ほどの数字ということになりますので御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 6,900万で税別で、税が100.8というふうにすると7,552万円になるんですが、数字がちょっと違うのかなと思うんですが、私の計算間違いでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 大変申しわけございません。

ただいまの説明の中で申し上げた金額の訂正でございます。6,900万が落札金額ということで、税込みで7,452万円とするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 補足ありますか。いいですか、補足説明ありますか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 私の計算間違いでしょうか。6,900万に108%を掛けるのではないんでしょうか。ちょっとよくわからないんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ちょっと言い方がまずかったというふうに思ひますけれども、予定価格が7,065万円という金額でございますけれども、落札したのは6,900万円でございます。これに消費税を掛けた金額が7,452万円となるということで説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第33、議案第33号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第33号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書71ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日に施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書71ページから83ページまでの記載となっておりますが、説明の関係から、別冊にて配付しております議案説明資料61ページをお開き願います。

むかわ町税条例等の一部改正の概要により、項目ごとに概要を説明いたします。

初めに、町民税に関する項目でございます。

（１）第23条及び第48条の改正につきましては、法人の町民税に関する項目でございます。大法人が行う各申告につきまして、電子申告が義務化されることに伴い、条文を整備するものでございます。なお、人格のない社団等につきましては、規定の適用除外となりますことから、あわせて条文を整理するものでございます。適用は平成32年4月1日でございます。

（２）第24条の改正につきましては、障害者等に係る非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げに伴い、条文を整備するものでございます。障害者等に係る非課税の範囲となる所得要件の合計所得金額を、現行の125万円以下となっているものを135万円以下に、また、均等割の非課税判定を行う際の基準額に10万円を加算するものでございます。適用は平成33年1月1日でございます。

（３）第34条の２及び第34条の６の改正につきましては、個人の町民税における基礎控除及び調整控除に所得要件を創設するものでございます。前年の合計所得金額が2,500万円を

超える所得割の納税義務者につきましては、基礎控除及び調整控除を適用しないこととするものでございます。適用は平成33年1月1日でございます。

(4) 第36条の2の改正につきましては、配偶者特別控除の申告要件が見直されたことによりまして、文言等条文を整備するものでございます。適用は平成31年1月1日でございます。

(5) 附則第5条の改正につきましては、個人の町民税の所得割の非課税判定を行う際の基準額に、均等割と同様に10万円を加算するものでございます。適用は平成33年1月1日でございます。

続きまして、固定資産税に関する項目でございます。

(1) 附則第10条の2の改正につきましては、地域決定型地方税制特例措置に係る規定の整備を行うものでございます。生産性向上特別措置法の規定に基づく設備投資で、同法に基づく認定を受けた中小企業者が導入する償却資産の課税の特例について規定するものでございます。特例割合はゼロ、特例期間は3年度分とするものでございます。同法につきましては、平成30年5月23日に公布され、平成30年6月8日に施行されております。なお、本特例措置の詳細につきましては、資料80ページ及び81ページに添付してございます。

続きまして、(2) 附則第17条の2の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、適用条文に条ずれが生じたことから条文を整備するものでございます。適用は平成31年1月1日でございます。

次のページをお開き願います。

町たばこ税に関する項目でございます。

(1) 第92条の改正につきましては、喫煙用の製造たばこの区分を新たに創設することに伴い、条文を整備するものでございます。適用は平成30年10月1日でございます。

(2) 第92条の2の改正につきましては、第92条を追加することに伴いまして、条ずれが生じますことから条文の整備を行うものでございます。適用は平成30年10月1日でございます。

(3) 第93条の2の改正につきましては、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、その特性を踏まえ製造たばことみなすこととする条文を整備するものでございます。適用は平成30年10月1日でございます。

(4) 第94条の改正につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定を整備するものでござ

ございます。本規定につきましては、平成30年から平成34年にかけて段階的に移行することとしております。

(5) 第95条の改正につきましては、たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引き上げるものでございます。現行、1,000本につき5,262円となっているものを、平成30年10月1日からは5,692円、平成32年10月1日からは6,122円、平成33年10月1日からは6,552円とするものでございます。

(6) 第96条の改正につきましては、地方税法の改正により、適用条文に条ずれが生じたことから条文を整備するものでございます。

(7) 第98条の改正につきましては、条例第94条の改正におきまして定義語を定めたことにより、条文の整備を行うものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。

なお、今回の改正による新旧対照表につきましては、議案説明資料63ページから79ページに添付してございます。

議案書の76ページにお戻り願いたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日を規定しておりますが、適用日がそれぞれ異なる項目がございますことから、第1号から第9号に分けて規定してございます。

第2条では、町民税に関する経過措置について規定しております。

77ページの第3条から81ページ、第9条につきましては、町たばこ税に関する経過措置等について規定しているところでございますが、同じ条文を段階的に改正している項目がございますことから、経過措置につきましても段階的に条を分けて整理してございます。

以上、議案第33号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第34、議案第34号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山地域振興課主幹。

〔長谷山一樹地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 議案第34号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書85ページ、議案第34号をお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、仁和会館の旧栄和保育所の空室部分の活用について、所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の83ページの新旧対照表をお開きください。

まず、むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の別表及び別表摘要の表の仁和会館、和室の項の次に会議室を加え、使用料を区分ごとに加えるものであります。

議案書85ページにお戻り願います。

附則として、この条例は平成30年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 むかわ町町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第35、議案第35号 むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第35号 むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書87ページ、議案第35号をお開き願います。

本件は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令に従い、条例を定めることとされております。

放課後児童支援員は、おおむね40人以下の1の支援単位に2人以上置くこととされており、

基礎資格を有している者であって、都道府県が行う研修を終了した者でなければならないと規定しております。その基礎資格の範囲拡大と有効な教員免許状を取得した者を対象とすることを明確にするため改正が行われたことから、本町においても、基準の運用に支障が生じないよう条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の85ページ、議案第35号資料の新旧対照表をお開き願います。

第11条第3項第4号を「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、次の86ページにお進みください。同項に第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を加えるものであります。附則といたしまして、公布の日から施行するものとしております。

議案書87ページにお戻り願います。

本件は、国の基準省令が改正されたことに伴い、むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっとお聞きしますが、これまでよりも厳しい条件になったというふうには私は受けとめたんですが、この教員免許法、教育職員免許法か、拡大されるという捉え方が正しいのか、狭められたというか厳格になったというか、どちらなのかちょっと私よくわからないので、その点が1点と、それで5年以上従事ということになると、今、保育者の保育正職、正保母さんが減少し続けてきているということで、昨年度、今年度、昨年度かな、採用したと思うんですけども、これらの見通しなんかも含めて、現状どのように考えているか伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） お答えします。

今、免許状、質問のあった免許状の関係なんですけど、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者をいうことなんですけれども、教員免許状の更新を受けていない場

合の取り扱いというのがありまして、その分の教員免許状を一度有した者は、例えば退職されて、退職された方も一度、例えば更新をしていない方も、一度受けていれば対象になるということで、そういった部分で拡大されているという部分がございます。

もう一つなんですが、5年以上の放課後児童健全育成事業に関してはですが、これは地方提案というのがございます、中卒の方も基礎資格を拡大するべきことからということで、この分も経験豊富であり評価の高い方が多いことからということで、中卒者についても対応するというので、既に第9号にもちょっとあるんですけども、2年以上で高卒の方も既にこちらの規格、資格の対象になられていますので、そういった部分で拡大が行われたということでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 法律の改正で非常に、この5年以上という、従事した者というところがネックになっていくのではないかとこの心配があったんですね。だから、そのことが今、じゃ現在、むかわ町としてこういう、このような人材確保がしていけるのかというちょっと心配が私は持っていて、それがスムーズにいかない限り、この障害児の問題も含めて対応していけないんじゃないかという不安を私は持っていたんですけども、その辺の心配はないのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの質問にお答えします。

基本的には、条件が緩和されるということで、人材不足を補っていくという意味での改正です。ですから、これからは5年以上の方も、そうやって研修の対象になれますよということで、条件を徐々に拡大しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 むかわ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第36、議案第36号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山地域振興課主幹。

〔長谷山一樹地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 議案第36号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書89ページ、議案第36号をお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、母子通園事業である穂別きらりを北海道の認可を受け、むかわ町子ども発達支援センターへと移行し、事業の充実を図るため所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の87ページの新旧対照表をお開き願います。

第3条の、施設名称にむかわ町子ども発達支援センター穂別きらり、位置に勇払郡むかわ町穂別80番地2を加えるものであります。

議案書89ページにお戻り願います。

附則として、この条例は平成30年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

会議の進行上、昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時とします。

御苦労さまでした。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号から議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第37、議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第42、議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

議案第37号から議案第42号までの6件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明を申し上げます。

最初に、議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

既に御案内のとおり、平成30年度むかわ町一般会計予算につきましては、骨格予算として編成を行い、3月定例議会において決定いただいたところですが、今回の補正予算は政策的経費を中心に追加したものとなっております。

それでは、議案書の91ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに12億9,080万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億7,347万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書及び各会計補正予算の概要により御説明を申し上げます。

平成30年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6ページ及び各会計補正予算の概要をお開き願います。

2款1項1目の事業番号60-01、庁舎等管理事務の工事請負費330万円の追加につきましては、役場本庁舎西側へ庁舎駐車場として整備を行うものでございます。

また、事業番号60-02、庁舎等管理事務の備品購入費49万2,000円の追加につきましては、穂別総合支所事務室におけるペレットストーブ1台を計画更新するものでございます。

次に、2目情報管理費、事業番号90、情報管理一般事務の委託料302万円の追加につきましては、むかわ町公式ウェブサイトと町民ポータルサイトPOMUのバージョンアップ及び一部リニューアルを行うものでございます。

次に、5目財政管理費、事業番号170、財政一般事務の委託料150万円の追加につきましては、国の統一基準による財務諸表の作成により、地方財務の分析を行うため、その作成方法について指導を受けるものでございます。

次に、6目財産管理費、事業番号226、情報通信施設維持管理基金積立金の37万5,000円の

追加につきましては、穂別地区の情報通信基本料金が年度末において確定となり、加入料のうち一部を原資として積み立てするものでございます。

次に、7目車輛管理費、事業番号220、公用車等管理事務の備品購入費150万円の追加につきましては、公用車更新計画に基づきまして、総合支所におけます公用車1台を購入するものでございます。

次に、8目広報広聴費、事業番号230、広報活動事業の委託料240万円の追加につきましては、平成18年度以降未作成でありました町勢要覧を本編及び資料編として作成するものでございます。

次に、9目企画費、事業番号260、町づくり推進事業の委託料460万円の追加につきましては、むかわ町まちづくり計画が平成32年度に目標年次を迎えることから、平成33年度からの新たな総合計画、第2次むかわ町まちづくり計画策定に向け、まちづくり施策に対する住民の満足度や住民ニーズを把握するため、アンケート調査等を実施するものでございます。

事業番号273、まちづくり耕上促進事業で500万円の追加につきましては、まちづくり耕上促進事業において、町の魅力の創出や新たな町の活力を見出していく意欲ある取り組みへ補助金として支援していくものでございます。

事業番号274、恐竜プロジェクト事業で1,161万1,000円の追加につきましては、恐竜化石を核とした広域連携事業に取り組むほか、地域再生マネージャー事業として、地域資源を生かした産業振興を図るため、地域資源を磨き上げ、その商品化、それを支える人材育成や組織体制についての見地やノウハウを持つ外部専門家の支援を受けることにより、その取り組みを加速させようとするものでございます。別冊の議案説明資料89ページ上段に事業内容をまとめておりますので、後ほどごらんください。

また、事業番号306、恐竜の卵基金積立金の10万1,000円の追加につきましては、匿名希望の方から20万円の寄附金収入があり、趣旨に基づきまして、両地区の認定こども園への図書整備とあわせ、残り分を恐竜の卵基金へ積み立てるとされたものでございます。

次に、10目地域自治区振興費、事業番号310、地域協議会運営事務の15万4,000円の追加につきましては、本年度予算より鶴川地区、穂別地区の事業を統合しており、協議テーマに沿った研修とするため、地域協議会委員等の活動に要する旅費を追加するものでございます。

次に、13目自治活動推進費、事業番号400、町民会館等管理運営事務で1,010万円の追加につきましては、施設の維持管理上必要となる仁和会館、富内ヘリポート周辺、ふれあい町民会館における工事請負費及びム・ペット館におけるストーブ2台を年次計画により更新するも

のでございます。

次に、14目四季の館管理運営費、事業番号410、四季の館管理運営事務で6,157万7,000円の追加につきましては、平成26年度以降、計画的に実施されている機械設備等の計画修繕に係るもの、四季の館の分煙対策に係るもの及び老朽化し更新が必要な施設備品を購入するものでございます。事業内容につきましては、別冊の議案説明資料の90ページに修繕委託の概要をまとめてございますので、後ほど御確認ください。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、事業番号460、戸籍等一般事務で53万2,000円の追加につきましては、公認キャラクターむかろんをデザインした改ざん防止用紙及びオリジナル婚姻届のデザイン作成を行うものでございます。

続きまして、3款民生費に移らさせていただきます。説明書の10ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費の事業番号590、社会福祉一般事務の負担金補助及び交付金150万円の追加につきましては、平成29年4月1日より施行されております結婚新生活支援事業における補助金上限額を24万円から30万円まで引き上げ、事業を行うため予算措置を行うものでございます。

事業番号610、アイヌ関連対策事業の貸付金760万円の追加につきましては、住宅新築に係る資金貸し付け分として計上するものでございます。

また、事業番号660-02、国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）123万1,000円の追加につきましては、国民健康保険徳別診療所における施設維持管理経費を補正するため、財源補填分として追加計上するものでございます。

次に、2目老人福祉費の事業番号705、介護予防センター管理運営事務の備品購入費53万円の追加につきましては、施設の分煙対策により喫煙スペースを整備するものでございます。

また、事業番号710、ひだまりの里管理運営事務の工事請負費2,453万8,000円の追加につきましては、施設の長寿命化を図るため、こごみ荘の旧小学校校舎部分の屋根をカバー工法によりふき替えするものでございます。

また、事業番号711、グループホームみのり管理運営事務88万7,000円の追加につきましては、昨年度より順次更新しております電気蓄熱式温水器2基のうち、残りの1基につきまして更新するものでございます。

事業番号810、介護保険特別会計繰出金98万8,000円の追加につきましては、介護保険特別会計におきまして、介護保険法の改正に伴うシステム改修に係る経費及び介護報酬平準化に対応するためのシステム機能改修を行うため、一般会計より繰り出しするものでございます。

次に、4目厚生福祉会館費の事業番号830、生活館管理運営事務658万9,000円の追加につきましては、施設機能維持のため、和泉上生活館の簡易水洗化及び便槽修繕を行うものでございます。また、施設のバリアフリー化として、萌別、和泉上、仁和下生活館の玄関の段差解消のため補修及び物品購入を行うものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費の事業番号910、児童福祉一般事務429万9,000円の追加につきましては、事業番号306、恐竜の卵基金積立金においても御説明させていただきましたが、匿名希望の方から20万円の寄附金収入があり、趣旨に基づきまして、両地区の認定こども園へ図書整備を行うものでございます。また、議案第36号で御決定いただきました母子通園センター穂別きらりの障害児通所支援事業所移行に伴い、障害児通所給付費を増額及び子育て応援事業として、子育て世帯へのごみ袋支給を行うため追加するものでございます。

次に、2目児童福祉施設費の事業番号920、こども園管理運営事務660万4,000円の追加につきましては、さくら認定こども園における施設改修としまして、玄関上、屋上防水改修工事、トイレ洋式化工事を行うほか、施設整備としまして遊具設置工事を行います。また、エアコンの更新等を行うものでございます。

事業番号925、こども園運営支援事業の負担金補助及び交付金143万1,000円の追加につきましては、ひかり認定こども園の施設長寿命化を図るため、屋根雨漏り修繕に係る費用の2分の1を補助するものでございます。

事業番号930、地域保育所管理運営事務の工事請負費310万円の追加につきましては、ひまわり保育所で使用しておりました高圧トランスを経年劣化により更新するものでございます。

事業番号950-01、発達支援センター事業（本庁）4万2,000円の追加につきましては、施設利用時の体幹訓練に要するため、必要な備品を購入するものでございます。

事業番号950-02、発達支援センター事業（総合支所）50万2,000円の追加につきましては、母子通園センター穂別きらりの障害児通所支援事業所移行に伴い、運営における両地区体制を強化するため、作業療法士有資格者を嘱託職員配置するとともに、穂別地区の通所支援施設化に要する整備を行うものでございます。

続きまして、4款衛生費に移らせていただきます。

4款1項1目保健衛生総務費の事業番号1050、ふれあい健康センター管理運営事務の備品購入費22万4,000円の追加につきましては、ガス給湯器を老朽化に伴い更新するものでございます。

次に、2項1目環境衛生総務費の事業番号1070、環境衛生一般事務56万1,000円の追加に

つきましては、簡易給水施設補助事業としまして、汐見第一水道組合における仕切弁、排泥弁取りつけ工事、花岡二区水道組合における仕切弁取りつけ工事へ、いずれも事業費の4分の3を補助するものでございます。

事業番号1090、樹海温泉管理運営事務の72万円の追加につきましては、樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつにおける、いずれもろ過機周辺機器の故障により緊急修繕を行ったため、通常修繕に係る分として補正するものでございます。

事業番号1100、斎場・霊園維持管理事務の17万2,000円の追加につきましては、穂別霊園、富内霊園における貯水タンク整備及び花岡霊園における環境整備等を行うため補正するものでございます。

続きまして、5款農林水産業費に移らせていただきます。説明書14ページをごらんください。

5款1項2目農業振興費の事業番号1200、農業振興対策事務1,088万8,000円の追加につきましては、平成24年に鵠川、穂別両地区分を一体化した農業振興地域整備計画の内容を全体的に見直すため及び経営体育成支援事業として、農業機械整備に対する融資主体型の補助を行うため補正するものでございます。

事業番号1210、地域農業推進事業の2,790万円の追加につきましては、生産意欲や所得を高めるための取り組みを支えるため、両地区の農協と連携し基金事業を行うための補助及び鳥獣害による農作物被害防止対策に係る駆除経費としまして、鹿のくくりわな20基を整備するための補助を行うものでございます。

次に、3目畜産業費の事業番号1270、畜産業振興対策事業8万円の追加につきましては、和牛振興対策として、育成技術向上等の取り組みに対する支援として補助を行うものでございます。

次に、4目農地費の事業番号1280、農業基盤整備事業の4,423万3,000円の追加につきましては、農地耕作条件改善事業としまして、仁和地区排水路及び花岡地区農作業道の整備を行うとともに、小規模土地改良事業としまして、豊田地区における排水路を整備するものでございます。別冊の議案説明資料の91ページに、町内における町道、農林道、公園等の各工事箇所をまとめておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、5目集落施設費の事業番号1320、集落センター管理運営事務392万6,000円の追加につきましては、川東第一集落センターの駐車場整備を行うほか、川東第二集落センター集会室のストーブ更新、そして各4施設の集落センター玄関及び室内の段差解消のため、補修及

び物品購入を行うものでございます。

次に、２項１目林業振興費の事業番号1340、林業振興対策事業の142万1,000円の追加につきましては、地域材の利用促進に係る費用のほか、木育を推進するための各種関連経費及び地域と連携した木育事業を進めるため、方針を策定するものでございます。

事業番号1360、小規模治山事業1,108万9,000円の追加につきましては、昨年度より事業着手しております春日温泉の沢、流路工事に係る費用を計上しております。

事業番号1390、林道維持管理事務の1,350万円の追加につきましては、富内第２線林道台帳作成に係る費用のほか、インフラ長寿命化計画に基づく民有林道橋19橋につきまして点検を行うものでございます。

事業番号1410、鳥獣対策事業2,130万8,000円の追加につきましては、エゾシカ被害防止緊急捕獲活動支援として補助するため計上しております。

事業番号1447、林業専用道整備事業4,488万6,000円の追加につきましては、継続事業としております芭呂沢支線開設事業、また道営平丘和泉線の開設工事に係る地元負担金を計上しております。

次に、２目造林事業費の事業番号1430、基本基金管理事務の291万6,000円の追加につきましては、造林箇所の実測に用いるほか、皆伐面積制度の向上と誤伐、過伐防止のためにGPS測量機器を導入するものでございます。

次に、３項１目水産業振興費の事業番号1450、水産業振興対策事業204万4,000円の追加につきましては、鵜川漁協における水産物の販路を拡大するため、初期段階に要する経費に関し、その支援を行ってまいります。また、漁村センターの灯油タンクを更新するほか、集落センター同様、玄関及び室内の段差解消に向け改修を行うものでございます。

事業番号1460、資源管理型漁業推進事業3,168万4,000円の追加につきましては、ししゃも資源の安定的な維持と回復を図るため、ししゃもふ化場建設に係る実施設計等を行うものでございます。なお、水利権申請とあわせ実施設計には相当の期間を要することから、繰越明許費を設定し、２カ年度にまたがって事業を実施するものでございます。別冊の議案説明資料の95ページに、ししゃもふ化場の概要をまとめておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、６款商工費に移らせていただきます。説明書18ページをごらんください。

６款１項１目商工業振興費の事業番号1480、商工業振興対策事業の1,875万円の追加につきましては、地元消費の活性化を図る目的で、むかわ町商工会が行うプレミアムつき商品券発行事業に対し補助するものでございます。

事業番号1486、起業力耕上促進事業の815万4,000円の追加につきましては、起業力耕上促進事業補助金が4年目となり、昨年度の採択分と新年度の新規申請分を考慮し計上したところでございます。

次に、2目観光振興費の事業番号1510、観光振興対策事業274万2,000円の追加につきましては、むかわ町観光の課題の検証やターゲットの絞り込みのため、むかわ町を訪れる観光客に対し、ニーズ調査を行います。また、観光パンフレットの増刷を行うほか、町内イベント支援経費として、観光協会に対し補助を行うものでございます。

事業番号1520、地球体験館管理運営事務の76万6,000円の追加につきましては、アースギャラリートイレ床の緊急修繕を行ったため、通常修繕分として計上するほか、サイエンスガイドに係る人件費の一部について追加するものでございます。

次に、4目ふるさと振興費の事業番号1570、ふるさと支援事業22万1,000円の追加につきましては、「関係人口」創出のため、調査活動費として計上するものでございます。

事業番号1590、移住定住促進事業500万円の追加につきましては、民間賃貸住宅におけるリフォーム奨励事業でございまして、年度をまたぐ事業にも事後申請により対応可能としたところでございます。

事業番号1595、地域おこし協力隊活動支援事務の200万円の追加につきましては、地域おこし協力隊員が町内で起業に向けた活動を行う場合、そこに要する経費を支援するもので、2名に係る分を計上するものでございます。

続きまして、7款土木費に移らせていただきます。

7款2項2目道路新設改良費の事業番号1640、町道整備事業2億6,146万円の追加につきましては、町道新設改良としまして、田浦2号道、田浦二宮6線、富内1条線、宮戸・汐見3線、旭岡2号橋、福住1線、大原1号の整備等を行うものでございます。また、橋梁補修点検としまして、橋梁補修設計は旭岡1号橋、通称旭生橋でございます、豊田橋、ハーモニー橋、豊進橋の4橋、橋梁点検は、穂別ダムに係ります野多峰橋、町道橋の橋梁個別施設計画策定を行うものでございます。

次に、3目建設機械維持費の事業番号1650、建設機械等維持管理事務の540万円の追加につきましては、鶴川地区においてタイヤショベルを新たに購入するものでございます。

次に、3項1目河川管理費の事業番号1660、河川維持管理事務500万円の追加につきましては、年度末に発生しました大雨による改修、補修に係る費用を計上したものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費の事業番号1680、都市計画一般事務の66万円の追加につき

ましては、都市計画区域マスタープラン見直しのための計画策定及び都市計画審議会の開催経費について計上するものでございます。

次に、3目公園費の事業番号1715、都市公園整備事業152万円の追加につきましては、都市公園施設の長寿命化のための点検を行うもので、田浦運動公園の点検調査を行うものでございます。

事業番号1720、公園等維持管理事務338万4,000円の追加につきましては、富内銀河公園照明灯修繕のほか、穂別地区公園施設において緊急修繕を行ったため、通常修繕分として計上するものでございます。

次に、5項1目住宅管理費の事業番号1750、町営住宅維持管理事務1,392万6,000円の追加につきましては、文京ハイツにおける湿気対策補修を行うほか、駒場団地2棟の屋根改修工事を行うものでございます。

事業番号1760、町営住宅整備事業の2億1,853万8,000円の追加につきましては、町営住宅末広団地B棟新築工事に係るものを計上しております。別冊の議案説明資料の93ページに、末広団地B棟整備事業の概要をまとめております。後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、8款消防費に移らせていただきます。説明書の22ページをごらんください。

8款1項1目消防費の事業番号1770、胆振東部消防組合運営事務の2,944万3,000円の追加につきましては、鶴川支署、資機材搬送車整備、緊急通報受信装置更新、穂別支署、庁舎屋上防水工事、緊急通報受信装置更新、穂別第2分団詰所、屋根外壁塗装、穂別第3分団、モーターサイレン制御線敷設を計上しております。

次に、2目災害対策費の事業番号1780、防災対策事業の2億895万9,000円の追加につきましては、移動系の防災行政無線のデジタル化整備のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機の更新、町内空き家の再生等を図るため必要となる空き家対策計画策定に要する費用、自主防災活動促進補助金の計上、また、防災対策の費用としまして、防災研修や防災訓練の実施と計画的備蓄を引き続き進めるため、必要経費を計上しております。

続きまして、9款教育費に移らせていただきます。

9款1項3目財産管理費の事業番号1880、教職員住宅等維持管理事務の162万円の追加につきましては、穂別中学校教頭住宅の屋根張りかえ工事を行うものでございます。

次に、4目教育振興費の事業番号1850、魅力ある教育推進事業50万円の追加につきましては、学校と地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールとして、地域の特色ある学校づくりを進めるため、活動推進費用として計上するものでございます。

事業番号1856、鈴木章記念事業120万円の追加につきましては、大学進学等に対する奨励金として計上するものでございます。

事業番号1910、教育団体活動等助成事業210万円の追加につきましては、非核、平和の取り組みとしまして、町内中学生を広島平和記念式典へ派遣するため、必要経費を計上するものでございます。

次に、2項1目学校管理費の事業番号1950、小学校運営事務139万5,000円の追加につきましては、学校図書支援員として司書資格者を鵜川中央小学校へ配置し、町内各学校の学校図書を整備するため、その経費を計上するものでございます。

事業番号1970、小学校施設整備事業150万2,000円の追加につきましては、宮戸小学校玄関入り口の段差解消のため、スロープを整備するものでございます。

次に、2目教育振興費の事業番号2010、小学校情報教育推進事業1,000円の追加につきましては、鵜川中央小学校職員室、宮戸小学校職員室及びパソコン教室にパソコンを整備するものでございます。整備に当たりましては、債務負担行為により、北海道市町村備荒資金組合事業の活用を予定しております。

次に、3項1目学校管理費の事業番号2040、中学校施設整備事業1,819万8,000円の追加につきましては、穂別中学校屋上の防水改修を行うものでございます。

次に、2目教育振興費の事業番号2090、中学校情報教育推進事業1,000円の追加につきましては、鵜川中学校職員室のパソコンを整備するもので、整備に当たりましては、2010事業と同様に債務負担行為により、北海道市町村備荒資金組合事業の活用を予定しております。

次に、4項2目公民館費の事業番号2180、公民館事業の45万8,000円の追加につきましては、放課後学習の取り組みとして、子どもたちの学力向上を図るため、ステップアップ未来塾開催費用を計上するものでございます。

事業番号2200-01、図書館等管理運営事務（本庁）10万円及び2200-02、図書館等管理運営事務（総合支所）41万6,000円の追加につきましては、ともに恐竜関連書籍とうちどく用図書を整備するものでございます。

次に、3目文化財保護費の事業番号2220、文化財等保護事業の1,005万2,000円の追加につきましては、北海道命名150年の節目の年の取り組みとして、日本初の三角測量の際に設置された鵜川基点の調査や記念モニュメント設置に係る費用等としまして、関係経費を計上するものでございます。

次に、4目青少年健全育成費の事業番号2250、鵜川高等学校生徒寮管理運営事業320万

7,000円の追加につきましては、施設内照明器具の更新等を行うものでございます。

事業番号2260、穂星寮管理運営事務42万8,000円の追加につきましては、施設内暖房機器の更新等を行うものでございます。

次に、6目博物館費の事業番号2270、博物館管理運営事務2,838万5,000円の追加につきましては、普及事業充実のため発掘現場の整備及び通路の維持補修を行うほか、ホベツアラキリュウの全身復元骨格修正、フォスフォロサウルス全身復元骨格製作、子ども化石クラブ関係経費、につぼん恐竜協議会関連経費を計上するものでございます。別冊の議案説明資料89ページ下段に事業内容をまとめておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、5項1目保健体育総務費の事業番号2300、町民体力づくり事業51万7,000円の追加につきましては、健康づくり事業としまして、大人のヨガ教室を行うものでございます。

次に、2目体育施設費の事業番号2360、鵜川体育館管理運営事務927万8,000円の追加につきましては、消防設備等の改修工事を行うため、必要経費を計上するものでございます。

事業番号2370、穂別スポーツセンター管理運営事務の44万3,000円の追加につきましては、改正に伴い、毎年実施となった防火設備等の定期調査報告に要する経費を計上するものでございます。

事業番号2460、水泳プール管理運営事務284万1,000円の追加につきましては、穂別水泳プールのトイレを男女ともに1基ずつ洋式化するものでございます。

次に、3目学校給食費の事業番号2487、学校給食施設管理運営事務41万9,000円の追加につきましては、両地区の学校給食センターにおいて有害生物防除調査等を行い、より衛生的な管理につなげていくものでございます。

次に、11款1項1目公営企業支出金につきましては、上水道事業会計、下水道事業会計は、収益的収支補填のため、また、病院事業会計におきましては、長期借入債の利率見直しに伴う利息の減額分を補助金で調整するものでございます。また、出資金におきましては、病院事業会計における長期借入債の利率見直しに伴う元金の増及び病院用地購入に係る建設改良費の2分の1を繰り出すため計上するものでございます。

12款給与費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

それでは、歳入の説明に移らさせていただきます。補正予算説明書の2ページをお開きください。

10款地方交付税で1億円の追加につきましては、肉づけ予算の財源として、骨格予算の編成の際に留保しておりました分を計上するものでございます。

12款分担金及び負担金の16万8,000円の追加につきましては、穂別発達支援センターの通所事業所化に伴う利用者負担金でございます。

14款国庫支出金につきましては、2目民生費国庫補助金につきましては、結婚新生活支援事業の財源として、また、5目土木費国庫補助金につきましては、町道整備事業、末広団地B棟整備事業の財源として予定される額を計上したものでございます。

15款道支出金につきましては、1目民生費道補助金は、アイヌ住宅新築等貸し付け事業の財源でございます。

3目農林水産業費道補助金のうち農業費補助金は、経営体育成支援事業、農地耕作条件改善事業の財源でございまして、地域づくり総合交付金は、豊田地区小規模土地改良事業の財源でございます。林業費補助金は、春日温泉の沢整備に係る小規模治山事業、林業専用道芭呂沢支線整備事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、民有林道橋点検業務の財源でございます。

4目教育費道補助金の地域づくり総合交付金は、三角点測量鶴川基点調査研究、記念モニタメント整備及びホベツアラキリュウの全身骨格修正、フォスフォロサウルス全身骨格標本作製に係る財源でございます。

5目総務費道補助金は、恐竜ワールド講演会に係る財源でございます。

6目土木費道補助金の電源立地地域対策交付金につきましては、大原1号排水整備、タイヤショベル購入の財源でございます。

17款寄附金の一般寄附金でございますが、歳出の恐竜の卵基金積立金及び児童福祉一般事務でも触れさせていただきましたが、匿名の方から20万円の寄附金をいただきましたことから追加するものでございます。

18款繰入金のうち1目基本基金繰入金につきましては、基本基金管理事務におけるGPS測量機器導入等経費に、2目地域振興基金繰入金につきましては、地元力耕上促進事業に係る補助、新むかわ町農業活性化推進基金事業補助、観光振興対策における食における観光まちづくり事業、移住定住対策報償費、自主防災活動支援補助の財源として、7目鈴木章記念事業推進基金繰入金につきましては、大学等進学奨励金の財源として、8目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整財源として、9目四季の館営繕基金繰入金につきましては、四季の館計画修繕に係る財源として、10目地域産業多角化推進基金繰入金につきましては、起業力耕上事業補助、起業支援等貸し付けに係る財源として、11目教育施設整備基金繰入金につきましては、穂別中学校屋上防水改修工事の財源として追加するものでござい

す。

20款の雑入の追加につきましては、恐竜プロジェクト事業における地域再生マネージャー事業に対し、ふるさと財団から助成を受けるものでございます。また、障害児通所給付費国保連負担金につきましては、穂別発達支援センター開設に伴い計上するものでございます。

21款町債につきましては、当初、臨時財政対策債と汐見共同井戸排水管整備事業債のみの計上でしたが、肉づけ予算として追加いたしました建設事業、消防負担金事業の財源としまして5億4,160万円を追加するものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書91ページをお開き願います。

第2条繰越明許費の追加についてでございますが、議案書95ページをお開きください。

第2表繰越明許費についてでございますが、これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。

事業内容につきましては、5款農林水産業費、3項水産業費の資源管理型漁業推進事業におけるししゃもふ化場整備計画について、翌年度に繰り越して執行を行う必要から繰越明許の手段を行うものでございます。

続きまして、議案書91ページにお戻りいただきまして、第3条債務負担行為の追加についてでございます。

議案書96ページをお開き願います。

第3表債務負担行為についてでございますが、先ほど9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の小学校情報教育推進事業及び3項中学校費、2目教育振興費の中学校情報教育推進事業で御説明申し上げたところでございますが、北海道市町村備荒資金組合事業を利用しまして、鵠川地区の各小中学校におきましてコンピューターを整備するもので、平成35年度までの6カ年にまたがる事業となりますことから、限度額を取得価格及びその利子相当額と定めて債務負担行為をするものでございます。なお、限度額につきましては、事業費が定まり次第、限度額を明示いたしまして、債務負担行為の補正とすることとしておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

議案書91ページへお戻りいただきまして、第4条地方債の補正でございます。

歳入でも触れさせていただきましたが、肉づけ予算の財源としまして5億4,160万円を追加するもので、内容につきましては、議案書97ページ、98ページの第4表地方債補正に掲載されております18事業でございます。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明に移らせていただきます。

議案書99ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第1号）及び直診勘定補正予算（第1号）でございまして、第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ482万円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,170万円とするものです。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ941万1,000円を追加し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,565万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきましては、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書（保険事業勘定補正予算 第1号）で御説明を申し上げます。

3ページの歳出から御説明申し上げます。

5款1項1目、事業番号20237-01、特定健康診査事業359万6,000円の追加につきましては、特定健康診査受診率の向上を目指し、受診勧奨等の取り組みを行うものでございます。また、外部講師招聘により、重症化予防、医療適正化対策に取り組むものでございます。別冊の議案説明資料97ページに特定健康診査等未受診者対策事業の概要をまとめておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

7款1項5目、事業番号20275-01、負担金等償還金14万4,000円の追加につきましては、平成29年度国民健康保険制度関係準備事業費構築事業費確定に伴う返還金を計上するものでございます。

2項1目、事業番号20295-01、他会計繰出金108万円の追加につきましては、診療所施設整備における調整交付金を計上するものでございます。

財源につきましては、2ページ、歳入をごらんください。

3款道支出金の保険給付費等交付金467万6,000円の追加につきましては、保健指導事業及び診療所施設整備に係る調整交付金でございます。

6款は繰越金で、14万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書（直診勘定補正予算 第1号）で御説明いたします。

3ページの歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目、事業番号120010-02、診療所施設維持管理費114万9,000円の追加につきましては、ペレットボイラーに係る修繕費及び法改正に伴い、毎年実施となった防火設備等の点検調査報告に要する経費を計上するものでございます。

2款1項1目、事業番号120050-02、医業費用826万2,000円の追加につきましては、診療機器としまして、超音波画像診断装置及び除細動器の更新を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。2ページをごらんください。

3款の他会計繰入金231万1,000円の追加につきましては、収支調整の補填財源としまして、一般会計から繰り入れるもの及び診療所施設整備に係る調整交付金としまして、保険事業勘定より繰り入れるものでございます。

6款の病院事業債710万円の追加につきましては、診療機器の更新に係る財源でございます。

議案書99ページへお戻り願います。

第3条地方債の補正でございます。

直診勘定の歳入でも触れさせていただきましたが、肉づけ予算の財源といたしまして710万円を追加するもので、内容につきましては議案書102ページ、第3表地方債に掲載のとおりでございます。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書103ページをお開きください。

議案第39号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,604万7,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の3ページをお開きください。

1款1項1目、事業番号50010-01、介護保険一般事務168万9,000円の追加につきましては、法改正に伴う介護保険システムの改修等に係る経費を計上するものでございます。

4款3項3目、事業番号50133-01、生活支援体制整備事業500万円の追加につきましては、生活支援ボランティアポイント事業に係る関連経費を計上するものでございます。別冊の議案説明資料の99ページに事業内容をまとめております。後ほど、失礼いたしました。金額の

訂正させていただきます。50万円の追加につきましてはとなります。50万円の追加につきましては、生活支援ボランティアの事業に係る関連経費としてございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。2ページをごらんください。

1款介護保険料の10万9,000円の追加につきましては、生活支援ボランティアポイント事業に係る保険料収入として計上するものでございます。

3款国庫支出金99万4,000円の追加につきましては、生活支援ボランティアポイント事業及び法改正に伴う介護保険システム改修分の財源とするものでございます。

5款道支出金9万8,000円の追加につきましては、生活支援ボランティアポイント事業の財源とするものでございます。

7款繰入金の98万8,000円の追加につきましては、システム改修及び生活支援ボランティアポイント事業の財源として、一般会計より繰り入れるものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書105ページをお開き願います。

議案第40号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町上水道事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ177万7,000円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について、水道事業で1,500万円、簡易水道等事業で7,460万円を追加し、資本的収入では、簡易水道等事業で国庫補助金2,212万円、企業債3,480万円を追加し、水道事業は当年度分消費税調整額及び内部留保資金で、簡易水道等事業は当年度分消費税調整額、内部留保資金及び繰越利益剰余金500万円により、収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明の都合上、1ページの水道等事業収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、2款簡易水道等事業費用の資産整備に係る除却費を計上するものでございまして、これに伴いまして、収益的収入で、一般会計から補助金及び資産整備に係る減価償却戻入により177万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、3ページにお進みいただきまして、上段の水道事業資本的支出につきましては、道道鶴川停車場線、道道千歳鶴川線、国道235号線横断管更新調査実施設計及び田浦2号配水管更新工事、田浦二宮6線配水管更新工事により1,500万円の追加、下段の簡易水道

等事業資本的支出につきましては、穂別総合支所における公用車更新、穂別地区第6次拡張に伴う機器更新、簡易水道設備改修、配水管更新実施設計により7,460万円の追加とするものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、2ページをごらんいただきまして、簡易水道等事業資本的収入の国庫補助金で2,212万円及び企業債で3,480万円追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、106ページ、第4条の他会計からの補助、企業債及び利益剰余金の処分につきましては、先ほど御説明した内容となっております。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書107ページをお開きください。

議案第41号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出について、公共下水道事業で660万円を、農業集落排水事業で1,650万円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について、公共下水道事業で6,427万8,000円、農業集落排水事業で37万4,000円を追加し、資本的収入では、公共下水道事業で企業債2,880万円、国庫補助金3,520万円を追加し、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、当年度分消費税調整額及び内部留保資金により収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明の都合上、2ページの下水道等事業収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、1款公共下水道事業費用は、施設の更新等に必要なストックマネジメント計画策定費用としまして660万円を計上するものでございまして、2款農業集落排水事業費用は、機能強化事業計画策定業務及び最適化構想機能診断に係る費用としまして1,650万円を計上するものでございます。

1ページをごらんいただきまして、収益的収入におきましては、ともに一般会計補助金及び国庫補助金にて増額するもので、公共下水道事業で660万円、農業集落排水事業で1,650万円の計上となっております。

続きまして、4ページにお進みいただきまして、上段の公共下水道事業資本的支出につきましては、長期借入債の利率見直しに係る償還元金の増加、下水処理場の長寿命化に係る工事委託及び備品購入により6,427万8,000円の追加、下段の農業集落排水事業資本的支出につきましては、長期借入債の利率見直しに係る償還元金の増加及び備品購入により37万4,000

円の追加をするものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページをごらんいただきまして、公共下水道事業資本的収入の企業債で2,880万円及び国庫補助金で3,520万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、108ページの第4条につきましては、企業債限度額の補正、第5条につきましては、他会計からの繰入金を補正するものであります。

第9条では、債務負担行為についての規定を追加するものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書109ページをお開きください。

議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出から、それぞれ138万8,000円を減額するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について6,766万8,000円を追加し、資本的収入では、一般会計出資金3,030万9,000円を追加し、内部留保資金により収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明の都合上、1ページ下段の収益的支出から御説明させていただきます。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費138万8,000円の減につきましては、長期借入債の利率変更に伴う利息の減額でございまして、これに伴いまして、収益的収入で一般会計からの補助金を減額するものでございます。

続きまして、2ページにお進みいただき、中段からの資本的支出につきましては、1款1項1目企業債償還金につきましては、長期借入債の利率変更に伴い元金が増加したことにより、66万8,000円を追加するものでございます。

1款2項1目土地購入費につきましては、鶴川厚生病院の底地を購入するため、6,700万円を追加するものでございます。

これに対する資本的収入につきましては、一般会計出資金3,030万9,000円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、110ページの第4条につきましては、他会計繰入金の補正となっております。

以上で議案第37号から第42号までを一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 室内の気温が上がっていますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3歳出の6ページから9ページまでの2款総務費について質疑はありませんか。

〔「もう一回」「私も」「何ページ」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） もう一回。

議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3歳出の6ページから9ページまでの2款総務費について質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 一般会計補正予算の9目、ページ数でいきますと7ページですけれども、コードが260、町づくり推進事業についてお尋ねしますけれども、これに作成委託料460万というふうに計上されておりますが、この内容について調べてみますと、第1次総合計画に基づいた第2次計画だと思うんですけれども、まずその第1次と第2次の関連性というか整合性といえますか、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 事業番号260番の町づくり推進事業の関係についてお答えをしたいと思います。

総合計画におけますまちづくり計画第1次の計画が合併以降、平成32年度で一旦終了することになってございます。第2次の計画については33年度以降、10年間ということで計画を策定して予定をしているところでございます。

この計画の策定に当たりまして、町民に対するアンケート調査等を行うという経費で460万、480万ですか、460万ですね、大変失礼しました、計上しているところでございます。今後、まちづくり計画委員会の中で、このアンケート調査の項目等々を案件としてかけていき

ながら、ことしの秋口ぐらいにはアンケート調査をかけていきたいということで、最終的にはアンケート調査の結果を成果品として上げていながら、その結果に基づいて、今後のまちづくり計画というものを策定していきたいというふうに考えている経緯でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 大体見当はつくんですけれども、その何を委託するのかと、今、説明によりますと町民のアンケートですか、そういうものを集計するのか集約をして、その内容を業者に委託するんですか。それとも、白紙ってちょっと大げさですけれども、大体何もないところで、うちの町はどうしたらいいんでしょうかということとあわせてやるんでしょうか。その辺どういうスタンスで委託に出すんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） アンケート調査の項目につきましては、白紙で出すわけではなくて、今後のまちづくりにおいて何が重要なのかというふうなところを町民の意向調査をかけるということでございますので、これまでのまちづくりの施策に対する満足度であるとか、これから行うまちづくりに当たって、必要な項目としてどういうものがあるのかとか、ああいうところをまちづくり委員会で十分にもんでいただいて、その項目を反映をさせた形の中でのアンケートということになろうかと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑は、12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 今の説明では、町民の……

〔「マイクをお願いします」と言う人あり〕

○12番（中島 勲君） 今の説明では、町民の方々の意見を取り入れながらということですが、それでも、それで新たに、新たにむかわの町、これ業者から言わせるとですよ、あなたの町はこういう特色あると、こういう資源があると、だからこういう方向がいいんですよということはどうなんでしょう。私は、そういう方向が半分、町民の意見を半分ぐらいにして、なるべく前向きな将来的なものを描いたほうがいいと思うんですけれども、この辺についてはどうお考えですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 計画策定はちょっとまた別になるんですけれども、例えば保

除医療だとか、少子化対策というふうなことで、きのうも随分議論をいただきましたけれども人口減の問題、こういったところにもどういうふうにしていくのか、あるいはまちづくり、都市づくりという観点でどういう点があるのか、あるいは教育、それから産業といったような項目について、細部にわたっていろんな意見を取り入れていきたいという考え方で進めていきたいというふうに思っておりますので、その辺をまちづくり計画委員会のほうで、内容についてもんでいただくということでございますので、ちょっと言葉足らずだったかもわかりませんが、そういった項目を細部にわたって調査をかけていながら、また町民の方々の特徴的な意見も取り入れるということになろうかと思います。この意見を取り入れた形の中で、総合計画に向けての策定に当たっていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑、5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの274の恐竜プロジェクト事業についてと、9ページの410の四季の館管理運営事務について伺います。

274の恐竜プロジェクト事業の説明資料があるのですが、新聞報道等で、どういう例えば大学と協定を結ぶとか、いろんなことは聞いておりましたけれども、一つ一つのことが具体的によくわからないので、ここに説明されているいろんな事業について、お話ししていただけたところまでお話ししていただきたいです。具体的な内容について。

それから、四季の館の管理運営なんですけど、26年以降ということで5年目、それで、26年のころに、大体5年間で約総額2億円になる、四季の館の修繕含めて予定しているというふうな答弁を私は記憶しているんですけども、この5年目に当たるわけですけども、次々使っていくといろんなところが悪くなってくるとは思うんですけども、当初予定していた、この5年間で予定されていた、当初予定されていた修繕含めて終わるのかどうか。その辺の今後の見通しも含めて伺います。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、私のほうから、最初の恐竜プロジェクトに関しての御質問にお答えしたいと思います。

皆さんお手元に議案37号資料というのをもって、その内容をできれば細かくということだと思いますので、お答えしていきたいと思います。

まず、地域再生マネージャー事業でございますけれども、そもそもの恐竜ワールド構想推進計画というものがこの根底にありまして、その細かな内容をどのように広く展開しながら、

むかわ町全体のものとしていくかというのが、この第1点でございまして、たまたま国で進めているこの地域再生マネージャー事業という事業がそれに合致していると、こういった内容で取り組んでおります。

このマネージャー事業なんですけれども、実はマネージャーというのが国から指定されておりまして、ふるさと財団から、すみません、指定されておりまして、その財団が指定する方をお招きしながら、その方の指導のもとに広く展開していくという事業になってございます。

その1つの中に、地域資源を活用した「オールむかわ」の産業振興ということがありまして、この産業をどのように進めていくか、そういったところもこの外部の専門家という方がいらっしゃるんですが、その方が実際に地域に入ってきて、地域資源だとか、あとはそういった人がどのような行動をしていくのか、そういった外部指導者の方のお話を聞きながら、地域のものとして展開していきたい。この中心となっていくのが今、観光協会さんとタッグを組んで進めていこうかというふうに考えてございます。

続きまして、2番目の交流人口、関係人口拡大に向けた受け入れ環境整備でございますが、今のお話と若干ダブっていくんですけれども、結局、多くの方がこの町に入ってきて、もしくは町と連携した方、関係を築いていくといったときに、その受け入れをどのようにやっていくか、また誰がやっていくのか。この事業は、結果的にその最終、事業3年間あるんですけれども、その3年後にその母体となる組織がどこになるのかというところもしっかりと見きわめながら、そこの構築に向けていくというのがこの2つ目でございます。

3つ目の案内ガイド、体験指導者等の人材育成なんですけれども、町の案内ガイド、今はガイドというと地球体験館のサイエンスガイドを思い出すのかもしれませんが、町なかガイド、そして博物館のガイド、そして発掘地のガイド、それぞれが特色あるこのむかわとしてのガイディングをしっかりとできるような、そういった人材育成もこの事業を活用してやっていきたいという内容でございまして、そこには発掘体験も全てが学芸員がその場に行くということになりますと、博物館が空になってしまいますので、そういった人材も育成していこうというのがこの事業でございます。

4つ目の情報発信、プロモーションの手法の検討ということで、昨日も一般質問の答弁をさせていただきましたけれども、こちらのほうについてはSNS、こういったものを活用した事業展開をしながら情報発信に努めたいという内容でございます。

5番目の「むかわ竜」の町民限定公開事業なんですけれども、まだ時期は決定はしていな

いんですけれども、むかわ竜がことし、今年度中にレプリカが作製されます。これまで皆さんにお示ししているのは、化石を並べた平面の上での公開だったんですが、実際に立てた形、立った形での骨格標本を皆様にお見せしたい、こういった事業を展開をしていきたいと考えてございます。

6番目の町民機運の醸成に向けた講演会、セミナーの開催なんですが、実はここが一番金額は多いんですけれども、先ほど言った先生方については、外部指導の講師につきましては、何もガイドや我々だけの講演ではなくて、町民全体を対象にした事業も考えております。これまでの普及講演会でやっていた博物館の小林先生を初め、佐藤先生、そのほか町にかわりのある化石の関係者、またはそれに付随する関連事業者の方、こういった方を町にお招きして、ぜひ皆様とも機運の醸成を高めていきたいというふうに考えてございます。

一方、(2)の恐竜化石を核とした広域連携事業でございますが、これはここに書かれているとおり、それぞれこの間の連携した取り組みを進めております。そういったところに今後もさらに情報共有、そして例えば博物館であれば、お互いの化石の交換の交流、または今、留学といって人的交流も進めておりますけれども、そういったところをしっかりと足並みをそろえていけるような、そういった対応をしていきたいというふうに考えてございます。

ちょっと少し早口で大変申しわけございませんが、今ここに書いてある事業の内容としては、そういったことを検討しながら、この年度内にまず1年目の事業として取り組んでいきたいと考えてございます。

私からは以上です。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、私のほうからは、四季の館の計画修繕に関する件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

四季の館の計画修繕につきましては、ことし最終年という形になりますが、各設備における予想以上の老朽化の進行ですとか、泉質の影響によるカタログスペックどおりの耐用年数を保持できないなどの問題や突発的な故障など複合的な要因により、計画にない修繕が必要になったことなどにより、追加修繕ですとか計画の前倒しなど一部変更を余儀なくはされましたが、おおむね必要な修繕を行うことができたと考えております。

平成31年度以降につきましては、新たに必要とされます計画修繕について、改めて内容を精査した上で優先順位を決めて、各年度にバランスよく配置していきたいと考えております。特に、施設の運営及び営業に支障を来さないということを最も重要な視点として計画修繕を

進めていきたいと考えております。特に、今後重要になってくると考えられますのは、地下ビットの関係の配管関係、それと外壁のシーリング、外壁自体はそれほど劣化はしていませんが、結局つなぎ目の部分のシーリングが、やはり20年たってしまうとやはり劣化してきているということありますので、そういったことが雨漏り等の原因になってくると考えられますので、そういった部分を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 恐竜ワールド構想のことなんですが、この事業の概要が出ているんですけども、年度当初予算の説明ではありませんので、具体的な事業ごとの金額が出ていませんよね。そうすると、今、説明をいただきましたけれども、どれほどの、例えば1の恐竜化石を生かしたまちづくりの推進事業で、結局（1）であれば1,000万を超える予算になりますよね。そうすると、これどの事業にどのぐらいのお金がかかってというあたりは、お話を聞いただけでは私にはさっぱりわからないんです、1度聞いただけですから。

ですから、このそれぞれの、例えばふるさと財団からの派遣を必ず受けなければならない。じゃ、この方は、どんな仕事をしてどれだけの報酬をこちらが払わなければならないとかで、払わなくていいのとか払うの、払うとか、その辺なんかも全然これだけではわかりませんので、できれば詳細な金額を書いた資料をちゃんと出していただきたいんですが。

議長、提出、聞くだけじゃなくて出していただきたいんですけれども、具体的な金額を書いた資料。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 今回の恐竜プロジェクト事業の大きな事業の1つであります地域再生マネージャー事業、これは議案説明資料の89ページの（1）に記載されておりますが、今年度の事業は、大きく分けると2つの事業だろうと思っております。

その1つは、博物館周辺エリア再整備基本計画、いわゆる博物館を整備するという取り組みが1つ。それは、恐竜ワールド構想の中の第1段階の取り組みとして、拠点をまずしっかりと整備しようという発想のもと進めている事業が1つです。

もう一つは、いわゆるソフト事業、推進計画上さまざまな推進計画項目がありますが、それらを具体策として検討をしていくソフト事業として、この地域再生マネージャー事業を活用して展開をしていこうというものでありまして、一般財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団と言いますが、そこの助成事業を活用します。事業費総額で1,161万1,000円を見

ておりまして、助成率は3分の2以内、700万円以内というような基準のもと、それを活用していきたいと思っていますところでは。

具体的な部分では、事業費との事業費別の項目については、また担当の者ほか説明をしますが、いわゆる町全体をステージにした展開をしていくというようなお話を以前からしているのですけれども、町全体をステージにした展開って何なんだという部分があるんで、その辺を少しお話をしていきたいなと思っていますが、まず1つは、着地型旅行ツアーといったものを、やはりモニターツアーも含めてしっかりと、しっかりとつくってきたい。恐竜を核とした旅行ツアーというものがどういうふうに展開できるのか、また、その受け入れ団体というのは、どういう形で町内でその受け入れ団体を整備していくのか。3年間の継続事業ですので、3年かけてしっかりとその辺を構築していきたい、持続可能な団体をつくってきたいというものも入っております。

さらに、桐生大学との地域連携協定のもと、アートとデザインを活用した取り組みという話もしておりますが、そういった形で造形デザイン、造形やデザインの力で、恐竜関連のグッズ商品の開発、またその開発をすべき拠点みたいなものが将来考えていきたいと。アート拠点と言いましょ、そういう創造する方々が集まるような集えるような開発拠点みたいなものを、今後見越して見通しながら、その辺もちょっとしてやっていきたいなと。それを鶴川につくるのか穂別につくるのか、これからなんですけれども、バランスのよい事業展開をという部分で考えております。

また、起業力耕上の推進補助金が既存でありますけれども、そういったものを活用して商品開発を考える起業家と言われる、産業おこしと言いましょ、起業家の方々の支援というものを、このソフト事業を活用しながら進めていきたいというふうなことを考えているところでございます。

そのほかにも、いろいろ事業は進むのですが、大きくこの「オールむかわ」の産業振興と言ったのは、今言ったお話になるのかなと思っています。

また具体的な部分については、担当のほうからお話をさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 先ほどお話ありました細部について、もう少しお話をしていきたいと思います。ちょっと皆様のお手元にあります予算書、補正予算の第1号に関する説明書の7ページから8ページに及ぶ項目、若干これに沿ってはいないんですが、話としては私が今言うほうがきっとわかりやすいと思うので、そちらのほうで説明していき

いと思います。

まず、先ほどお話ししました人材育成等に係る、いわゆる講演会関係についての費用でございます。講演会につきましては、報償金、そして旅費、そして消耗品というふうに分かれるんですけれども、その総額が205万3,000円になります。

さらに、講演会のPR用のチラシ、これは印刷製本費、そしてチラシを新聞折り込みなどに入れる手数料から成りますけれども、その総額が32万4,000円。

続きまして、先ほどお話ししましたむかわ竜の一般公開でございます。こちらに係る費用、別の場所、今つくっている場所ではなくて違う場所に持っていくということで、その移動費の費用で54万7,000円。

観光ニーズ調査というのがやるんですが、こちらにつきましては、先ほどの商工観光グループのところが重なるのかもしれませんが、ここに70万円。

さらに、マネージャー事業、こちらのほうは先ほどお話ししたとおり、これは委託事業になりますので、そのマネージャーの企業のほうに736万円となります。

この以上で、1,106、1,100万、1,120、106、1,016万円ぐらいになろうかと思います。

なお、マネージャー事業の736万円にもそれぞれ内訳がございますが、これを全部言っていくとえらい時間がかかりますが、こちらのモニターツアーでお願いするのが、この、すみません、再生マネージャー事業の委託でお願いするのが、モニターツアーに関する経費、新商品の開発に係る費用プラスそれに係るライセンスと言って、商品の保護をするためのもの、そしてガイドをするときのガイドングについては、それぞれシナリオをつくっております。そういったものの委託費、それとワークショップ、これらの費用と人件費合わせて736万円となっております。内訳については、また機会がありましたらというふうにしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 機会があったらそのうちにじゃなくて、予算審議なんだから、今。

この、こういう細かなことを、ただ何かよくわからないで、まあ推進しているからやりましょうって、みんなはオーケーしてくれるだろうと思っているのかもしれないけれども、そういう問題ではない、でしょう。言い方おかしいもの、だって。だから、ただざくっと、こういうことをやりますから、やりますから合計でこれだけかかりますから通してくださいっておっしゃっているんですよ。そういうものじゃないでしょう、実際に。だから、きちんと、この部分には幾らかかって、そしてこの事業は必要なことだから提案しているんでしょうか

ら、きちんと数字を出して、みんなに議論できる材料を出すというのが本当じゃないんですか。それを何か隠しているみたいに思われますよ。隠しているわけじゃないでしょう。隠さず、包み隠さず全部、このマネージャー事業というのが736万円もどうしてかかるのかとか、それを納得してもらわなきゃいけないわけだから、ペーパーを出してって私は言っているんです。それも出さないで、ただこうでございますからって、そのうち出しますなんてものじゃないでしょう。おかしいでしょう。だから、できているんだから、出せばいいんじゃないんですか。

議長、資料請求。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 今、担当のほうからお話しした委託料にかかる736万、これはいわゆる支援業務委託料、地域再生マネージャー事業のかなり大きな割合を占める部分なんですけれども、これは一旦マネージャーを統括する事業体に委託をする予定であります。その736万の委託をもって大きく事業は進むということでもありますので、それ以外にも地域再生マネージャー事業としては、一部ほかの品目でも使っておりますが、大きく……

〔「待って、振られたってだめなんだから。ちょっと、ちょっともう一回、ちょっともう一回だけ言わせて」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 休憩します。

〔「休憩」「答弁調整しないと」「だって、委託する……委託するって初めて言っているんだよ、今をもって。例えば、委託するなら委託するって最後に……違うだろ」「議長、10分くらいか」「待って」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため休憩します。

再開は14時34分。

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 何だこれ。

〔「今、今です」「今、35分」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） そうだべ。何分。

〔「50分」「50分にしようか」「50分」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 再開は14時50分。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 3時12分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど皆さんのお手元に差し替え資料を提出させていただいております。

ほかに質疑ありませんか。

中身の説明ありますか。

資料についての説明を加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ありがとうございます。冒頭に、先ほど不適切な発言があったことをおわび申し上げます。

皆さんのお手元に改めて資料を配付させていただきました。

（１）の地域再生マネジャー事業1,050万6,000円の内訳を記載させていただいております。1番の地域資源を活用した「オールむかわ」の産業振興で568万5,000円、2番目の交流人口・関係人口拡大に向けた受け入れ環境整備で65万円、案内ガイド・体験指導者等の人材育成事業で150万円、4番目の情報発信・プロモーション手法の検討で57万1,000円、5番目、「むかわ竜」町民限定公開事業で50万円、6番目、町民の機運醸成に向けた講演会・セミナー等の開催160万円、そして（２）の広域連携事業で110万5,000円、総額1,161万1,000円の内訳となっております。こちらのほうの金額から、ふるさと財団のほうから670万円が助成金として入るという内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 総務費の中の事業番号90の00、これもいつも言っているんですけども、公式ウェブサイトのリニューアルということ、更新作業ということで先ほど説明受けたんですけども、他町と比較したことありますか、金額的に。今回で、更新で三百万ちょいですけれども、これ何回も言っているんですけども、その辺他町村、例えば近隣で付き合いというか、比較的似たような規模の町と一旦比較されたことあるのかなと。そこだけちょっと伺いたい。

それと、273番の00ですけれども、まちづくり耕上促進事業ですけれども、今日か昨日か、

町長のほうからか誰からか出たんですけれども、実績としてこういうものがありますよということだったんですけれども、これ実績、公表することは可能ですか。例えば、いつも口頭で聞いているんで書き取れないんです、何をやっているのか。せつかくそこまで何年かかけてやってきたことなので、現状としてこういうものにありますよ、こういう状況にありますよということをぜひ公表していただきたいと思うんですが、その辺について伺いたい。

それと、事業番号が410の00、四季の館の管理の関係ですけれども、これも毎年言っていて、ちょっとことしその中に、説明資料の90ページの下のほうに、契約までの流れとして今回手順まで書いていただいたので少し見えてくるようにはなったんですけれども、これ修繕費に関して、指定管理者が結局見積もり合わせを行うというような手法をとっているんですけれども、ここにまで町、実際は建物は町のものですから、やはりもうちょっと踏み込んで、指定管理者にここを完全に任せてしまう、完全に信頼するのは間違いないんですけれども、間違いが起こる可能性を残して事業をこうやって委託してしまっているものかどうか。やはりそこはもう少し一步踏み込んで、町が関与して見積もり合わせを実施するという方向に持っていかなければならないんでないかなというふうに思うんですが、その辺考え方あれば伺いたい。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 情報管理費の情報管理一般事務の関係でお答えしたいと思います。

以前、野田議員が質問したときに、一度厚真町と安平町と比べたことはあるそうですけれども、システムの中身が全然違いますので、一概に高い、安いというのは言えないということになったそうです。

今見ているのは、他市町村と中身がどうなのかというところはちょっと見ていまして、情報量としては余り変わらないんですけれども、どちらかといううちのホームページはグループごとというか、行政のところにはぶら下がっていることが多くて、生活部分のところから入っていくようなほうがちょっと薄いというか、入りづらいところがありますので、その辺含めて改修をしたいなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、まちづくり耕上促進事業の公表の関係についてお答えをしたいと思います。

これまで取り組んでいる実績ということで、昨日町長のほうからも一般質問に答える形で

答弁しておりますけれども、この内容については今後、広報等でこういった事業に取り組まれているのかというような中身をやはり公表していく必要があるだろうというふうに考えておりますので、広報で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、四季の館の修繕の関連についてお答えをさせていただきます。

見積もり合わせ等の部分につきましては、議員心配されているとおりのことも、可能性も少なからずあるという御指摘なんです、こちらではそういうことが万が一にもないように、一旦見積もり合わせの段階で、大きな修繕につきましては見積もり合わせをする業者の確認、そして完了後にどういう見積もり合わせの仕方をして、どういう契約をして、そして実際にどこの部分をどのように修繕したかというものを最終的に完了検査を町としてさせていただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ウェブサイトですけれども、でき上がったものをまだ何も見ていないのでああこうは言えない部分はあるんですけれども、いろんな町村のを仕事柄見ますけれども、やはり相当おくれた感じが、今はやりのという形がいいのかどうかというのは問題にしても、毎年のように更新料ということでシステムの保全料、保守料とか金額払っていますので、相当搾取されているような感じはします。

問題は、ほとんど何も手をつけないで保守料という形でお金払っているということだから、もっと安くできる方法があるんでないか。であれば、同じお金かけるのであれば、やはりもうちょっと前向きに改善してくれるような業者に行くよと。このままでいくとずっと縛られて、もう言い値のまま、そのまま結局はその業者と委託をかけていくしかなくなるので、やはりそこは競争させるという、競争の原理を働かせて、その業者だけ、もう一回決まったから次もここというような方法じゃなくて、恐らく仕事はやりたいところはたくさんありますから、よりよいところを選ぶという前提で今回のリニューアルということで、更新ということで、面倒かもしれませんが、その辺も含めて今後考えていく必要があると思うんですが、考え方をお伺ひしたいと思います。

それと、耕上に関しては広報で発表していただけるということなので、町民の皆さんにも、芽が出てきたのか、どう耕上されてきたのかがわかることが大変いいのかなと思っています

ので期待をしています。

それと、維持管理の関係ですけれども、言ったらきりがありませんけれども、極端な話ですけれども、万全の体制をとって、見積もり合わせ何社かした中でもランダムに1者取り除くよと。その中で見積もり合わせしてくれぐらいまでやると。一時ありました。そうすると、お互いにおかしなことが起きないということもあるので、そういったような手法というのは考えられないですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 情報発信といいますかウェブの関係でございますけれども、町長の施政方針の中でも、若手職員がプロモーションというところから考えていこうというところもきのうお話をさせていただいているところでございます。そういった中で、ことはちょっと無理かと思えますけれども、次年度以降にこういった形でやれるのかというところも含めて調査検討させていただいて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） ただいまの四季の館の修繕の執行に関する御質問にお答えさせていただきますと思ひます。

先ほど主幹のほうから申し上げたとおり、現時点で大きな修繕等に関しましては、業者の選定等の際に事前の確認等を行っているところでございます。先ほど御指摘のございましたランダムに業者をとという部分の検討の余地はあろうかと思ひますけれども、中には部材等で、設備等の関係で、特殊な部品に関してはそういった自由度のきかないところを選定せざるを得ないような状況もございますので、発注内容の仕様、そういったものに照らしながら、今後も適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほどの恐竜ワールドのこの修正をされたものなんですが、これでもう一回改めてはつきりさせたほうがいいんじゃないかと、予算の組み立て上。ということは、ここで、この金額で1,161万1,000円がこの内容だということはわかるんですけれども、だとすると、予算説明書における中とこの整合性はどうかという疑問が一つ出るんです。

ということは、例えばこの支援業務委託料736万円、これがどの部分になるのかというこ

とがこの中ではわかりません。どの部分が旅費になったり医療費になったりということになるのかという問題があります。これをどういうふうに整合性をとればいいのかということをしきっと説明する必要があるだろうと思います。ぜひお願いをしたいというのが一つです。今出なければ後段でもよろしいですが、それが一つです。

それから2つ目に、8ページの3100の地域協議会運営事務にかかわってお尋ねしたい。これは、今回の中では両地区の地域協議会の協議テーマに係る先進地視察費用ということなんですけれども、両地区で15万4,000円ということになると、これはどういうところへの研修ということになるのか。そもそもがこの協議会のもの、当初予算で見れば約40万、39万2,000円があって、これは何回会議をやるのかも示されていないんですけども、そういう状況の中で今回こういうのは、これは旅費だけの費用なのか。その場合に費用弁償等は、これはどうなるのか。そういう問題も出てくるかと思うんですけども、そこら辺のところを説明をいただきたい。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 先ほどの追加の資料の内容についてということでございます。760万円、実はこれを作成するときにそれぞれの1、3、4、6の内数の中に含まれておりまして、今は内数となっております。項目です。（1）の中で①がほぼこの主となっております、③④⑥、これらの内数となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 地域協議会の関係の部分についてお答えをしたいと思います。

両地区の協議会で共通のテーマということで、今かわまちづくりというのを一つテーマとして設けてございます。このテーマに沿った形の中でこれから調査研究をするということで、10名分両地区共通ということで一緒に視察をするということで、費用弁償については10名分1泊2日で見ている部分でございます。そして、また普通旅費というところでは、職員が随行するというところで3名分を見ているという内容でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ワールド構想のものについては、ちょっと今の説明でもなかなかわからないので、これは、きちっとそのところは予算説明書とこれが、中身が一致するような形にちゃんと整理していただきたいというのが一つです。

それから、地域協議会の問題ですけれども、かわまちづくりということでやるということ

なんですが、特に穂別地区の地域協議会には、私は、この恐竜問題の今にかかわる博物館エリア周辺等々にもかかわる問題なんかでも、これは地域の地元意見としてやっぱり出してもらうような、そういうことはこの地域協議会の中で大いに議論があつていいと思っているんです。そういうようなことは含まれていないのかというのが一つ。また、そういうことを行政側としても大いにやってほしいというふうに提起していく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、そのことが一つ。

それから、今のもので、10名分でいきますとどの辺のことを、そんな10名、それから職員入れて1泊2日で15万、どこへ行くのかという感じになるんですけども、そこら辺のところを大ざっぱでいいからもうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） まず、穂別地区の地域協議会においては、この恐竜の関係についても担当のほうから説明をされているところでもございます。そういう意味では今後、共通のテーマには今なっていませんけれども、地域協議会の中でも当然そういった話というのはこれからも研究テーマとなり得る事項ではないかというふうに考えてございます。

かわまちづくりの関係でございますけれども、先進地は1級河川でかわまちづくりに取り組んでいる市町村はございますので、近くでは隣、平取町が先進でございますけれども、空知管内のほうも取り組んでいるということでございますから、まだ候補地については定めていませんけれども、そういったところを見に行つて、わが町として下流、上流含めて何ができるのかというところをこれから研究テーマとして開放しながら計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 今回の補正予算、事業番号274番、恐竜プロジェクト事業について、予算の整合性がしっかりと保てるよう、担保できるよう今後進めていきたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ございませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） ページ数は6ページの一般管理費の中で、これ総合支所だと思いますが、ペレットストーブの更新ということで49万2,000円出ているんですが、このペレットストーブというのは耐用年数が何年あつて更新をしなければならないのか。このあたり、そういう耐用年数というのをきちつとしていないと、どうも余り評判のよくないストーブというふうに、一般の今の集落センター等でも非常に使われてはいるんですが、ほとんど使われ

ていないという状況なんです。これらについて、これを今期に支所が今回入れかえなければならないというふうな状況になっておるようですけれども、これらの耐用年数だとか、そういうものについての答えをいただきたいと思いますが。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 私のほうから、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

現在支所のほうに設置しておりますペレットストーブにつきましては、初年度設置購入したのが平成19年でございます。それから10年が経過しまして、耐用年数が10年ぐらいということで我々見てございまして、その後昨年、平成29年、一応計画的に1台ないし2台の更新をしていくということで計画もつくって対応しています。ことしについては2年目の1台更新という形になってございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 同じく事業番号400の00、町民会館等の管理運営事務、ここでお伺いをしたいと思います。

ちょうどこの中にふれあい町民会館出ていましたので予算ついたのかなと思いましたが、ちょっと中身が違ったものですからお伺いしたいんですけれども、この2月の葬儀に行ったときに、ふれあい会館の畳がささくれていて喪服にびっしりつくというような状況で、これは管理人を通して行政のほうに要望したほうがいいんじゃないだろうかという、そういう話が実はあったものですから、こういった会館等の問題があったとき、そういった問題があったときにはどのような手順で管理人と契約しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 町民会館また生活館等全て含めるんですけれども、定期的に報告等を上げてもらうときに、そういう問題については一緒に言ってもらっている部分もありますが、緊急を要するような場合等もこれまでもあります。そういう部分につきましては、管理人のほうと担当のほうで話し合っただけ対応をできるだけするようにしているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、ふれあい会館の場合に、管理人のほうから恐らく伝わって

いないんじゃないかと思うんですけども、その辺ちょっと一回確認をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、9ページから13ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 12ページの925、こども園の運営支援事業と950の2の発達支援センター事業について伺います。

こども園はひかり認定こども園だと思うんですけども、あの建物は無償譲渡をしている建物です。それで、こういう屋根、雨漏りの2分の1補助ということになったと思うんですけども、この考え方です。今後、やはりあの建物は大変古い建物ですから、非常に次々といろんなことが出てくるのではないかというふうに私は心配しているんですけども、この場合の今後も含めての基本的な考え方というのをどんなふうに思っていらっしゃるのか伺います。

それから、発達支援センター事業の中で作業療法士さんを配置するということで、嘱託職員報酬を見ましたら20万ということで、そう多くはないんですけども、例えばどういった間隔でいらっしゃるのか。その辺も含めて、どこからどういった形で派遣されるのかを含めて伺います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 1点目のこども園の施設の関係についてお答えをいたします。

こども園につきましては、もともと町立のひかり保育園ということで、そこから学校法人のほうに移管をされている。そのときに、建物につきましては町の施設を法人のほうに譲渡をしているということでございます。運営に当たっては必要な修繕等を当時行っております。

今回の修繕につきましては、雨漏りがということで、屋根の部分での雨漏りがあったということで、一部ふきかえということです。これにつきましては、過去にもこういうことはあったんですが、なかなか場所が特定をできなかったということもございました。こども園の法人のほうから一定程度、法人のほうでこれまで雨漏りの箇所等も調査した中である程度特定もされるということもありまして、修繕に当たって町のほうからの助成を、補助をお願い

したいという御相談がございました。

そういった中では、基本的には修繕につきましては法人のほうでというスタンスがございました。将来的には改築ということもありますけれども、まだ当面その辺は今後の課題ということでございますので、まずは施設を今後維持していくという最低限必要な中で雨漏りの修繕について町の助成ということで、今回当時できなかった部分がございますので、そういった中で2分の1を助成していくという考えでございます。基本は法人のほうで今後は当面維持をしていって、将来的な改築に向けた段階ではそれぞれまた協議をしていくという考えでございます。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 2点目の発達支援センターの関係について、私のほうから回答したいと思います。

まず、嘱託職員の報酬の部分につきましては、医療職といいますか専門職の町で定めております単価から積算した中身になってございます。それから、どこから人材を求めるのかということでございますけれども、現在町内でこういう療育に携わっている、そういう方を募集をかけて、そして作業療法士として雇用していくというようなことで考えてございます。嘱託職員ですので、毎日こちらの施設のほうに配置をして携わっていくというような形で考えてございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） こども園の運営支援のことですけれども、雨漏りということで、町立のひかり保育園時代から、雨漏りなかなか見つからないというのは私もよくわかりますけれども、そういう経過があつて特別な措置だったということでよろしいんですね。

結局、民間の、なければならぬ必要な認定こども園ですから、運営にこちらがいろいろ配慮していくというのは当然のことなんですけれども、無償で移譲したそういう建物のこういう修繕にお金を出していくということは、やはりそういう説明をきちんとしていかなきゃならないわけですから、今回は特別なことだったということで押さえておいてよろしいということですね。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今お話あったとおり、今回につきましては、これまでの経過含めてこういう対応をするということの考えでございます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 当時、学校法人に施設を無償譲渡するということに、ふぐあい箇所については直して健全な状態で引き渡すという約束のもと引き渡しているという経過があるということで、その時点で雨漏りのふぐあい箇所については直し切れなかったといったところで、今回、今言われたように特例的な措置として2分の1を町の責任として今回負担したということでございます。通常の維持管理に必要な補修については、当然ながら学校法人のほうでやっていただくということになろうかと思います。

ただ、今後これは大規模修繕といいますか、建てかえ等の計画が出てきたときに果たして法人だけでできるのかどうかという問題も含めまして、そういった大規模なときには町としても考えていかなきゃならないときが来るのかなというふうにも思っておりますので、通常の維持管理という中では、今回が特別というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、13ページから19ページまでの5款農林水産業費、6款商工費までについて質疑ありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） ちょっと読み取れないので確認したいと思いますが、15ページの1320の集落センターの関係なんですけれども、駐車場の整備に117万8,000円ということで、それと予算の概要書を見ますと、集落センターの4施設の玄関スロープ、これとそれから室内段差解消補修ということで185万6,000円示されているんですけれども、こちらの関係では駐車場は117万8,000円なんですけれども、それに付随した整備工事が31万、そして施設用備品費で243万8,000円になっています。スロープの関係と段差の解消は備品という内容になっているのか。段差の解消は何か物を置いて、解消するための移動式のものなのかどうかというのを、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

予算上では備品、それから駐車場整備というふうに分かれておりまして、まず駐車場整備につきましては、川東第一集落センターの駐車場整備に係る工事費として計上しているところでございます。

それから、施設用備品費、こちらにつきましてはスロープの予算ということで、既製品の

スロープとしまして154万6,000円を見込んでおりまして、このスロープにつきましては、正面玄関のところにつきましては既製品の移動可能なスロープということで、室外につきましては固定式のものを考えてございます。

また、備品費につきましては、ストーブのほうの購入予定を考えておりまして、備品のストーブに89万2,000円、合計で施設用備品費として243万8,000円を計上しているものでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 16ページ、事業番号1410-00、鳥獣対策事業なんですけれども、これは林業の部分でありますけれども、山の隣に畑がございますので、この事業補助金等をどういう形でやっていくのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 鳥獣対策につきましてお答えしたいと思います。

昨日の一般質問の答弁の中でもお答えしましたように、町としましてはこれまで鹿の侵入防止、また捕獲活動の2点柱を基本として取り組みを行ってきているところであります。東議員からも御指摘ありましたように、鹿の侵入防止策につきましては一定の成果を上げているというふうに考えてはいるところであります。ただ、国としましては、数を減らさないと農業被害等も減少しないということで、捕獲を平成25年度以降推進してきているところであります。

むかわ町としましては、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、捕獲活動の経費に対しましてこれまで猟友会と連携を図りながら取り組みを進めてきているところであります。今回の補正につきましても、引き続き捕獲活動の経費に対して支援をする予定で考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 了解をいたしました。

次に、18ページでございます。事業番号が1460-00の中だと思っておりますが、17ページからの続きで、次の18ページに実施設計委託料ということで、ししゃものふ化場の実施計画を進めているということで、これ2年間の実施設計で3,163万4,000円ということでございますけれども、別資料を見ましたら、ししゃもふ化場の概要で、事業費の概要で総額で約4億

5,000万弱になるのかなというふうな気がしておりますけれども、これでお間違いがないということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） ししゃものふ化場の関係につきましてお答えをしたいと思います。

平成29年度、ししゃものふ化場の建設に当たりまして基本設計業務を行っているところがあります。その基本設計業務の成果を踏まえて、施設の概要として今回資料を提示させていただいたところですが、あくまでも今回の経費につきましては、基本設計における事業費の概算ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回のししゃものふ化場に関しましては、大きなポイントとしまして、1級河川鵜川からの取水が必要となります。そういった中では、今現在、室蘭建設開発部の苫小牧河川事務所と水利権の申請に関しまして事前協議を行っているところでありまして、水利権の申請許可の内容によりましては、この施設規模等につきましても一定変更が想定されるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 金額、事業費の精査も少し、多分概要ですからはっきりしないと思うんですけども、漁協のほうとお話をどういうふうにされているのかというのが1点。

それから、水利権の占用申請ですけれども、結局何を言いたいかというと、なるべく早い段階でふ化場が事業完成して操業していけるような方策をぜひとっていただきたいという前提でお話をさせていただいておりますけれども、建設工事の着工が2021年で、多分完成が2022年、23年という計画ということですが、一年でも早く何とかふ化場の建設をして、鵜川ししゃもをまたブランドとしてしっかりと確立できるような体制をとっていただきたいということがありますので、占用の申請等の短縮だとか、あるいは建設の事業の短縮とか、そういうことの考えはどうかというのを伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） まず、鵜川漁協との関連でありますけれども、基本設計業務を進めるに当たりましては、鵜川漁協の職員等とも協議を進めながらこの間、事業を進めてきているところであります。

また、水利権の申請につきましては、この実施設計を踏まえた上で最終的に水利権の申請、許可という形になると思うんですけども、室蘭建設開発部のほうからは、おおむねやっぱ

り1年から2年を要するというところでお伺いをしているところであります。ただし、こちらのほうとしましては、東議員御指摘のように早期着工というところもありますので、事前協議を進めながら、申請業務がスムーズに進むように今現在協議を進めているところであります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 18ページ、商工費なんですけれども、ここに載ってはいないんですが、多分食べまくりチケットを商工費の中で見ていたんではないかと思いますが、ことしに関しては食べまくりチケットという考えがないのかどうか。もし食べまくりチケットをやめたなら、どういう経過でやめたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

食べまくりチケット事業につきましては、当初事業を始める段階で、事業主体であります観光協会さんのほうとおおむね3年をまず実施してみて、その後事業、成果について改めて精査した上で、今後について検討していきたいというようなことで始まった経過がございます。

昨年につきましては、飲食店のほうからは継続要望もあったのですが、事業としてもともと昼食代を結果的には補助するという事業形態になっておりましたけれども、例えばその事業をきっかけに新たな新商品の開発ですとか、各店舗で新たなサービスの取り組みですとか、そういった発展的な取り組みが展開されることを期待していたのですが、ちょっとなかなかそこまでは行き着かなかったということもありまして、今後もっと効果的な事業としてどうやっていけばいいのかということもことし1年改めて考えながら事業、今後の実施、するかしないかも含めて協議、検討していきたいということで、今回につきましては一旦事業を休止したというところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 19ページの1595、地域おこし協力隊活動支援事務で起業支援等補助金というふうになっているんですけれども、具体的にお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

この事業につきましては2件分ということで、地域おこし協力隊として任務されています2名の方が来年の3月31日で任期が切れるということで、今この段階で準備をするということで、上限100万円掛ける2名ということで予算化させていただいております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっとごめんなさい、それだけでは何のために100万円ずつ支給、要するに予算を組んでいるかということがわからないんですけれども。任期の後もこの町に居住していただくために、早い話が、起業家として何かをやって、継続してこの町にいてくださいと、そのために町は支援をいたしますよ、ということですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今のお話の内容で、私のほうから御説明させていただきます。

大松議員がおっしゃっているお話の内容のとおりです。地域おこし隊に来られた隊員の方々が任期終わった後、むかわ町に残って起業していくために私たちのほうから資金の準備をするのに補助をするという流れになっております。そういう形で、地域おこし隊で来ていただいた方に少しでもむかわ町に住んでいただくというのが目的であります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 住んでいただけたら本当にいいことだと私も思っていますし、ただ働き場所が少ないと言われているこのむかわの町で、本当に任期切れになって、言ってみれば無収入になるわけです。その中で100万という、そういう支援を受けながら、果たして本当に生きていけるようなことにつなげていけるのかどうかというのはすごく心配をするわけですけれども、これまでもいた方はいらっしゃると思うんですけれども、そういう実績なんかはありますか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 実績のほうといたしましては、女性の方が1名残っております。あと男性の方も1名残っている形で、町内に今現在おられます。今年度対象になっているお2人の今後の生活に関しても、私たちも当然担当職員として2カ月、3カ月ごとに、そろそろどういうプランを考えているのかか計画書を出していただいて、一緒にどういうふうにしていったらよろしいのかということでお話をしている現状にあります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今の地域おこし、1595-00、ちょっと該当者が誰かなというのが何となく想像できるんですけども、さっきの耕上と一緒に、情報なんかで、どういうふうになるかはまだわからないんでしょうけれども、起業された方、こういう形で定住してこういう仕事を始めましたという後押しみたいな、協力隊が今までいろいろやってきてくださっているけれども、最終の成果としてこういうふうに頑張っていますよというのを取り扱いしてあげれば、万が一起業すればプラスアルファになるんでないかなと思っているんですけども、その辺の考えありますか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今のお話にお答えいたします。

私も野田議員と同じように考えております。これから起業されていく方々を私のほうでどういうふうにサポートしていくかということで、今後端末等を使いながら宣伝していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） まず、16ページのナンバー1390、林道維持管理事務の中の区分委託料で、その中の説明として、ここでは調査設計等委託料1,200万となっているわけです。そして、その下に台帳等整備業務委託料、これが150万となっています。これを見たときに、設計に1,200万というのはどういう内容かなと思っいろいろ調べてみたんですが、さきに配ってもらった補正予算概要、これを見ますと、これには同じ1,200万の数字の頭に民有林橋梁点検、19橋で1,200万と、こうなっているんです。これはどちらのほう正しいのか、実態はどうなのかということ。

それから、この台帳整備事業は、これは富内なんです。同じくこれも補正予算概要で見たんですけども、富内の第2線林道台帳作成、これ台帳整備だと思うんですけども、この辺をもう少し詳しく聞かせてください。

第2点ですけども、ページ飛びまして17ページ、1430の基本基金管理事務、この中の機械器具費として274万3,000円上がっています。これは備品購入なんですけれども、これも先ほどの予算概要で見ましたらGPSの測量機器購入と、こういうふうに書いてあるんです。それはよろしいんですけども、このGPS、非常に高性能な機器なんですけれども、これ

が今までなかったのか、あるいはあったけれども性能的にまずくなったので更新するのか、その2点について伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 事業番号1390、林道維持管理事務の委託料2点についてお答えしたいかと思います。

まず1点目の調査設計等委託料、これが林道橋の点検の委託料でございます。中身としまして調査入っておりますので、そこで林道橋の点検という形で計上しております。また、この橋の点検なんですけど、ちょっと特殊な機械とかも使いますので結構お金がかかるものでございますので、1,200万所要が必要という形で計上しております。

2点目の台帳等整備業務委託料なんですけど、これが富内第2線という路線でございます、これは北海道で林道を施工して町に引き継いだ路線なんですけど、今後管理していくために町として台帳を整備するという形で今回予算を計上しているということでございますので、御理解を願います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 御質問の1430、基本基金管理事務の機械器具の購入の内容でございますが、こちらGPSでの林班、森林の測量等を行えるような機械でございます、これは新規の導入でございます。従前、図面等を目で確認しながら施業等の場所の確認等を行っていたところなんですけれども、近年いろんな補助事業等を活用していく中で、GPS、衛星を使ったような内容での精度、精密さを求められるようになってきている状況でございます、これらに対応するために今回こちらの事業で新規で機械を購入するといった内容でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 17ページの水産業費のところの2つにかかわってちょっとお尋ねしますが、1つはししゃもの問題、先ほど出されましたししゃもの調査設計の関係なんですけど、これ2カ年ということで既に同額を繰越明許にしているんです。ということは、今の段階で予算をつけて、それを繰越明許に既にしちゃっているということは、ことはそれは使わないということになっちゃうでしょう。そういうことの2カ年の計画というのはどうなのか。どういう理由でそういうことになっちゃうのかというのがちょっと疑問になってしまいます。だとすれば、予算上、頭出しをしているという点では、ことは何をやっていくのか。先ほ

と言われた水利権等々の絡みの問題とかあるのかと考えられるんですが、そこら辺のところの説明をお願いしたいというのが一つです。

あわせて、この問題で、地元漁業者あるいは関係団体等々の協議というのはどうなっているのか。そこら辺のところとの協議をどのように進めておられるのかということについて、2つ目伺っておきたいというのが一つです。

それからもう一つ、この水産関連にかかわって、町長の施政執行方針の中で、浜の活力再生プランというのがございました。地区水産業再生委員会において協議という形でありました。これはどういう内容としてあるのか。そして、またこれは新規の事業という形で政策的な事業として入るのであれば、この水産関連費用の中にそれなりの事業費というのは出てもいいんじゃないかと思うんですけれども、どこかに入っているのか。あるいはまたどこか別なところからの事業費があるのか。そこら辺、ちょっと再生プランの内容と関連する事業費等はどうかということを含めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、ししゃもふ化場の実施設計の部分でお話しさせていただきます。

今回上げているししゃもの実施設計の中身につきましては、ししゃもふ化場の建築設計、そして土木施設の取排水施設の設計、そして護岸の設計となっております。その中で今回補正後に発注し、基本設計である程度形、方向を決めた中で平成30年度に実施設計を進めていくんですが、水利権の部分で開発との事前協議については平行して行っています。その中で、どうしても最後の調整等でかなり長引く可能性がありますので、一応繰越明許にしまして、そして完了時点で完了させたいという考えで今回繰り越しという形になっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） まず、1点目の漁業関係団体との協議の関係でありますけれども、今回の基本設計の関係につきましては、課題等を含めまして鵜川漁協と協議を行ってきているところであります。今後、漁業者のほうにつきましては、鵜川漁協等を含めまして説明を行う予定であります。

また、浜の活力再生プランの関係でございますけれども、このプランにつきましては、厚真町とむかわ町と鵜川漁協3者で委員会をつくりましてプランを作成しているところであります。このプランにつきましては、平成30年度までの期間となっております、現行の計画

の中ではししゃものふ化促進に関して明許しているところでありますけれども、平成31年度以降のプランの中でもふ化場の関係、ししゃものふ化の関係につきまして掲載していく必要がありますので、その見直しについて今年度行っていくということで、経費については予定はしておりません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは、ししゃものを繰越明許で扱うというもの。事業がまたがっていく可能性あるからやるかというのはわかるんだけど、ということは、今の説明の中でも、ことはできれば実施設計に目がけた幾つかのものを発注したいという答弁でありました。そうすると、一定の支出費用は発生するというふうに思うんですけれども、そのところをもうちょっと解明してほしいんだけど。ことは一定程度、例えば3,100万のうち500万か1,000万か使うかもしれないけれども、全部使い切れないので繰越明許して翌年回しにするというふうな提案なのか、そこら辺もうちょっと具体的に、今考えられる内容、予算だけとって、ことしどうなるかわからないけれども、とにかく繰越明許にしておけという話になっちゃうのか。そこら辺のところをもうちょっと、どなたに説明してもわかるようにしないといけないと思うんです。その点でもう一回お願いしたいというのが一つです。

それから、地元業者との協議をしている、漁協と協議をしているということなんだけれども、そういう中で、こういうししゃものふ化施設については相当いろんな経過があります。これらについていろんな御意見があるんじゃないかと思うんですけれども、それらの点で漁業者の団体からどのような意見が出ているのかということなんかも少し具体的に説明を願いたいというのが一つです。

それから、浜の活力再生プランについて、中身的にはわかりました。そうすると、これについての事業費等々は持ち出しはないということで理解していいのかどうか、改めてお願いしたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 1点目と3点目のまず繰越明許費の設定の部分と浜活プランの事業費の点について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

繰越明許の設定につきましては、今年度何もやらないということではございませんで、この予算が決定しましたら契約の手続、設計内容の部分、調整に入りまして、早いうちに発注をしていきたいという考えになってございます。先ほど工期、納品までの期間に一定、開発

局等との調整を進めながらというような期間になってございますので、そういった部分で年度末までの納品というものができないだろうというような見通しの中で、最終的な納期を次年度にまたがった中でやるということで、大枠として、予算として繰越明許費を設定させていただいているというのが今回の補正予算の内容でございます。

3点目の浜の活力再生プランの事業費につきましては、漁業関係の職員と私ども行政担当の職員の中でつくられている協議会の中で策定していく計画ということでございますので、そういった部分で事業費、それに係る策定経費というものが発生していないというのが今回の内容でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 2点目の鵠川漁協との意見交換の中での意見ということなんですけれども、昨年の基本設計の発注の前段に鵠川漁協の理事さんと意見交換等も行っているところでありまして、ふ化場の建設に対しては建設をする方向性ということで、認識は同じというふうに考えております。今回基本設計を進める中では課題等もあるかとは思っているんですけれども、その中で漁協等含めて意見をいただいているというところは町としては押さえてはおりません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、19ページから23ページまでの7款土木費、8款消防費について質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 21ページ、事業番号1760、末広団地B棟整備事業になるかと思うんですが、ことし1月か2月、A棟のほうで雪が降ったときに入り口側に傾斜があるもので、相当50センチくらい積もった雪が垂れていて、そして出入りの方の頭上に落ちるというような状態が見受けられたので役所のほうに緊急に連絡して、もし事故があったときには入居者がけがするよということでお伝えをしたんですが、その後すぐ対処してもらったんですが、そういうことのないようなつくりになっているのか。また、A棟はその後、そういう雪が入り口側にせり出て落ちるようなことを防いだことをしているのか、伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

今、山崎議員のほうからお話あった雪どめの部分、それA棟の部分で御指摘がありました。その部分でその後に修繕の中で雪どめを設置している経緯があります。今回のB棟につきましても、そこら辺の部分については考慮をいたしまして建設いたしますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 同じく1760の00ですけれども、数年前から結局、工事の管理委託をかけて人材がないということでやってきているわけですが、このままこういう手法でいくんですか。そのほうが安く済むのか、新たに工事完了できる人を職員として雇うことをしないのか、その辺についてちょっと考え方を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

今の質問の内容といたしましては、町営住宅の建設に当たっての工事管理の部分のお話だと思います。その部分については、今の建設の規模については管理委託の中でやっていくという方向で委員の体制の中では考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 将来的にわたってはどうか。これ、いやもうこの手法でいこうという、そのほうが安いという考えなのかどうか。執行部の方、見解があれば。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、現行建築士持っている職員もいるわけですが、職員数に限りがあるという中で、やはり維持管理等の中で職員がある程度業務的には謀殺されるという実態がございます。そういう中では、新たにここに出てくる大きな建物等については、工事管理をして委託をしていかなければ、職員をまずふやさなきゃならないという問題出てきます。そういったことで、こういうのはピークといいますか、ものにあわせてなかなか職員の数というのはそろえられないものですから、現行の職員でまず維持管理を基本にしながら、大きな箱物については都度対応していくほうがよいだろうというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 20ページの4款都市計画費の部分だったんですけれども、ちょっとわ

からないのでお伺いしたいと思います。都市型排水路、6線排水路はここに入るわけではないんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

都市排水路、6線排水はこの都市計画費の中に予算化はされているんですが、今回の補正予算では都市排水路の維持管理事務につきましては予算項目は上げておりませんので、維持管理経費としては計上していない形でございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） それでは、6線排水路の形状への2段落差工から下側、それから牧場、あそこから最後までまでのところの整備はことしするという内容で理解してよろしいんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

6線排水路の整備というか維持管理の部分については、当初予算で維持費については見ております。その中で現況を考慮しまして必要に応じて維持管理をしていく形になっておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 消防費にかかわって2目の災害対策費で質問をしますが、1つは、この中で一番でかいのがデジタルの、これ1億9,600万が地方債という財源ということなんですけれども、これらについて丸ごと借金としてやらなきゃいけないのかということなんです。今年度に何かあるというふうに見ることができるのはどうかということについて、まず伺っておきたいというのが一つです。

それから、この中で災害の事前行動計画と言われるいわゆるタイムライン、これを市外には作成をしていきたいということなんです。これはどのような、大体おおよそ見当はつくんですけれども、具体的な方向性を示していただきたいというのと、また施政方針の中で、それらを他の災害に向けても検討していきたいということなんですけれども、どのような状況で進められ、見通しをどのように思っているのかということをお伺いしたいというふうに思いますし、この間、町としてハザードマップを改定したようですが、これらについてはネット等で紹介するのみ、マップはつukらないみたいなんですけれども、そこら辺の状

況について、これで町民の皆さんに周知というのはそれでいいのかなという感じもするんですが、手法等をどのように考えておられるのか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） まず、防災無線のデジタル化に関してですが、防災無線の移動系に関しましては現在アナログ式の無線で対応しておりますが、このアナログの方式が使用できなくなることが決まっております。これは電波法の改正に伴っていますが、これをデジタル化にしなければいけませんので、その部分を以前消防のデジタル化をしたときに町のほうもデジタル化するというお約束をして、その際に補助金をいただいている経過がございます。その期限が今年度、30年度になっていきますので、31年度以降デジタル化で進めるとというのが基本になっていきますので、今年度実施ということになります。

それと、タイムラインの関係ですけれども、実質タイムラインは事前行動計画になります。どういう災害、雨が降る場合、例えばですけれども、事前に台風が来るのがもう3日も4日も前から決まっているとか、そういうことがわかりますので、それに対して町とか消防ですとか、あと開発、気象庁を含めてどういう防災行動をとっていくかということ、そういうのを事前に決めておく計画になっています。それに対して情報のやりとりですとか気象庁とうちの情報のやりとりですとか、開発と情報やりとりとかというのを事前にきちっと決めておくということになります。

そのタイムラインを、今回は1級河川に関してですけれども、例えば津波が起きたときにどうするかというのも、実際は時間がない中でやらなきゃいけませんので、事前に決めておくほうがいいだろうということで今年度、経費はこの中には入っていませんが、全て開発局のほうの経費でこのタイムラインやっていきますので、その部分でノウハウをきちっと受けて、ほかの津波ですとか、そういったところにも対応できるようなタイムラインをどんどんつくっていければなというふうに思っています。それをどんどんいろんな災害に対してもやっていくことを今考えております。

それと、ハザードマップですけれども、ハザードマップに関しましては、昨年デジタル情報として整備を終わっていますけれども、一度議会のほうに説明をしなくてはならないというふうに聞いてございます。避難所ですとかそういったものをきちっと明示して、一度説明した後にはホームページ上で公開していきたいなというふうに思っていますけれども、実際ハザードマップを全部冊子にして配っても、ほとんどの方がごみに捨ててしまうという傾向がどうも全国的にあるようなので、自治会、町内会ごとに細かく刻んで町民には配布していき

たいなと思っています。実際春日の自主防災組織のほうには簡易的なハザードマップをお配りさせていただいているんですけれども、そういった部分を今後、各地域ごとにやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） デジタル無線の関係で、財源の関係でございます。地方債を充てているというところでございますけれども、ここは有利な地方債ということで、交付税の算入が70%ということでございますので、そういう点で起債が有利だろうというところでございます。

また、このデジタル無線、今年度にも当然使われていくものということでございますから、地方債でやはり後年度負担もするという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） タイムラインの関係ですけれども、水害のタイムラインについては2月をめどに策定をして公開していく形になります。他の災害については、来年度以降考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この防災無線のもので、70%の交付税算入を見込んでいるんだということ、わかりました。よかったなというふうに思っています。ぜひそういう方向になればと思います。

それで、もう一つ聞いておきたいというのがあるんですけれども、1つは、ハザードマップの関係で、後で議会のほうにも説明したいと、こういうことなんでしょうけれども、報道によると、避難場所を相当ふやしたり変えたり、緊急避難場所をつくったりというようなことがあるようです。それらについても後で資料としてお願いしたいと思いますが、そこでいろいろ問題になる福祉避難という、そういうことは入れているのかどうかということを改めて伺っておきたいというのが一つであります。

それから、先ほど一遍に質問すればよかったんですが、この際ですから、防災マスターの関係で講習会やっていくということなんでしょうけれども、現状何人ぐらいでどのぐらいを募っていくのかという、そういう計画等があればお知らせ願いたいというのが一つ。

それから、あわせて災害のところ、この事業の関係で空き家対策の計画について、ことし

の主な内容を説明いただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） ハザードマップの関係ですけれども、福祉避難所に関しましてはハザードマップ上には掲載しております。ただ、掲載しているだけです。誰がどこに行くというところまでは、まだそこまでは押さえてはおりませんけれども、一義的には、まず緊急避難所に避難してもらうということが一つだと思います。例えば1週間避難しなきゃいけないとかという災害になったときに福祉避難所をあけていくような形になりますので、まずは指定緊急避難場所のほうに避難してもらうということが基本になると思います。

それと、防災マスターの関係ですけれども、防災マスターは現在70名程度おります。自治会、町内会に1名程度は確保したいなというふうに思っているところです。

空き家対策に関しましては、空き家に関する総合的かつ計画的に実施する基本的な指針の中で各市町村において作成することが望ましいということになってございます。空き家の状況や活用に関して、国の財政支援を受けるためにはこの空き家対策計画を策定しているのが要件となってございまして、この辺を鑑みて策定するものとなっています。

ただ、本町の場合、リフォームの対策だとか今やっていますけれども、その辺とリンクして、空き家対策としてどういうことをやって人口増につながるのかというところまで踏み込んだ計画にしていきたいなというふうには思っております。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

防災マスターの件でございますけれども、現在70名ほどいらっしゃるというところでございますけれども、町長の施政方針の中では、この防災マスターの活用という点で、やはり組織化が必要であろうということを言ってございます。これからこの防災マスター、組織化に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、またそれぞれの地区、地区に防災マスターが配置をされるような形を考えているということでございますが、やはり人数が多くなることにこしたことがないということだと思います。この辺についても、先々やはり防災マスターの養成といったところもしていかなければならないというふうに考えてございますので、補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連なんですけれども、私が理解ちょっとしていなかったのかなと思うんですけれども、ハザードマップを新しくして、私は配っていただけるのだなというふうに思っていました、きょうまで。防災倉庫を大原に建てましたでしょう。町民の中からは、何であんな低いところに建てたのかみたいな、理解していない人も結構いて、いろいろ聞かれるんです、私。私の知識の中で説明するんですけれども、そのときに、新しいハザードマップが来たときに、この辺は絶対大丈夫、絶対大丈夫という言い方も変だけれども、そういうふうに説明しているんです。マップが配布されますよというふうに言ってきたんですけれども、それは間違っていると。ちょっと確認です。

そして今、春日の自主防災組織にこういう資料つくって地域の人に見せている、回している。さっき大塚さんが、こういう春日でやったようなことを全町にやっていくんですよということなんです。それは、いつハザードマップを配らないでというふうに決めたんですか。全然私はそういうふうに思っていなくて、だから町民にも、配られます、もうちょっと待ってくださいというふうに言っていたんです。その辺も、情報としてネット上にとっても、ネット見られない人もいますし、その辺早くやっけないと、ちょっと皆さんはやはり心配していると思うんですけれども。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） ハザードマップに関しましては、配らないということではありません。地域ごとに切って配りたいというふうに思っています。というのは、例えばですけれども、津波の情報を穂別地区の方が要るかとすると全く要らないわけです。市街地の方が土砂災害の部分で必要かということそういうものは要りませんので、どの地区にどういうハザードがあって、どういうハザードマップが必要かということを考えて配りたいなというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） わかりました。それはいつをめどに配るのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 今年度の予算には計上しておりませんので、来年度以降、そういった印刷経費を計上していきたいなというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） じゃ、この1年間は皆さん口頭でそういうことをお知らせしていかなければいけないということですよ。何でそうなるんだろう。前回は見直すということ

で、私はもう当然今年度配るのが始まるというふうに思っていたんですけども、何でそうなるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まずは、簡易的なものはすぐ対応できるのかなというふうに思っていますので、きちんと製本したようなものではなくて、いわゆるプリントアウトしたようなものでまずは対応させていただきたい。その上で予算がつけば、また各地域ごとにハザードマップを配っていくという対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、23ページから29ページまでの9款教育費、11款諸支出金、12款給与費について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 23ページの1910の教育団体活動助成事業で、平和記念式典に子どもたちを派遣するという大変うれしい事業なんですけれども、具体的な事業内容についてお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、平和記念式典へ中学生の派遣事業についてですけれども、むかわ町では昨年10月13日に非核平和宣言の町として宣言したところです。町の事業として平成30年度、初年度分ですけれども、平和記念式典事業として中学生を対象に広島の平和記念式典行事に参加させるような、それと平和関連施設の視察を通して子どもたちに核根絶、そして世界平和のとうとさを学ぶ機会を提供するという事で、本町においては平和教育の推進に資することを目的に実施する事業というふうになっております。

実際に派遣する日程ですけれども、8月5日から8月8日、3泊4日というふうに予定しております。派遣人数については町内の中学生7名、それと引率者3名の10名ということを考えております。この部分ではそれぞれ、これからあと2カ月もないような状況ですけれども、学校は生徒さんをこれから応募するような形で申し込みしていただいて、早急に事前研

修を行いまして、事業について進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解ください。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号が002010の00、学校コンピュータの更新、これ1,000円となっているんだけど、どういうことなのかなと。単純なお話です。

それと、事業番号2270の00、博物館管理運営事務の中で全身骨格製作関連費用ということで、ホベツアラキリュウの修正とフォスフォロサウルスの製作。ホベツアラキリュウの修正は何となくわかるんですけども、フォスフォロサウルスの製作、これはどういうところが根源になってつくるのかなと。ちょっとそこだけお尋ねします。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 私のほうから、学校のパソコンの関係でお答えしたいかと思えます。

2010番と2090番、中学校の情報教育推進事業につきましても同じような1,000円という計上になっておりますので、こちらの事業内容を若干御説明した後、この支払い方法について御説明したいというふうに思います。

まず、今年度につきましては、学校のパソコンの更新計画に基づき、鶴川中央小と宮戸小、それと鶴川中学校のパソコンを整備することとしております。鶴川中央小におきましては、サーバのほかノートパソコン8台、周辺機器1式ということでございまして395万円ほど、宮戸小につきましては、サーバのほか職員室用のノートパソコン7台、パソコン教室用の先生用のパソコンが1台と児童用のパソコンが8台、あとタブレットパソコンが3台と周辺機器ということで1,266万円ほどでございます。また、鶴川中学校につきましては、サーバ1台とノートパソコン7台ということでございまして、362万円ほどのパソコン資機材を購入するということでございます。合計で2,020万円ほどということになりますけれども、なぜこれが1,000円になるかというところなんです、今回、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業という事業を活用いたします。直接リースするより安価であることが明らかであることから、本事業を利用するものです。

これだけの金額でございまして、契約の方法は入札になろうかと思いますが、入札自体は市町村で行います。契約は決定した落札業者と北海道市町村備荒資金組合が行うということで、市町村に肩がわりをして備考資金組合がそのお金を業者に払うということになります。

市町村は、北海道市町村備荒資金組合に対しまして据え置き期間1年を含む5年間の期間の半年賦で支払っていくということになります。

今回は冬休みごろの購入を予定しておりますので、また試用期間ということで、今年度の日数が短いことと試用期間ですので利息しかかからないということでございますので、1,000円以下の利息のみの計上ということでございます。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、ホベツアラキリュウについてですが、こちらの骨格は1982年に当時の知見に基づいてつくられています。当時といいますか、日本国内で地元産のクビナガリュウ化石に基づいて全身が復元された国内2例目となるわけなんですけれども、当時の知見に基づいておりますので、その後の学問の発展ですとか、あと東京学芸大学の佐藤たまき准教授による再研究によりまして修正の必要が出てきました。ホベツアラキリュウはその学術的価値とともに、地元地域で活用されていることが高く評価されまして、昨年9月に北海道の天然記念物にも指定されたところなんですけれども、そのような重要な標本をやはり最新の姿にしておきたいということで今回予算を計上させていただいております。これが1点目になります。

もう一つのフォスフォロサウルス・ポンペテレガンスですが、こちらはモササウルス類の一種となります。7200万年前にこの穂別で生きていたいわゆる海トカゲの一種になりまして、こちら世界各地で見つかっておりまして、日本国内でも幾つか標本は見つかっているんですが、日本国内でこれまで種が特定されているモササウルスのうち3つまでが穂別で発見されていまして、3つ目の標本がこのフォスフォロサウルス・ポンペテレガンスになります。

こちらの標本の特徴としましては、頭の骨が非常にいい状態で残っているということが上げられます。頭の骨はたくさんの薄い骨からできていますので、壊れてしまったり潰れてしまったりということが多いんですけれども、こちらの標本につきましては、それぞれの骨が立体的に変形せずに残っていましたので、それらを組み合わせることによって頭の骨の形を立体的に復元することができました。立体的に頭の骨を復元できるという標本は世界的にも珍しいものになります。このように重要な標本になりますので、ぜひこちらの全身骨格をつくって公開したいと考えているところであります。

このフォスフォロサウルス・ポンペテレガンスの全身骨格をつくるということによりまして、博物館の展示にはこれまでありますクビナガリュウとウミガメに加えましてモササウル

スが加わります。白亜紀の海を代表する主な化石の骨格標本がそろふことになりますので、それぞれの標本を比較して見るができるようになります。このように展示を充実させることが可能になります。地元産の化石に基づいたモササウルスの復元は、これが日本国内では初めてとなります。

さらに、フォスフォロサウルスというのが非常に世界的にも標本の数が少ない種類になりますので、全身骨格は恐らく世界でもほとんどないと考えられますので、そのような意味でも非常に重要な展示になると考えておりますので、ぜひこの機会に作製したいと考えているところであります。

○議長（小坂利政君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうから補足させていただきます。

実は、来年度のお話になるかと思いますが、国立科学博物館とNHKその他の協賛を得まして、恐竜博2019、これ仮称なんでございますけれども、それが7月13日から10月14日まで国立科学博物館での開催が計画されております。今回のむかわ竜、そしてホベツアラキリュウのお話をしたところ、ぜひそちらを、展示を借りたいというお話を受けておりました。今回このフォスフォロサウルスの話を出したところ、それはぜひそちらの海棲爬虫類もこちらに展示したいというお話を受けておまして、こちらのほうの議会の議決を待ってそれは返事をする事になっておりますので、御紹介をしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まず、コンピュータの件ですけれども、理解はできました。ということは、来年度以降にリース料が発生してくるということによろしいんですか。これ、そのときはリース料としてはどの程度かかってくるのか教えていただきたい。

それと、複製の関係は話的にはよくわかりました。何で今つくるのかなという理由もよくわかりましたので、そのことも含めて今櫻井さんからお話いただいたこと、我々も聞いたことがなかったので、非常に興味深い話なので、そういうことも町民に知らせているんでしょうけれども、これからも続けていっていただければもっと深い興味がわくのかなというふうに思いますので、ぜひ続けていっていただきたい。

まず、コンピュータの関係だけ。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） パソコンの関係でありますけれども、今段階で一応2,000万程度ということで見込んでいます。支払いの方法ですけれども、最初の1年据え置きで5年間で、残り4年でそれを8回という形になります、半年賦ですので。ですので、入札をやって金額が確定しないとわからない部分ではありますけれども、単純に落札金額を約8分割したものが1回の支払い金額、年2回ですから、2,000万だとすると大体500万円ぐらいということになろうかと思います。それに利息がかかりますので、今のところ利息が大変低利でございまして0.01%の利息を見込んでいる。それに0.01%が上乘せされるというような形でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） リースじゃなくて分割ということですね。どちらがいいのかわかりませんけれども。

それと、更新期間の今回、小学校、中学校、同時に来るとするのはどうしてなんだろうと。耐用年数を決めて使っているのではないかなということで、学校ができた時期が違うので、その辺耐用年数をどういうふうに捉えて今回こうなったのか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 今回、中央小学校につきましては職員室用ということになります。宮戸小につきましては職員用とあと児童用、パソコン教室用ということです。鷗川中学校については職員室用ということでありまして、穂別地区の学校も含めまして、利用計画に基づいて更新をしているところですが、職員室用、生徒用という形で年度ごとに更新をしていっているところでもあります。耐用年数というよりも、むしろパソコンでありますので、ソフト等の入れかわりもありますので、余り古くならないような形で順を追って更新計画を立てているところでもあります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） これは、25ページの3目文化財保護費の次のページをめくって26ページなんですけれども、この中に、説明のところに三角点測量鷗川基点記念事業交付金165万というふうに計上されているんですが、これについて若干お尋ねします。

まず、私の主観ですけれども、ひところはすごくこの三角点、話題に上っていたと思うんですけれども、それから少し途切れて、また最近聞こえてくるような情報なんですけれども、そういう情報がどういうふうに動いているのか、それをどういうふうに捉えてこれ165万を

予算づけしているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 質問についてお答えしたいと思います。

まず、三角測量鵠川基点の調査関連費用として、上段にあります調査委託料、製造等委託料、これも絡んでくるものですから、こちらも踏まえて御説明したいと思います。

この事業ですけれども、むかわ町の歴史的遺産であります三角測量鵠川基点の取り組みについて、明治6年の西洋式の三角測量法による詳細な地図が開始され、ベースとなる測量基線が勇払・鵠川間に設定され、目標台と標石が設置されております。勇払基点については昭和42年に北海道指定文化財として登録されておりますが、鵠川基点については過去に大きくは3度ほど調査されましたけれども、残念ながら今日に至って発見されていないという状況です。しかし、勇払基線については土木的価値が認められており、平成28年9月に公益法人土木学会の土木遺産に認定されたところです。

今回、本年は北海道が命名されまして150年目の節目というふうになっております。北海道がこの間積み重ねてきた歴史や先人の偉業を振り返るといった部分で、道民、企業、団体などが一体となってマイルストーンとして祝う取り組みとともに、将来、未来を展望しながら互いに認め合う共生の社会を目指して、次の50年に向けた北海道づくり事業に継承していく北海道150年事業の基本理念の考え方が示されているところです。

本町の三角測量鵠川基点の調査についても、今回土木遺産認定を機に、未来を担う子どもたちに歴史を伝承する意義と、また今回の150年事業の未来事業の基本理念に合っているということから、事業として登録、申請を上げているところです。このたび、この間もう相当たっていますけれども、最新技術の測量と航空測量データ、これらを活用して、鵠川基点を特定する調査委託料と鵠川基点に係る説明板と言われるモニュメントを設置して除幕式をしながら、あわせて鵠川基点に係る記念的な事業を実行委員会を立ち上げながら検討、協議を進めていきたい、事業を進めていきたいという考えで、今回記念事業の交付金として165万円を計上しているような状況です。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 概要わかりました。

それで、交付ですから相手がいるわけで、今ちょっとお聞きしましたら、実行委員会をつくって、今はあるんですか。あるかないかということと、実行委員会に対してこの165万を交付するということによろしいんですか。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 実行委員会については、今回の定例会が終わった後にすぐ早急に立ち上げていきたいというふうに考えております。また、この実行委員会の中で、補助金といいますか、この交付金を会計として事業執行していくような形で考えております。それで、実行委員会については、来週18日に実行委員会を立ち上げていきたいというふうに考えております。それと、実行委員会の前段としてどのような方式がいいのかというのは準備会の中で協議させていただいて、今回の実行委員会を進めていくような形というふうになっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連なんですけれども、三角点が3回調査して見つけれなかった。今度4回目調査して、見つかる可能性はどのくらいあると思っているんですか。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） お答えをさせていただきます。

見つかる可能性というよりは、三角点の鶴川基点があることの重要性というのは以前からあったとおりで、もちろん見つければ勇払と同じように北海道の天然記念物というか遺跡になる十分なものがあるわけなんですけれども、たまたまそれが見つかっていないということで、その事実というか、場所は特定できなくても、そのものがあるということをきちんと歴史に残し、目に見える形で残すということで今回事業を立ち上げた。北海道の150年事業という採択も受けながらそういった方向で考えておまして、過去の3回の調査というのは結構前の話ですから、現在の最新の技術でいろんな補正をしながら候補地を絞り込み、調査事業と、それから形にして基点があったということを残すということを今回企画しているものでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 関連でお伺いをしたいと思います。

この三角点の測量、実は、私も青年会員時代に実際に調査をした経験がございます。それで、今回は松浦武四郎が北海道命名150年、そして、こういったものについては夢とロマンということで、私は非常に結構だと思うんです。

それで、当時私たちも測量技師のいろんな意見を聞きながら、どうも本来は會澤コンクリの工場の跡ではないかという、そういう推測の中で、それじゃもうブルでもって整地されていないのかなという状況もあったんですけれども、道路から山側といいますか線路付近の水田、

それから谷地、その辺鉄棒を持って、実は、こう歩いてかちんと言ったら掘って、あ、石だったという、そういう経験もあるんですけども、そういった状況の中で今回進めるということは私は非常にいいことだと思うんです。

それで、1点お伺いしたいんですけども、記念のモニュメントの設置、こういった場所について私聞いていなかったかと思うんですけども、その辺ちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） モニュメントの設置場所でございますけれども、今議員からのお話もあったとおり、會澤コンクリートさんのほうからずっと山側に向かって、勇払基線の距離は恐らく間違いないだろうということで決まっております、勇払基点を中心に同心円状にずっと十四点何キロというところを行くと、會澤さんの跡から線路、道路をまたいで牧草地あるんですけども、そちらのほうになるというところで、最寄りのところが田浦球場がちょうどございまして、そちらのほうに、100メートルぐらいの範囲なんですけれども、そのぐらいの範囲の中で見つければ、また見つかったという基点となりますけれども、もし見つからない場合は、そういった部分も含めて、そういうことがあったというモニュメントをそちらのほうに建てようと考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 28ページ、事業番号2370番、穂別スポーツセンター管理運営事務なんですが、ちょっとことしの冬に聞いたんですが、スポーツセンター大変暖房器具が古いのか、能力不足なのか、寒い中で利用者が利用しているという話をお伺いしました。現状についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 今の質問について、お答えになるかどうかわかりませんが、状況につきましては、今期のまた冬を迎える部分について調査をしまして、対応していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1 ページから 5 ページまでの 1 総括、事項別明細書、歳入歳出、2 歳入全般についての質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 歳入にかかわって幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

今度の補正予算、12億を超える政策予算という形なんですけど、なかなか財源確保に苦労されているんじゃないかなというふうに思いまして、そういう意味も含めてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

第1点は、地方交付税を1億、骨格予算で留保したという形なんですけれども、このぐらいはふえるということで乗せたのかなという感じなんですけど、これらの見通しと今回乗けた、留保というわけですから、そのほかにもまだあるのかどうか。そういうことも含めて伺っておきたいというのが一つです。

2つ目に、公営住宅末広団地をこしやるということで、財源については起債のほうで1億4,000万ほど、そして、この国庫補助で7,300万ほどと見込んでいるんですけど、これはA棟のときとほぼ同様に考えておるのか。その辺の補助率の状況について伺っておきたいというふうに思います。

3つ目に、道支出金の関係になりますけれども、この中で道補助金の教育関連、あるいは総務費等々で地域づくり総合交付金という形で寄せて、これを恐竜関係の事業の財源の一部に充てるという形になっているんですけど、これらは今後どの程度地域づくり総合交付金という形で見込めていくのか。また、こういうことが単品的でしかないのか、そこら辺の方向性はどう見ているのかということについて伺っておきたいというふうに思うところであります。まず、その辺のところで歳入の質問といたします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから普通交付税に関してお答えをしたいと思います。

今回の補正後の予算額としましては、普通交付税、特別交付税合わせて40億5,000万というような数字にはなっております。当然こちらの算定につきましては地財計画、また実際、算定においては各基礎数値等をもとに額を割り出すというような状況ではございます。予算におきましては、当然この部分、過大に見るとするのは非常に厳しいところもございまして、一旦留保資金として1億円措置をさせていただくというわけなんですけど、これ以外にはほかで考えている、留保している部分というのはございませんので、こういった形で今回補

正をさせていただくというような形になりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 道費であります地域づくり総合交付金の今後の考え方という部分での御質問かと思っております。道におかれましては、知事が執行方針でも恐竜化石を生かしたまちづくり、自治体に対する支援をというようなことを言及されております。また、胆振総合振興局におかれましても、恐竜化石を生かしたまちづくりをしているむかわ町にしっかりと支援をしてくださっているという部分がありますので、今のところは、地域づくり総合交付金というのはルール分の中で、一定のルールの中でソフト事業2分の1という形で御支援をいただいているというところであります。今後もそのような形で引き続き支援をいただけるというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、公営住宅の建設に係る歳入のバランスについてお答えしたいかと思えます。

今回末広団地B号棟を建設するんですが、補助金は公営住宅の社会資本整備補助金を使っております。補助の考え方も末広団地のA号棟と同じような形で、補助基本額に対して国庫補助が出まして、あとはそれより足が出る分は起債及び一般財源という形になります。また、建てる末広団地のB号棟もA号棟とほぼ同じような形で、特にグレードアップしているというわけではありませんので、同じような形での財源となっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり91ページから98ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費、第3表債務不履行及び第4表町債補正までの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第37号の質疑を終わります。

◎延会の宣告

○議長（小坂利政君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたします。

なお、明日12日は休会といたします。13日の開会時間は予定どおり午後3時からいたします。

延会 午後 5時19分

平成30年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

平成30年6月13日（水）午後3時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）
- 第 2 議案第38号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第39号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第40号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第41号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）

議員等提出事件

- 第 7 発議第 2号 恐竜ワールド構想調査特別委員会の設置に関する件
- 第 8 諸般の報告
- 第 9 意見書案第2号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書
- 第10 意見書案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 第11 意見書案第4号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見書案第5号 教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 第13 意見書案第6号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書
- 第14 意見書案第7号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書
- 第15 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生常任委員会・経済文教常任委員会)
(議会運営委員会・議会広報委員会)

第16 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	中 島 勲 議 員
13 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課幹主	梅 津 晶
総務企画課幹主	大 塚 治 樹	総務企画課幹主	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課幹主	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課幹主	今 井 喜代子
健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹	産業振興課長	酒 巻 宏 臣
産業振興課幹主	東 和 博	産業振興課幹主	今 井 巧
産業振興課幹主	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹

建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	長谷山 一 樹
地域振興課 主 幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド 戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主 幹	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課 主 幹	高 木 龍一郎	地域経済課 主 幹	西 村 和 将
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局 長	成 田 忠 則	農業委員会 事務局 長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 3時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第37号から議案第42号の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 一昨日は、一括議題の審議途中で延会となりましたので、本日改めて議題といたします。

日程第1、議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第6、議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

これから、一昨日に引き続き質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

次に、議案第38号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算第1号の1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 3ページの20237の01特定健康診査事業についてなんですが、説明資料もあるのですが、これは非常に高い数字、これどうしてもやらなきゃならないということで、国のお金を使ってやると思うんですけども、これまでの例えば時間帯とか、日程設定など、ちょっと工夫をしていかないとなかなか難しいところがあると思うんですが、具体的にどのようにされる考えか伺います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今の質問にお答えいたします。

特定健診の時間帯であったり、日程設定につきましては、過去にも早くしたりとかということで工夫したことはあるんですけども、なかなかそれだけでは、受診率は上がっていないというのが現状にあります。

そこで、今回は新たな事業としまして、外部委託をした中で受診率の向上を図っていききたいというふうに考えておりまして、受診勧奨の方法について工夫をした中で、より強化をしていききたいというふうに考えている事業になっております。

具体的に言いますと、専門業者のほうに委託をする形になるんですけども、こちらのほうの業者につきましては、厚生労働省発行の受診率向上ハンドブックというのを作成した業者でありまして、国の動向をすごくよくわかっていらっしゃる業者ということで、選定しております。

アドバイスを受けられることができるということと、実施方法につきましても、未受診者への受診勧奨に独自のシステムを導入しておりまして、過去のデータをもとにした勧奨効果の高い対象を抽出したりとか、あと勧奨対象者をタイプ別に分類して、タイプに合わせた勧奨資材を使った中での勧奨方法を実施するというようなところでの勧奨の工夫をしていききたいというのが1つあります。

それと、未受診者の理由としましては、病院に行っているから受けないんだという方も多くいらっしゃるものですから、そういうところの改善といたしまして、病院のほうとの連携を図って、データ受領というところのシステムを進めていきたいなというふうに思っております。

病院のほうで受けているデータのほうを町のほうに報告していただくことで、そちらで健診を受けたというふうにみなすことができるというところがありますので、そちらを進めることによって健診率が上がっていくのかなというところを、今後工夫として考えていききたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちゃんと聞き取れなかったんですけども、何とかスキャンという。ただ、その場合、私も受けていましたけれども、それを例えば、その人その人の個別の、例えば肥満気味だったらこうしたほうがいいですよとかと、具体的にその業者のほうからそのデータをもとに、結局勧奨するということになりますでしょう。そうじゃないの。

その辺がよくわからなくて、その個人情報みたいなところで嫌な思いをするようなことはないのかとかね、今聞いていて。それで受けること自体を嫌がってしまうような結果に、私はならなきゃいいなという心配。自分も受けていて感じるので、そういうふうと思うんですけども、そういう心配はないのか聞きたいのと、病院、そうですね、私も病院で受けているので報告してというようなお手紙をいただいたことがあるんですけども、どこの病院でもそういうデータを受け取ることはできるんですか。医療機関と自治体が直接できるのかなというの、ちょっとその辺が私は疑問なんですけれども、今の説明だとそれができると感じに聞こえたんですけども、どうなのでしょう、この2点について。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 説明が悪くて申しわけありません。

個人勧奨につきましては、データをもとにしたというか、検査結果のデータをもとにした勧奨ではなくて、今までの受診の傾向のほうを見ながら、例えば1年置きに受診する方であったりとか、全く受診をしたことがない方などの、その方の受診傾向を見ながら勧奨をしていくというような流れになっておりますので、個人的な結果をもとにするわけではないので、個人情報のほうには絡まないかなというふうに思っております。

それと、もう一点の病院のほうのデータを受領する部分なんですけれども、こちらのほうにつきましては、今、広域で苫小牧のほうとか、近隣町と連携をとりながら、苫小牧医師会のほうと話し合いをした上で、契約をしてそのような形をとれるかというところを協議している段階ですので、まだこれからの協議になっていくかと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2ページの歳入の道支出金に道の特別調整交付金が入って、そして、これが恐らく保健事業費の中とのやりくりだと思うんですけども、この仕組みについて伺いたい。ということは、ことしから国保会計が、いわゆる主体が道ということになりまして、そこからいろいろなものが市町村に回ってくると、こういう形になっているわけなんで、それがどういう仕組みとしてこういうことになるのか、これらについて伺っておきたい。単刀直入に聞くと、467万6,000円が道負担金となってきて、ここにあらわれているんですけども、これはいわゆる今度の会計上の道支出金とは違うのか、道から来るお金とは違うのかどうかも含めて、そこら辺のまず仕組みの問題として、教えていただきたいというふうに思うんで

す。それが第1点です。

それから、2つ目には、当初予算でも国庫支出金については、今年度はゼロ査定でいっているんですが、しかし、ことしの国の予算で見れば、都道府県化事業に伴って、これまで都道府県、あるいは市町村に対して、この都道府県化事業を円滑に遂行するというふうなことで、総額で言えば3,400億円だったと思うんですが、これを使って、うち半分は早期にというか、形で、渡すような形になっていた。これも18年度のこの部分は、特に低所得者の軽減分として市町村に配分するというふうな方向になっています。であれば、既にもうこの段階では、そういうものが市町村に届いていいのではないか、この予算の中に出てきていいのではないかというふうに思うんですが、それらの仕組みはどうなっているのかお伺いをしておきたというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの歳入の関係でございます。

こちらに記載しています道繰入金、これにつきましては、先ほどの特定健診の未受診者対策も含めまして、医療費の適正化事業ということで、道の補助金10分の10をいただけて、それで今回委託をするということでございますので、その経費の部分の財源ですので、あくまでも特定健診等の新たな事業のための道の補助金になってございます。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） これまで国のほうで軽減分等という部分につきましては、3月に行われました議会のほうで、第1回むかわ町議会定例会において、関係条例の所要の改正について御審議、御決定いただいたんですけれども、そこの中の仕組みの中に最初から入っている形になっているという形になっております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） まず、1つ目の歳入の道負担金との関係ですが、そうすると、支出における、今の答弁だとこれはこれでという形でありました。そうすると、この歳出における保健事業費等々に、これはどういうふうにこの整合性がかかわってくるのか。また、この歳出の保健事業費のこれを入れる歳入部分というのは、どこで見ているのか、その辺の整合性が何か見えないんですけれども、その辺もう一回解明していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、国からのこの、いわゆることしも予算化されております、国で予算化されている低所得者軽減分ですね、これ当初の中で、3月の段階で入っているということ

なんだけれども、当初予算で見れば、そうした類いはないんですよね。国庫支出金で言えばゼロなんです。入っていないことになっているんだ。だからちょっと聞いているので、だから、じゃ、当初の中に入れておくとすれば、それはどの科目に発生してきているのか改めて伺いたい。明らかにしてほしいと思う。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） ちょっと私のほうの説明が悪かったかもしれないんですけど、今回の都道府県化によって、国のほうから納付金をこれだけ納めてくださいという部分があって、それをいわゆる100%納付するというお話を、3月議会でもしたと思うんですけども、その算定の中に軽減分等が入っている形になって、その分を引いた形での町村の負担金という計算になる部分に入っているという形になると思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 歳入の関係でございます。

2ページの歳入の3道支出金、1道負担金、1保険給付費等交付金の右側に書いています438万6,000円、4,386でございます。これの中身につきましては、3ページのほうに記載してございます5の保健事業費の欄ですけれども、保健事業費の一番下の右側に書いていますけれども3,306、この3,306と、それから3ページの一番下の繰出金、1他会計支出金の一番右の一番下にあります1,080、これを足した金額が、3,306と1,080を足した金額が4,386で、こちらは10分の1の補助金になっていますので、支出と歳入がイコールということでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つ目のほうはわかりました。あわせて、じゃ、今度保険給付費なんかかかった分が、道から市町村へ送られてくるわけですね。その場合には、どのような表記になって、この歳入のところに来るのか。道支出金じゃなくて、どういう科目で来るのかということを改めて伺っておきたいというふうに思います。それが1つ。

それから、もう一つ、萬課長のほうから言われた国からのやつが、いわゆる今度は保険税は道が決めて、その額を市町村に、我が町に何ぼ、何ぼと来るよと、そのときに、その納付金として割り当てられる中に、その国からのいわゆる軽減特例分が差し引かれているという回答ですね。これでよろしいのかどうか。

であれば、それは今度は我が町分として、その軽減分はどれだけの額になっておられるのか、そこをつかんでおられるかどうか、それを改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 3月議会でもお話ししたように、道と町村が共同で保険者になるという部分で、その役割については、いわゆる財政面については道、そして、保険事業については町村がメインとするという部分になるという説明をさせていただいたんですが、道のほうと国のほうとで、お金のそういう軽減分とかの部分が行われます。

そして、そこに必要な部分について各町村に、所得に合わせたり、平成29年度分に対してとか、平成30年度の予想に対してという形で各町の負担金が示されて、その額を1年間で払っていくという形になるというふうな説明を、この前もさせていただきました。

その部分で、今、資産の中で、その軽減分について幾らという資料は、ちょっと今、持っていないんですけども、そこについては後で示すことはできるかと思います。あくまでも、納付金額を算定する上での軽減額に対する支援分というのは、示すことができるかと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算第1号の1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書のつづり99ページから102ページまでの予算総則、第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表、直診勘定歳入歳出予算補正及び第3表、地方債について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 3ページ、事業番号50133-01生活支援ボランティアポイント事業の内容について、説明をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 生活支援ボランティアポイント事業についてお話しさせていただきますと思います。

こちらのほうに概要のほうはざっと載せてはあるんですけども、少しわかりづらいので、細かく説明をしていきたいと思います。

昨年度から、生活支援体制整備事業のほうを社会福祉協議会のほうに委託をしているところ です。この委託内容としましては、生活支援コーディネーターの配置というものと、あと ボランティアの活動支援というものを委託をしているところです。

このボランティアの活動支援としましては、ボランティアが活動しやすい体制をつくる というところが必要になってくるんですけども、そのために生活支援ボランティア制度をつ くって、ボランティアの活動しやすい体制をつくっていくという意味、目的で、こちらのほ うの制度を今年度から実施していきたいというふうに考えております。

まず、ボランティアのほうの登録なんですけれども、ボランティアのほうの募集のほうを しまして、事業の内容とかを説明するような研修会を受けていただいた上でボランティアを 登録していきます。その際に、ボランティアの登録証とボランティア手帳を発行していきま す。生活支援コーディネーターが、その必要なボランティアの実施する内容に合わせまして、 ボランティアさんを依頼して、実施結果と時間等を確認した上でポイントを付与していくと いう形で考えております。

50ポイントたまりましたら、500円のむかわ町の金券と交換するということで、ボランテ ィアの時間15分で2ポイント、支援1回当たりは16ポイントを上限という形でボランティア を実施していただいた上で、ポイントがたまった時点で交換というように考えているところ です。

あと、利用の対象者につきましては、相談のあった時点で生活支援コーディネーターのほ うが相談を受けて、訪問等によりまして実態、生活実情とかを把握して決定をしていくとい うところで、その決定の際には、見守り支援センターのほうでも高齢者等の状況を把握して いるものですから、そちらのほうと連携をとりながら、この方がどのようなサービスが必要 かというところを具体的に考えた上で、決定をしていきたいというふうに考えているところ

です。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 内容的にはわかりました。これ、町独自でポイントを付与するという考えかと思うんですが、以前、一、二年前に、むかわのホッピースタンプ会とか、たんぼぼカード会のほうでポイントカードを発行しているんですが、町のほうとタイアップで、ぜひ使っていただいて、お役に立てればということで、町に申し入れをされたかと思うんですが、今のところは独自で立ち上げたということですので、すぐはコラボできないかとは思いますが、今後そういう方向に向けての取り組みは考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） ただいまの質問にお答えいたします。

ポイント会のほうのポイントにつきましても、いろいろあるポイントをまとめていくという意味で、今後必要だというふうに考えておりまして、庁内の検討委員会の中でも会議はしたところなんですけれども、ただ、今すぐにそれをまとめるということが難しかったということと、こちらのほうのボランティアポイントにつきましては、なるべく早く施行していきたいという思いがありましたので、まずは、むかわ町金券からのスタートということで、考えさせていただいております。

今後につきましては、そのポイント会とかの話し合いの中でまとまった上で移行していくということも、視野には入れていきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連なんですけれども、一番はボランティアの方が活動しやすい体制づくりということなんですけれども、じゃ、そのボランティアを受ける側の住民、サービス、いろいろなものがあると思うんですけれども、どのようなことを考えていらっしゃるのか、具体的に。

要するに、ボランティアの人にどんなサービスを受けることができるのか。この前もちょっとお話ししましたが、お聞きしましたが、どんなことをしていただけるのかということですよ、どんなサービスをしていただけるのかと。年齢とかも何も言っていませんので、もう年齢とかに関係なく、生活ボランティアコーディネーターの人がそこへ伺って、どんなサービスを受けたいのか聞いて、それがこの事業の対象になると思ったら、上限16で

すから2時間ですよ、2時間の間、受けられるということになると思うんですけども、もちろん受ける側は料金も何もかからないことになりますから、期待されると思うんですけども、どんなサービスを受けられるのかということも非常に大事なことだと思うので、お聞かせください。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 利用対象者ということになるかと思うんですけども、利用の対象者につきましては、こちらのほうに書いておりますとおり、むかわ町に住所を有する65歳以上の高齢者または障害者等で、支援が必要な方というふうに考えております。あくまでも支援が必要な方というところで押さえていきたいというふうに思っております。

こちらのほうの利用者の選定につきましては、先ほどお話ししましたように、訪問等で状況を確認した上で決定していくという形になりますけれども、実際に行っていくボランティアの内容といたしましては、まず、個人宅の訪問としての支援につきましては、ごみの分別であったりとか、ごみ出しであったりとか、あとは、ちょっとした草取りや除雪というところを考えております。ほかにもいろいろな御要望というかはあるかと思うんですけども、当面はやりやすいものから開始していくというところで考えておりまして、今後ニーズ等を把握しながら、実施してニーズ等を把握しながら拡大するということも考えていきたいというふうに思っているところです。

特に、買い物支援であったりとか、あとそれから、掃除というような部分でのニーズというのは、すごく多くて、話し合いをするときに、第二層協議体というところの住民の代表者の方で話をしたんですけども、その中でもそのような意見は多く出ておりました。

ただ、個人宅に入るというところにつきましては、買い物とかで、お金を特に扱ったりするということでは、トラブルというところの心配が多く出されておまして、何かあったときどうしようというような話が多く聞かれております。なので、2人体制で入ったほうがいいんじゃないとか、あとはボランティアで実施するのは難しいんでないとか、いろいろな意見が出されておりました。

それとあわせて、買い物とか掃除の支援につきましては、介護保険制度の訪問介護の内容と一致する部分がありますので、介護保険制度では有償というか、有料になっております。そういうところでの差が出てくるというふうに考えております。

今年度の介護保険法の改正によりまして、生活援助従事者の資格が創設されておまして、生活援助のみのヘルパーさんのほうのサービスもできているところです。また、総合事業に

おきましても、訪問型サービスBというものがあまして、ボランティアによるサービスというものを、総合事業で設定できるというものもございます。

これらの状況を踏まえまして、買い物とか掃除に関するものについては、訪問介護、介護保険でやったほうがいいのか、総合事業のほうがいいのか、または、ほかの市町村でもやっておりますように、有償ボランティアという形もございますので、そのようなところを考慮しながら、どのような形でできるかというところを今後、協議を重ねていった上で実施していきたいというふうに考えております。

個人宅以外のところにつきましては、介護保険事業所や医療機関等への事業協力というところも、ボランティアの内容として考えておりますので、個人だけではなくて、そういう幅広いボランティアというところも含めて、できるところから今回始めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 基本的には今の質問と関連して、もうちょっとお聞きしたいと思うんですけども、まず予算上の問題からですが、予算説明の中では、歳入の部分の2ページ、歳入の部分の国庫補助金、これもボランティア関連ですと言いました。それから、道支出金もボランティア関連ですという説明がございました。

これらの歳入関連と、今説明された生活支援体制整備のこの概要、いわゆるボランティア事業とがイコールなものなのか。この事業費を使って、国からのこの補助金等を使ってここに充てるということで、歳出のところに行くのかということ、ちょっと改めて、大変申しわけないですが、御説明をいただければというのが1つでございます。

もう一つは、私は、時間がありませんからあれですけども、この事業は、いわゆる説明があったように、去年から介護保険法の改正とともに始まった総合事業、この総合事業との関連性というのは、どのように位置づけておられるのか。今の説明だと、全く町独自という感じでもありました。しかし、いろいろ説明を聞いていると、この介護保険計画にあるように、総合事業の関係では、30年度はいろいろ調査研究していきますという、そういうことが今の答弁の最後のほうの内容だったのかということも含めて、改めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず歳入の面ですけれども、こちらのほうの事業につきましては、生活支援体制整備事業という中で行いますので、地域支援事業の一つになっております。地域支援事業のほうの補助金というか、交付金の中で実施するものになりますので、地域支援事業の負担割合と同じような形で、国のほうから39%、あと道のほうから19.5%、町が19.5%、あとは介護保険料のほうから22%というような負担割合の中で実施していく事業になっております。

それと、次の総合事業との関連ですけれども、こちらのほう、あくまでも地域支援事業の中でやっていきますので、まずは総合事業とは違うものという位置づけで実施していきたいと思っております。

先ほどお話ししました部分につきましては、買い物支援とか、それから掃除などの部分を、もし総合事業の訪問型Bで実施するならばというところでお話しした部分ですので、こちらのほうの地域支援事業とは別のものになるかと思えます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そういう形で進めていただければ、非常に町民の利用者の方もありがたいというふうに思うんです。

ただ、ここでのいう国庫補助金、地域支援事業という形での交付金、これを活用してということになると、基本的には国が言っている総合事業の、去年から始まっている総合事業との関連の中の国の助成の一部だというふうに思うんです。そういう中であれば、その中でも、いわゆる無資格者でもそういうことに対応できるようなことだとか、ボランティアを活用してとかというのがあって、そういうのに対して支援しましょうというのが国の総合事業の流れですね。

そういうことになると、これ、いろいろな問題も波及するということが言われております。そういう点で考えられているのは、例えば、そういうことでなると、今、介護事業をやっている民間事業者の皆さんが、相当そういうことの影響を受けると。ボランティアとかなんとかでずっと進められると、民間事業者の皆さんが影響を受けるというようなこともあります。そういうこともなく、町独自としてやっていくんだという方向性であれば、私は非常によいというふうに思いますし、ぜひ、そういう立場でさらなる検討をしていってほしいなというふうに思います。

そういうことを確認しながら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） こちらのほうのボランティアポイントにつきましては、介護事業というところでいくと、ちょっと似ている部分はあるかとは思いますが、実際には、少しそのすみ分けはしていきたいなというふうに思っております。

実際、今、むかわ町の現状といたしましては、ヘルパーさんが少ないということで、訪問介護のほうで、少し大変な状況が出てきておりますので、そういう部分も補える、多少は補える部分というか、ヘルパーさんができないところを、すき間を補えるような、そういうようなところもできていけばいいのかなというのは、少し考えてはいるところです。

ただ、いろいろな部分での整合性というものも見きわめながら、実施していきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり、103ページ、104ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、事項別明細書、収益的収入、収益的支出から3ページまでの資本的収入、資本的支出、議案書つづり105ページ、106ページの全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 申しわけない。せっかくですので、1点だけ確認的に伺いをしておきたいというふうに思います。

1つは、3ページのこの資本的支出にかかわって、配水管布設費に伴って、実施設計の費用1,000万というふうに見込んでいるんですが、上水道でそのような大きな工事をどこでやるのかなというのは、ちょっと疑問なんで、そこら辺の箇所を含めて、あるいはそれと同時に、どういう予算組み立てといいますか、その予算組み立ての根拠的なもの、これをお伺いしておきたいというのが第1点でございます。

それから、もう一つあわせて伺いしておきたいと思いますが、収益的支出のところ、固定資産の償却部分が出されておりますけれども、1ページです、これらについての内容に

ついて、御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、資本的支出の配水管布設費でございますが、これは水道のほうの、かん水ではなく水道のほうの配水管布設費でございます。本年度実施するルートにつきましては、道道が2カ所で257メートル、道道沿いがです。それと、国道について2カ所、国道横断があるんですけれども、その部分についての設計費なんですけれども、道道については、事前に占用等しなければなりませんので、測量等をしまして、それで占用協議に持ち込んだときに、いろいろ条件等がつけられるので、そういう意味で……

〔「6 ページ言えばいいんだ」と言う人あり〕

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 場所は、道道沿いは鵜川停車場線、それと、もう一つにつきましては、千歳鵜川線の変電所付近、そこに古いポリパイプがありますので、それを更新するものであります。あと、国道についても2カ所、横断している箇所があるんですけれども、その部分、2カ所について、推進工法でやり直すということで、そこら辺の構造計算もあるものですから、委託費が高くなっているということでございます。

それと、2点目の、1 ページの資産減耗費なんです。これは固定資産除却費になります。本年度、中央監視装置を更新するのと、穂別のほうの公用車を更新するというので、固定資産の残価分、中央監視装置が169万2,000円、それで車両のほうは8万5,000円分除却費が生じるものです。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） まず、1つ目から聞きます。

いわゆるこの箇所はどこからどこまでという、国道と道道があるところは、変電所があつてというのは、何かわかりました。どこまでの、距離的に言うとなんという状況になるのかというのと、それが1つ。

それから、2つ目には、国道横断、道道横断があるので、測量をした上でという話もありました。そうすると、これは、それらを含めて全部委託するのか、あるいは自分たちで全部やるのか、そこら辺のことも含めて、ちょっとお伺いしておきたいというのと、それから、今の2つ目の説明で、簡易浄水場のほうの車を買うとか、わかりました。だけれども、十六

万幾らと言ったんですね。予算は177万なんですね。ちょっとその辺の金額が合わないので、もう一回。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問に、追加して回答いたします。

まず、配水布設費の配水管実施設計の部分の場所関係を、具体的にちょっと説明させていただきます。

まず最初、道道千歳鷗川線の青葉地区、元変電所がありました区間の道道に入っています約147メートル、それがもう築40年ほどたっていますので、その部分の水道管の更新。それと、あと道道鷗川停車場線、駅前の道道であります。ちょうど、三好写真店の前のところに、40ミリのポリパイプが入ってしまして、それを約110メートルほど更新いたします。

それと、国道235号、これにつきましては、2カ所国道横断してまして、その部分については、ちょうど洋光地区の部分で横断してまして、その部分については、この3カ所とも道、国に占用を受けて設置しているんですけれども、占用協議の中でいろいろな詳細、あと構造的なものも求められますので、測量、そして、要は調査、設計を今回の業務の中で実施するところであります。

それと、2点目の除却費の部分については、一応予算の中では177万7,000円というふうに計上しておりまして、先ほども主幹のほうから説明したとおり、電気設備、中央監視装置の更新に伴う、残っている除却費全てを、169万1,000円を除却いたします。そして、もう一つについては、車両運搬、要は車両購入に伴う今の車両を除却しますので、その分で8万6,000円ほど除却する内容となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、事項別明細書、収益的収入から4ページまでの収益的支出、資本的収入、資本的支出及び議案書つづり107ページ、108ページの全般について、質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 下水道の補正予算1号の4ページの資本的支出、これのうちの真ん

中ごろの３項建設改良費、ここに説明としまして、従来の３項を４項に改めるというふうに注書きがあるわけですが、この改める理由は何なのかというところが一つと、それから、補正予算の６,４２０万のうち６,４００万、これが工事委託料というふうになっていますが、これは既存の施設の改修なのか、あるいは新規に起こす事業なのか、ちょっと金額が大きいものですから、この辺について説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、２点目の公共下水道事業資本的支出の委託料６,４００万の部分の説明をいたしたいと思います。

これにつきましては、鷗川下水処理場の監視制御盤の更新になっております。これについては、２カ年で一応やる予定になっておりまして、今年度製作を予定しておりまして、来年度設置という形で、今回、政策分の６,４００万を委託という形というのは、下水事業団に委託をした中で協定を結び、そして工事をやっていただくという形で行っております。そういう中で、今回委託のほうに計上している次第です。

以上です。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 中島議員の質問の中で、従来の３項を４項に改めるというところがございますけれども、本来３項に予備費がございますして、予備費のところはこの下水道施設費を入れまして、予備費が一番最後に置くというようなことになりますので、そのずれということでございますので、３項を４項に改めるということにさせていただいたところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

１２番、中島議員。

○１２番（中島 勲君） そうすると、最初の答弁ですが、既存の施設を改修すると、それを外部に発注する委託料と、こういうふうにとっていいんですね。はい、わかりました。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） そうです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第４１号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページから2ページの事項別明細書、収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出及び議案書つづり109ページ、110ページの全般について、質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 厚生病院の用地購入に関してお聞きをしたいと思います。

私の誕生日と厚生病院の設立、これ似通っているものですから、昭和22年に設立されて、鵜川村から28年の町制移管まで数えると70年ぐらい賃貸という、そういった感じで今日まできたのかという確認と、今の厚生病院の駐車場のところに本体があって、今その横のほうに新しい病院が建っているんですけれども、この土地というのは、もともと賃貸していた地主の土地に建っているのか、複数の地主が今回関係しているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 厚生病院の用地の関係の御質問についてお答えいたします。

この用地につきましては、今、議員申しましたとおり、過去からの賃貸の経緯がございます。町がこの用地につきまして、町立に移管したのが平成20年という形で、指定管理者を始めしています。その段階でも、北海道厚生農業協同組合が借り受けていた用地につきまして、町が町立移管に際しまして、同様の条件で賃貸を行ってきているところでございます。

その後、平成25年、改築を行っております。この段階で、当該土地につきましては、市街地の中心にあるということもございます。そういった意味では、土地の価格も多額の金がかかるということもございます。それから、土地所有者にこの土地売却の意思がございませんでしたので、購入することなく、賃貸借契約をこれまで継続してきたところでございます。

このたび所有者の方から売却の申し出がございまして、購入価格等、協議が調いましたので、将来的に町にとって、今後も病院の経営をしていくという観点から、このたび購入をするということに至ったところでございます。

土地所有者につきましては、現在1件、所有者1人ということでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 厚生連の時代と移管になったときと、ちょっと私、勘違いしてましたので、わかりました。

それで、以前にもほかの議員さんのほうから、こういった長い年月の賃貸借の場合については、できるだけ行政のほうで持ったほうがいいのではないかという、そういう質問の中で、

一覧表というのは、もう既に我々もらってはいるんですけども、今、そういった何十年単位でもって賃貸をしているという、そういうの、私今、町のほうからいただいた資料の持ち合わせがないものですから、そういうケースというのは、まだ多いのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 件数は、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、正確なところはちょっと申し上げられないということで、御了解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第42号の質疑を終わります。

これから、議案第37号から議案第42号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第37号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第37号の討論を終わります。

次に、議案第38号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第39号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第39号の討論を終わります。

次に、議案第40号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第40号の討論を終わります。

次に、議案第41号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第41号の討論を終わります。

次に、議案第42号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第42号の討論を終わります。

これから、議案第37号から議案第42号までの6件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第37号を採決します。

お諮りします。

議案第37号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決します。

お諮りします。

議案第38号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

お諮りします。

議案第39号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号を採決します。

お諮りします。

議案第40号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号を採決します。

お諮りします。

議案第41号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第42号を採決します。

お諮りします。

議案第42号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、発議第2号 恐竜ワールド構想調査特別委員会の設置に関する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4 番、佐藤 守議員。

〔4 番 佐藤 守議員 登壇〕

○4 番（佐藤 守君） 発議第 2 号 恐竜ワールド構想調査特別委員会の設置に関する件について、提案理由の説明を申し上げます。

むかわ町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、恐竜ワールド構想調査特別委員会を設置したく、むかわ町議会会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

設置理由といたしましては、現在、恐竜ワールド構想推進計画が進められている中で、とし 3 月、博物館周辺エリア再整備基本計画が策定されたことから、むかわ町議会として恐竜ワールド構想の課題について調査検討を行うことが適切であるとのことから、特別委員会の設置を提案するものであります。

委員定数は議長、監査委員を除く全員とし、期間は閉会中、調査審査終了までするものであります。御審議、御決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 2 号 恐竜ワールド構想調査特別委員会の設置に関する件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長、監査委員を除く全員で構成する恐竜ワールド構想調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ただいま選任をされました恐竜ワールド構想調査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時20分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第8、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された恐竜ワールド構想調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に野田省一委員、副委員長に北村 修委員が互選された旨の報告がありましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、意見書案第2号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、佐藤 守議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書案の趣旨説明を行います。要点のみ説明をしたいと思います。

政府、財務省は、2014年10月の財政制度等審議会に、介護支援専門員、ケアマネージャーが作成する介護支援計画、ケアプラン作成の有料化を提案しました。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付外しなどとセットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて、実施が見送られていたものです。

現在、厚労省は、来年度の介護報酬改定で、ホームヘルパーが掃除や調理を行う訪問介護の生活援助を1日1回程度以上利用する場合、ケアマネジャーの市町村への届け出を義務づけ、保険者にケアプラン点検を行わせる方針です。介護認定の抑制、生活援助の利用制限は、介護保険の理念である利用者の自立支援を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネジャーの契約で成り立つサービスです。高齢者とその身近な相談相手、専門家として接するケアマネジャーなどの当事者や多くの事業者が反対しているもとの、ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化は実施しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、意見書案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 意見書案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

この意見書につきましては、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部趣旨の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

2016年に実施された総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育などの多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立いたしました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉え方から未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されています。

つきましては、行政サービスの質の確保と臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用の安定の観点から、次のことが措置されるように強く要望いたします。次の記載の4点を要望するところでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。御審議、御決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、意見書案第4号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 意見書案第4号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書案について、趣旨説明をさせていただきます。

この意見書におきましても、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読によって趣旨説明とさせていただきます。

地方自治体は、高齢化が進行する中で、医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しております。

一方、公共サービスを提供する人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービス提供が困難となっており、人材確保を進めるために、これに見合う財源が必要で

す。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特にトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されております。インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立的であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。

また、地方自治基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や、地域の実情を踏まえた政策課題に対する目的で積み立てており、財政的余裕によるべきものではないことから、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するために、財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制、削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかなです。

このためにも2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このために、政府に以下の8項目の実現を求めます。8項目におきましては、記載のとおりであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。御審議、御決定いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 反対の立場から意見を述べます。

この意見書は、地方財政の充実と拡充を求めたもので、全体としては大切なことで賛成ですが、しかし1つだけ問題があります。

それは、1の中に財源を消費税に求め、来年2019年の10月とされる消費税は10%引き上げを是としたもので、この部分は多くの国民の反対もあり、認められません。財源は、この間、異次元の金融緩和などでもうけをしている富裕層など、応分負担を求めるべきです。

したがって、残念ながらこの意見書に賛同できないことを述べ、討論といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） いろいろ事情はあるんですけれども、先ほど趣旨説明がありましたとおり、内容的には、やはり私は、これは必要であるというふうに考えますので、賛成意見とします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、意見書案第5号 教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第5号について、趣旨説明を行います。

意見書案第5号は、教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学

保障に向けた意見書についてであります。

皆さん、お手元に文書で配付されておりますが、若干要約して趣旨説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中であります。その中で、教職員の働き方が非常に大変な状況で、過労死ラインと言われる8時間を超えている状況にあります。ということで、それらの改善を求めたものでございます。

そして、あわせて2つ目に、子どもたちが、10ページ、最後の行にあります。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく、平等に教育を受ける権利を有しています。そのために、その保障のために国による教育予算の確保と拡充が必要だという立場で、5項目にわたって要求を出しているものでございます。

1には、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するために、義務教育を無償となるよう、また義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します、を初めとして、以下5項目となっております。これらは、連合北海道胆振分会の皆さんから持参、提出されたものでございまして、経済文教常任委員会として適当と認め、提案するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。御審議、御決定の上よろしく願います。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13 意見書案第6号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第5号について、趣旨説明を行います。

本意見書は……

〔発言する者あり〕

○11番（北村 修君） 失礼しました。意見書案第6号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書であります。

2017年4月に公表された文科省の教育勤務実態調査の集計において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超えの残業に相当する教員が、小学校で33.5%、中学校で57.6%に達していることが明らかになったとして、この実態を改正することを求めたものでございます。

教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している給特法の廃止を含めた見直しを行うように求め、1として、教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している公立の義務教育小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の廃止を含めて見直しを行うよう要請するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。御審議、御決定のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、意見書案第7号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 意見書案第7号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

こちらの意見書案につきましても、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運賃対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けて検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運航管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法では禁止されていた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や、地位確認等集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されています。

このように多くの問題点を有していることから、国においては地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。御審議、御決定いただけますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第15、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第16、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり全道議会議員研修会及び全道議会広報研修会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時48分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員